

多摩市子ども・子育て・若者プラン

～第2期 多摩市子ども・子育て支援事業計画～



2020（令和2）年3月

東京都 多摩市

はじめに

令和元年6月に策定しました、多摩市のまちづくりの基本的な指針である「第五次多摩市総合計画 第3期計画」では、「健幸まちづくり」をさらに推進していくことを基盤としたうえで、重点課題の1つに「若者世代・子育て世代が幸せにくらせるまちの基盤づくり」を位置づけました。

子どもの最善の利益を念頭に、子どもたちが心身ともに伸びやかに、人間性豊かに育つよう、全ての市民がそれぞれの立場で、また、協力しながら、子どもたちの育ちを見守り、保護者が喜びをもって子育てができるよう支えることが重要です。

女性の就業率が増加し社会で活躍する保護者が増えました。インターネットやスマートフォンの普及により住んでいる場所に関わらず人とつながる技術も進みました。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化も始まり、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みも進みました。

その一方で、子どもの貧困、児童虐待、子育て世帯の孤立など、社会状況が変化する中で解決すべき課題もあり、地域でのつながりの希薄化が進んでいることなども、今回実施したニーズ調査の結果に現れています。

誰一人取り残すことなく、全ての子ども・若者が自分らしく生きられるまちづくりを進め、次の世代に引き継いでいくことが、今、まちづくりを担っている私たち市民の大切な責務です。

第五次多摩市総合計画第3期計画と歩調を合わせ、子どもの育つ環境の整備や教育関係の充実を図り、課題を解決し、子育て世代・若者世代にとって魅力あるまちづくりをソフト・ハードの両面から進めるための計画が、この「多摩市子ども・子育て・若者プラン」となります。

最後に、この計画の更新にあたりましては、多摩市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様には心からお礼を申し上げますとともに、これからも、ともに子ども・若者の育ちの応援をしていただきますようお願いを申し上げます。

2020（令和2）年3月

健幸都市



多摩市



多摩市長 阿部 裕 行

目 次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	3
1-3 計画期間.....	4
1-4 計画の対象.....	4
1-5 計画の策定にあたって.....	5
(1) ニーズ調査の実施.....	5
(2) 策定体制.....	5
第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取組み	6
2-1 基本方針ごとの取組み.....	6
2-2 保育サービス等の利用状況（目標事業量）.....	11
第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況	12
3-1 統計データから見た社会環境の変化.....	12
(1) 人口・世帯数.....	12
(2) 出生の動向.....	14
(3) 就労の状況.....	15
(4) 未就学児の保育所、幼稚園等への就園状況.....	16
(5) 待機児童の状況.....	17
3-2 ニーズ調査から見た子育ての状況.....	18
(1) 子育ての不安.....	18
(2) 経済的な状況別の子育てについての不安や負担.....	19
(3) どちらが主に子育てを行っているか別の、子育ての不安や負担感の有無.....	20
(4) 主に子育てを行う人別、具体的な不安や負担.....	21
(5) 悩みの相談相手.....	22
(6) 保護者の就労状況（未就学児）.....	24
(7) 定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）.....	25
(8) 教育・保育を定期的に利用している事業（未就学児）.....	25
(9) 希望する放課後の過ごし方（小学生）.....	26
(10) 多摩市における広義のひきこもり群推計数（満15歳から満39歳までが対象）.....	27
(11) 経済的な状況における学習への影響（放課後、休日の過ごし方）.....	28
3-3 子ども・子育てを取り巻く社会動向.....	30
(1) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）.....	30
(2) 少子化社会対策大綱.....	30
(3) 子ども・子育て支援法.....	31
(4) 子ども・若者育成支援推進法.....	32

(5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律	32
(6) 児童福祉法	32
(7) 児童虐待防止法	32
(8) 母子保健法	33
(9) 生活困窮者自立支援法	33
(10) 健やか親子21（第2次）	33
(11) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進	34
3-4 子ども・子育て支援の現状と課題	35
(1) 子育てのための支援	35
(2) 子どもの人権の尊重	35
(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	35
(4) 安心できる保育体制の充実	36
(5) 安定した家庭生活に向けた支援	36
(6) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	36
(7) 地域社会全体での子育て支援	37
(8) 子育てを支援する生活環境の整備	37
(9) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立	37
(10) 子どもの貧困対策	38
第4章 計画の目標	39
4-1 基本理念	39
4-2 基本方針	41
〔基本方針1〕子どもの健やかな成長への支援	41
〔基本方針2〕子育て家庭への支援	41
〔基本方針3〕子育て・子育てを育む地域づくり	42
〔基本方針4〕子ども・若者に対する多角的な支援	42
第5章 施策に基づく事業	43
5-1 施策体系	43
5-2 施策の展開	44
基本施策1-① 子育てのための支援	44
基本施策1-② 子どもの人権の尊重	51
基本施策1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	54
基本施策2-① 安心できる保育体制の充実	56
基本施策2-② 安定した家庭生活に向けた支援	60
基本施策2-③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	68
基本施策3-① 地域社会全体での子育て支援	72
基本施策3-② 子育てを支援する生活環境の整備	73
基本施策4-① 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立	75
基本施策4-② 子どもの貧困対策	79

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について.....81

6-1	教育・保育提供区域の設定	81
6-2	幼児期の学校教育・保育	82
	（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み	82
	（2）提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	84
6-3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	86
	（1）利用者支援に関する事業（利用者支援）	86
	（2）地域子育て支援拠点事業（常設の子育てひろばでの親子の交流促進）	88
	（3）妊婦健康診査	89
	（4）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	90
	（5）養育支援訪問事業.....	91
	（6）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	92
	（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	93
	（8）一時預かり事業（幼稚園の預かり保育、保育所の一時保育、リフレッシュ時保育） ..	94
	（9）延長保育事業	96
	（10）病児・病後児保育事業.....	97
	（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	98
	（12）放課後子ども教室事業.....	99
	（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業	100
6-4	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の数値目標.....	101
6-5	乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策.....	102
6-6	産後休暇・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策.....	102
6-7	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携	102

第7章 計画の推進のために 103

7-1	計画の周知	103
7-2	庁内組織における施策の推進	103
7-3	関係機関等との連携.....	103
7-4	子ども・子育て会議.....	103
7-5	計画の達成状況の点検・評価	104

資料編..... 105

多摩市子ども・子育て会議の審議経過	105
多摩市子育て・若者支援推進本部の審議経過.....	108
多摩市子ども・子育て・若者プラン（素案）に関するパブリックコメント.....	110
多摩市子ども・子育て会議設置条例	111
多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱	112
多摩市子ども・子育て会議委員名簿	114
ライフシーンごとのインデックス.....	116

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

少子高齢社会の進行、地域コミュニティの希薄化、家族形態の多様化などにより、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育てのニーズも多様化しています。変化した環境に伴い、多様な課題に対応するため、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、公布され、2015（平成27）年度から新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。本市においても、2015（平成27）年3月に「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン（多摩市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもの健やかな成長に必要な環境整備や地域における子育て支援などを進めてきたところです。この間、児童虐待や保育所の待機児童が社会問題となり、本市としても重要課題として取り組んでいます。

また、社会状況の変化は、子どもや子育てだけではなく、若者を取り巻く環境にも影響を与えており、様々な困難も生じています。子ども・若者の育成支援施策の総合的推進等のために、2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、2014（平成26）年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

そうした中、本市の現計画（計画期間：2015（平成27）～2019（平成31）年度）が終期を迎えることから、第2期計画（計画期間：2020（令和2）～2024（令和6）年度）を策定し、現計画を引き継ぎ、時代のニーズや現在の課題を反映します。

本計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に引き続き位置づけるとともに、子どもの貧困、若者のひきこもり等が社会問題となる中、子ども・子育て支援、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者及びその家庭を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

なお、多摩市全体で取り組んでいる、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の実現を目指し、第五次多摩市総合計画第3期基本計画では、「健幸まちづくりのさらなる推進」を計画全体の「基盤となる考え方」としています。その重点課題として掲げられている、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」を目指し、本計画は健幸まちづくりを推進していくための中核の一つを担う計画として、諸課題の解決に取り組めます。

第1章 計画の概要

2012（平成24）年8月施行

子ども・子育て支援法



一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目指す

2015（平成27）年4月～

子ども・子育て支援新制度



子ども・子育て支援法に基づく、新たな子育て支援の仕組みが2015（平成27）年度から本格的にスタート

本計画

子ども・子育て支援事業計画



法に基づき、子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画（本計画）を策定

- ①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

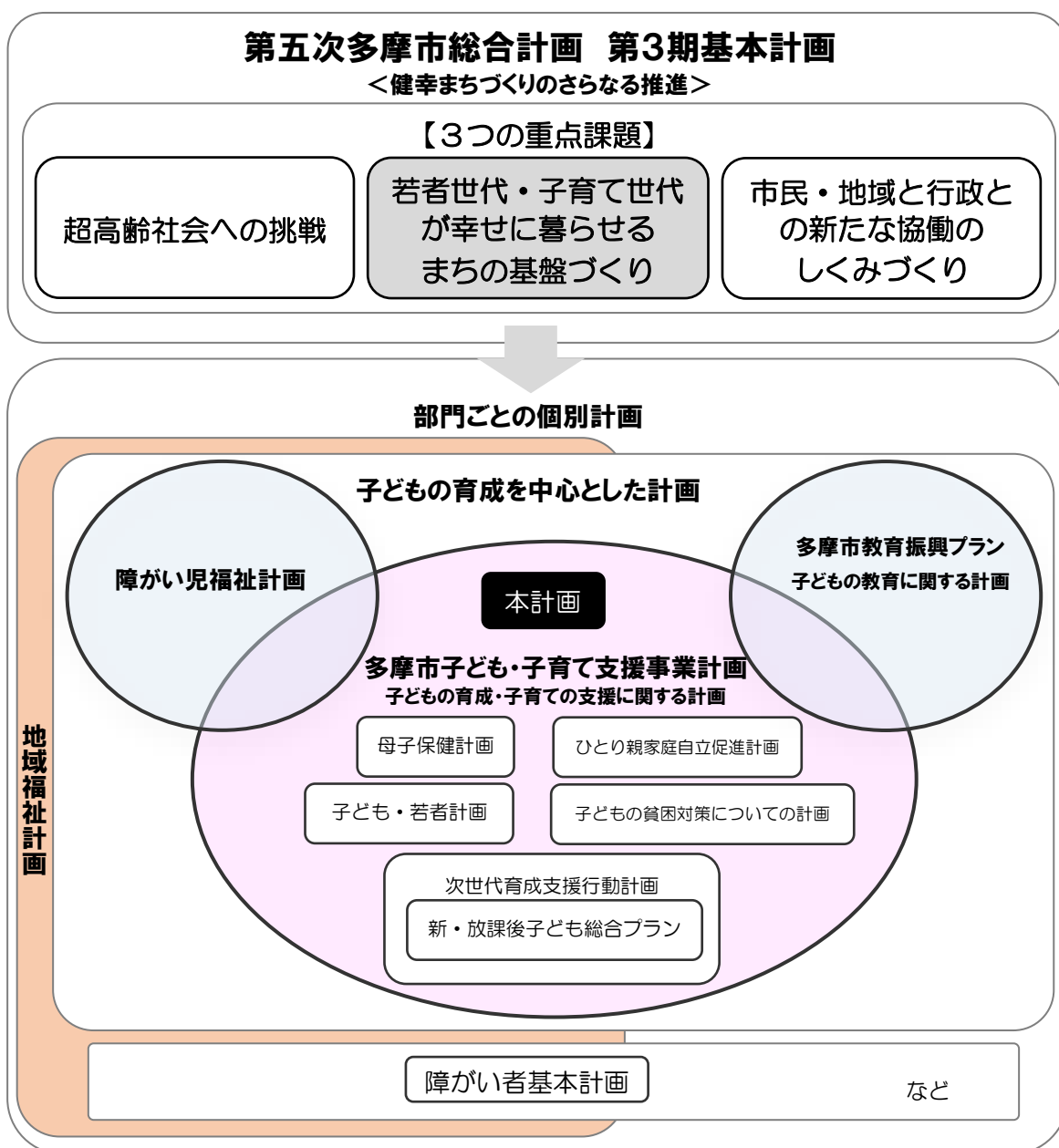
次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」

新・放課後子ども総合プラン

1-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画です。

また、本計画は、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、これまでの本市の取組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画である「第五次多摩市総合計画」、「地域福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「多摩市教育振興プラン」との整合性も図ります。また、個別計画である「母子保健計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策についての計画」、「次世代育成支援地域行動計画」を兼ね備えたものとして策定し、地域社会での協働のもと、幼児期の教育、児童福祉、母子保健及びその他の子育て支援における環境整備等、次世代育成に係る施策を引き継ぎ、発展させる計画として位置づけられています。



第1章 計画の概要

1-3 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度の5年間を一期として策定します。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

2015（平成27）年度 ～2019（令和元）年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度	2024 （令和6） 年度
第五次多摩市総合計画 第3期基本計画 2019（令和元）年度～					
かがやけ！多摩市子ども・子育て・ わくわくプラン （多摩市子ども・子育て支援事業計画）					
	多摩市子ども・子育て・若者プラン （第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）				

1-4 計画の対象

本計画は、胎生期（妊娠期）から39歳までの子ども・若者及び子育て世帯の保護者を対象とします。



1-5 計画の策定にあたって

本計画は、「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」における施策の評価を行い、本市における幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。

また、計画策定の段階から、多摩市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育に対するニーズ等を把握するため、就学前児童（0～5歳）の保護者、中高生世代児童（12～17歳）の中から無作為に抽出した世帯及び就学児童（小学2、4年生）の全保護者、若者（15～39歳）、児童扶養手当受給者世帯の保護者及びその子ども、子どもに関する支援機関職員を対象に、2018（平成30）年10月9日から11月9日の期間、「多摩市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査」を実施しました。

◆「多摩市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の概要

対象	送付配布数	回収数	回収率
①就学前児童（0～5歳）の保護者 （無作為抽出した対象者への郵送）	1,150 通	650 通	56.5%
②就学児童（小学2、4年生） の全保護者（小学校経由で配布）	2,352 通	1,767 通	75.1%
③中高生世代児童（12～17歳） （無作為抽出した対象者への郵送）	1,200 通	472 通	39.3%
④若者（15～39歳） （無作為抽出した対象者への郵送）	2,340 通	700 通	29.9%
⑤児童扶養手当受給者世帯の保護者 （児童扶養手当受給者対象者への郵送）	592 通	201 通	34.0%
⑥児童扶養手当受給者世帯の中高生世代 （⑤に同封）	352 通	105 通	29.8%
⑦子どもに関する支援機関職員 （関係機関を対象に郵送または直接配布）	96 通	79 通	82.3%
合計	8,082 通	3,974 通	49.2%

(2) 策定体制

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「多摩市子ども・子育て会議」の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しています。

なお、庁内の横断的組織としては、市長を本部長とする「子育て・若者支援推進本部」を定期的で開催し、市長部局及び教育委員会が情報を共有する中で、市民に求められる子ども・子育て・若者支援施策の在り方についての議論を進めてきました。

第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取組み

2-1 基本方針ごとの取組み

2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間で展開した「多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」の様々な取組みを評価し、新たな「多摩市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行うものです。

基本方針1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行等を踏まえ、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するために、認定こども園、幼稚園、保育所の充実に加えて、小規模保育所、家庭的保育所や事業所内保育所など、様々な保育環境を整備し、質の確保を基本に量的拡大を図ります。また、延長保育や特別に配慮が必要な児童への支援を充実させるために、職員の加配も行います。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>2015（平成27）年度以降、小規模保育所や事業所内保育所等の地域型保育施設を開 設するとともに、幼稚園の認定こども園化を進め、ほぼ全園で延長保育及び預かり保育を 実施し、多様なニーズに対応した保育の量的拡大を図ってきました。</p> <p>計画に沿って、保育の量的拡大を行っているものの、年齢や地域ごとの需要と供給で需 要が増えてきていることもあり、2018（平成30）年度の4月時点の待機児童数が83 人と計画の目標である「2017（平成29）年度までに待機児童を解消する」ことはでき ませんでした。</p> <p>利用定員を維持していくとともに、さらに支援を充実していくためには、全国的な課題 である保育士不足への対応が必要となってきています。</p>
--------------------------------	--



第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取り組み

基本方針2 地域における子育て支援

認定こども園、幼稚園、保育所等の施設のみならず、全ての子ども・子育て家庭を支援するために、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業（リフレッシュ一時保育事業）」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」や「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>幼稚園の預かり保育や子育て総合センター（子ども家庭支援センター）のリフレッシュ一時保育事業など、保育所以外での預かりも充実させ、全ての子ども・子育て家庭の支援を行ってきました。また、地域子育て支援拠点の整備については、目標9箇所のうち7箇所整備を完了するとともに、併せて利用者支援事業を実施し、身近なところで子育て相談ができる環境も整えてきました。</p> <p>児童の放課後の居場所づくりや青少年の健全育成については、学童クラブの新規整備や放課後子ども教室の活動回数を増やす等成果を向上・維持しています。地域の中で子どもの育ちを見守る支援の担い手として、シルバー人材センターや地域のNPO法人等の団体が活動可能な事業展開としましたが、地域における事業の担い手が高齢化し、また人材が不足している等課題があり、事業を継続していくためには担い手の育成が必要となっています。</p>
--------------------------------	---

基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の発育は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかな支援によって達成されます。

また、子育てをめぐる地域や家庭の状況が大きく変化する中、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産・育児できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連機関や関係団体と連携して推進します。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>妊娠期からの切れ目のない支援の一環として、母子健康手帳交付時の妊婦面接を行う「ゆりかごTAMA」を開始し、支援を必要とする家庭へのアプローチを早期に行うとともに、その後の訪問や相談事業につなげることで、切れ目のない支援の充実を図ってきました。また、各地区の担当保健師が、地域の子育て支援拠点、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりに努め、地域で安心して子育てができる支援体制の確保を行ってきました。</p> <p>食育の推進については、地域では、保育所や児童館での離乳食講習会を開催し、小学校においては、学校給食センターとの連携のもと、栄養教諭や栄養士による食育の出前授業や給食指導を実施するとともに、「サツマイモづくり」や「稲作体験」等の体験活動を子どもの学びの入り口とした食に関する指導を実施しました。一方、食育に関しては、お子さんの食事づくりで役立つ内容について、情報発信の工夫が必要となっています。</p>
--------------------------------	--

第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取り組み

基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

未来を担う子どもたちが健康で幸せな生活を送るためには、地球的な視野で身近な暮らしを整え、地域づくりに参加し、様々な人と協働するなど、「持続可能な社会の担い手」として行動することが期待されています。このことから、学校教育分野にとどまらない「2050年の大人づくり」を目標に、子どもを取り巻く機関や地域が協力・連携し、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みづくりを進めていきます。なお、「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」の事項のうち、学校教育過程及び教育内容に関する事項（「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「信頼される学校づくり」）については、本計画と同時期に改訂となる「多摩市教育振興プラン」の中に記載します。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>男女平等参画の普及・啓発のための講座や子育てに関する講座、つどいの広場は、貴重な学びの場や地域とのつながりのきっかけとなるなど、取組みに対する成果の維持・向上が見られます。また、講座の実施にあたっては、関係機関や地域との協力・連携のもと行われており、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みづくりを着実に進めてきました。今後、より一層事業の効果を上げていくためには、インターネットなどをさらに活用し、事業の周知を図るとともに、講座等への子育て世代等若い世代の参加を促進していくことが課題となっています。</p> <p>小・中学生のSNSやスマートフォンなどの情報機器の適切な利用については、市内共通ルールを定めるとともに、各学校で実施するセーフティ教室等を通じて、学校及び家庭のルールづくりを推進してきました。</p> <p>保育所や幼稚園等の就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目的に、保育所・幼稚園と市立小学校との連携を進め、小学校入学の際に子どもと保護者の不安を軽減できるよう、小冊子「かがやけ！たまっ子1年生」の発行を開始しました。</p>
--------------------------------	---

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境等の整備や、防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。

安心して子育てができるまちづくりを推進し、全ての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>通学路の安全対策や歩道のユニバーサルデザインを取り入れた整備等、子育て世帯にとって子育てしやすい環境の整備に取り組んできました。今後は、老朽化しているインフラについても、住民ニーズを把握しながら対応していく必要があります。また、子育て世代への住宅の供給やおむつ替え・授乳スペース等の設置については、民間事業者の事業によるところが大きいので、市としては、事業の周知や協力要請等を行っていく必要があります。</p> <p>通学路の安全対策とともに、自治会や地域団体と協力しながら地域での見守り活動を継続してきました。また、「多摩市版みまもり・ぼうはんハンドブック」を新1年生全員に配布し、子ども自身の危機管理能力を高める取組みを実施してきました。</p>
--------------------------------	--

第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取り組み

基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるように、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>男性の育児休業取得推進や女性の就業率の向上等、仕事と家庭の両立に対して、社会的に注目が集まっている中、相談や就労に向けたセミナーや説明会、意識の向上を目的とした周知活動等、様々な面から支援に取り組んできました。今後は、就労支援事業について、実施施設や事業自体の認知度を上げるとともに、対象者ごとに事業を実施するのではなく、役割分担を明確にし、より経済的な自立につながるような効果的な事業の実施に向けて検討していく必要があります。</p> <p>子育て世帯が安心して就業するために欠かせない保育サービスや学童クラブについては、定員確保を行い待機児童解消に努めるとともに、保育所以外での預かりも充実してきました。今後は、地域や学年によるニーズを精査し、需要と供給がマッチした定員の適正化と職員の確保について検討を続けていく必要があります。</p>
--------------------------------	--

基本方針7 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題	<p>地域や関係機関等と協力し、子どもが毎日利用する通学路の安全確保や自主的な防犯・登下校時の見守り体制を整備してきました。また、子ども自身が交通事故に遭わないよう、幼稚園や保育所、児童館、学童クラブ、小中学校での交通安全教室を行い、子どもの自己防衛意識の向上も図りました。</p> <p>通学路の安全対策とともに、自治会や地域団体とも協力をしながら地域での見守り活動も継続してきました。また、「多摩市版みまもり・ぼうはんハンドブック」を新1年生全員に配布し、子ども自身の危機管理能力を高める取組みを実施してきました。</p>
--------------------------------	---



基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の未然防止、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず東京都や関係機関との連携の強化を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感が見られ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無に関わらず、集団の中で他の子どもたちとともに成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>児童虐待防止につなげるため、関係機関との連携のもと、支援を必要とする家庭の早期発見を進めるとともに、各地区の担当ワーカー等がその後の適切なサービスへつなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ってきました。一方、関係機関からの相談や虐待対応、養育困難なケースが年々増加しており、業務に対応できる体制づくりが急務となっています。</p> <p>ひとり親家庭に対する相談体制や自立に向けた生活支援や資金の貸付けを充実させてきましたが、経済的な自立につながる就労支援が課題となっています。</p> <p>障がい児への支援については、学校での特別支援教室や特別支援学級の設置を行うとともに、学童クラブ、保育所等でも障がい児の受入れに対し職員の加配をつける等、厳しい職員体制の中、支援が必要な子どもの受入れを行ってきました。増加傾向にある発達障がい児への対応については、教育部門とのさらなる連携を強化し、迅速な対応を図ってきました。</p> <p>支援を必要とする子どもやその家庭については、近年、対応件数の増加と相談内容が複雑化していることから、庁内での連携体制の強化を図ってきましたが、一方で各相談員の専門性の強化と連携の在り方についても、さらに検討していく必要が出てきています。</p>
--	---

基本方針9 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は保育、教育・医療等多分野にわたっており、子どもを健やかに育てるための経済的支援が必要とされています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の負担を軽減するために、各種支援を推進します。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>児童扶養手当の所得制限の引上げや義務教育就学児医療費助成の所得制限撤廃、新入学準備金の入学前支給の開始等、経済的支援拡充を図ってきました。一方で、経済的支援が着実な自立につながるよう関係課との連携と踏み込んだ支援が必要となっています。</p> <p>私立幼稚園在園児の保護者への支援は、幼児教育・保育の無償化の影響を受けることが予測されるため、国の政策動向を踏まえた検討が必要です。</p>
--	--

第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取組み

2-2 保育サービス等の利用状況（目標事業量）

2015（平成27）年3月に策定した多摩市子ども・子育て支援事業計画「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。

表 目標事業量の進捗状況

事業区分	利用実績					目標量 (確保量) 2019 (H31)	備 考
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)		
認定こども園・幼稚園 (1号認定)	2,650	2,470	2,300	2,300	2,192	2,470人	
認定こども園・保育所 (2号認定)	1,613	1,643	1,664	1,694	1,785	1,685人	
地域型保育・認定こども園 ・保育所(3号認定)	1,437	1,462	1,451	1,447	1,424	1,436人	
利用者支援事業	5	7	7	8	9	9箇所	地域子育て支援拠点
地域子育て支援拠点事業	5	7	7	8	9	9箇所	常設子育てひろば数
妊婦健康診査	11	11	11	10	—	14回	14回まで受診可能
乳児家庭全戸訪問事業	1,093	1,048	1,014	913	—	793人	
養育支援訪問事業	963	2,303	2,476	3,309	—	1,400人	育児・家事援助+専門的相談支援
子どもショートステイ事業	26	61	52	79	—	2,555人	児童福祉施設契約
ファミリー・サポート・センター	3,029	3,255	4,296	4,142	—	5,200回	年間の活動実績
一時預かり事業	64,261	68,991	73,631	77,244	—	82,500人	幼稚園・保育所・リフレッシュ一時保育総数
延長保育事業	21	21	21	21	21	21箇所	認可保育所+認定こども園
病児・病後児保育事業	649	802	848	795	—	3,600人	不足分はファミリー・サポート・センターで補完
学童クラブ	1,409	1,460	1,521	1,598	1,709	1,626人	小学校敷地内移転に併せて定員増
放課後子ども教室	15	14	14	15	—	17箇所	実施学校数
実費徴収に係る補足給付	2	5	5	5	—	2箇所	市内幼稚園・保育所の総数

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

3-1 統計データから見た社会環境の変化

(1) 人口・世帯数

①人口・世帯の推移

過去20年の人口と世帯数の推移を見ると、人口は2006（平成18）年までは横ばい傾向が続いていましたが、2007（平成19）年以降大きく増加し、2016（平成28）年では148,000人を超えています。

世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

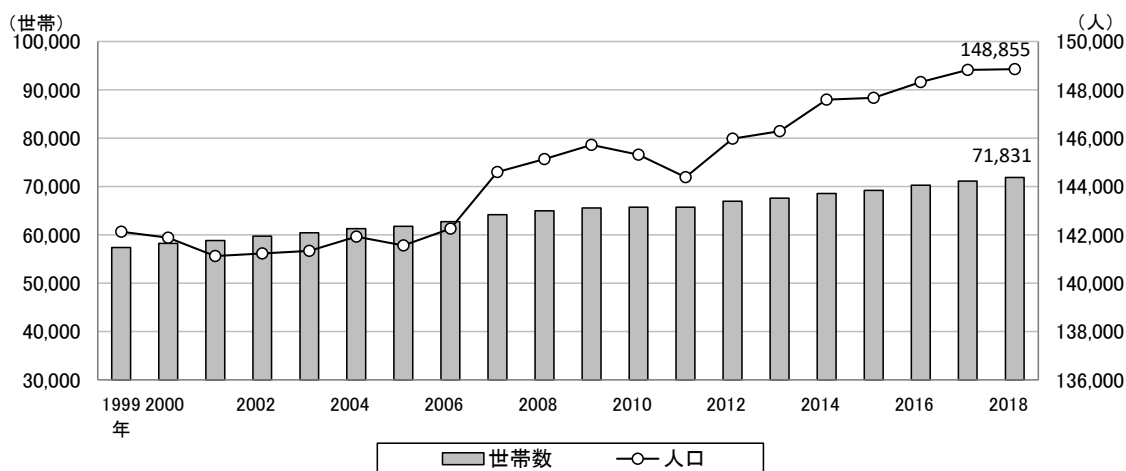


図 人口・世帯数の推移 資料：「住民基本台帳人口、各年10月1日」

②人口動態

過去20年の人口動態を見ると、自然増減では自然増が続いていましたが、2012（平成24）年に自然減に転じ、その後減少傾向が続いています。

一方、社会増減は社会減が続いていましたが、2007（平成19）年に大規模団地の建替え、2013（平成25）年に駅前マンションの建設等による2,000人超の大きな増加があり、2015（平成27）年以降は社会増が続いています。

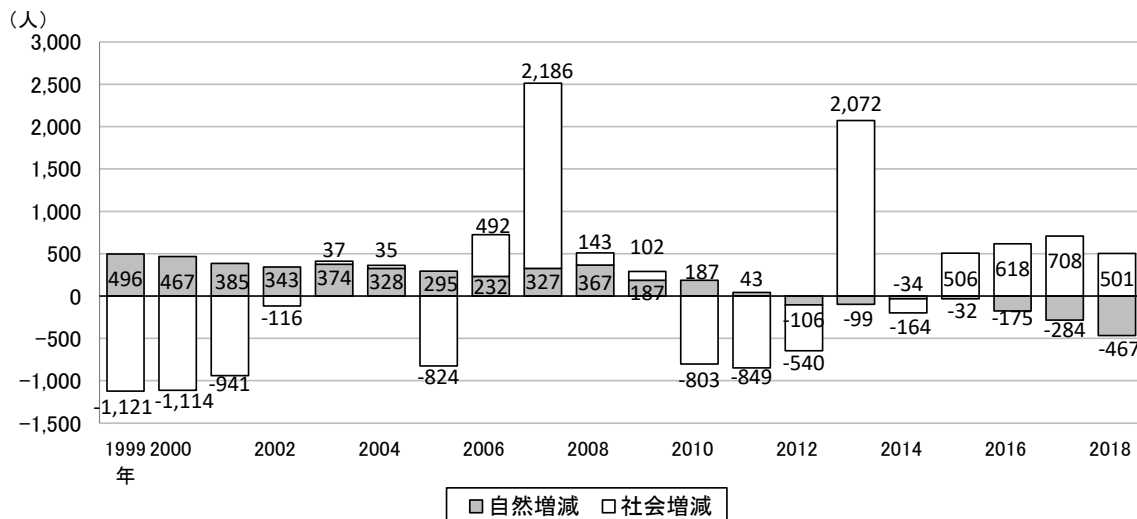


図 人口動態の推移 資料：「住民基本台帳人口」

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

③年齢別人口

年齢別人口を見ると、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、老年人口は2010（平成22）年以降20%を超え、2018（平成30）年には20.1%となっています。

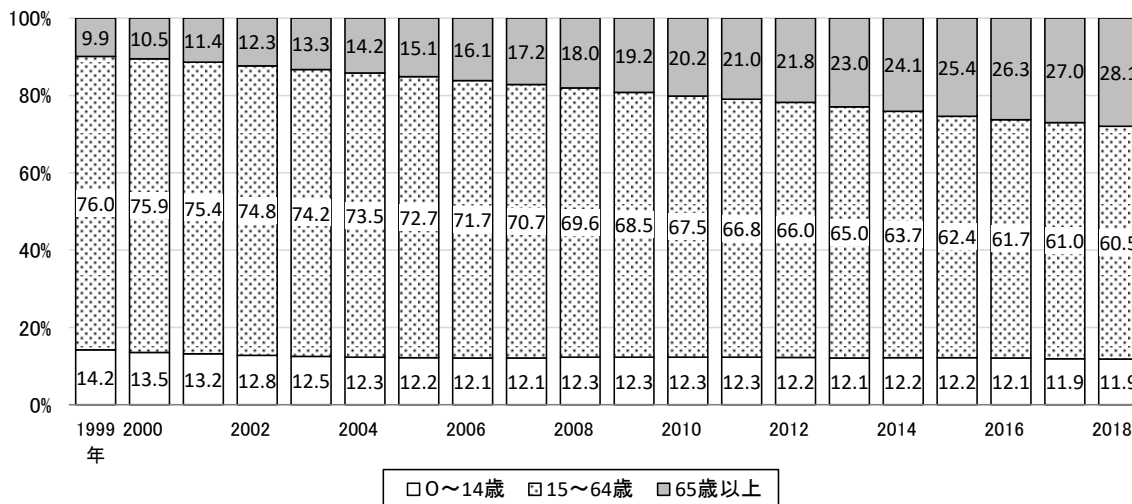


図 年齢別人口の推移 資料：「住民基本台帳人口、各年1月1日」

④年少人口比率

年少人口比率を本市、東京都、全国と比較すると、いずれにおいても2005（平成17）年まで減少傾向であったものが、2010（平成22）年には増加に転じ、2015（平成27）年には再度減少となり、本市は11.8%と東京都平均を若干上回っています。

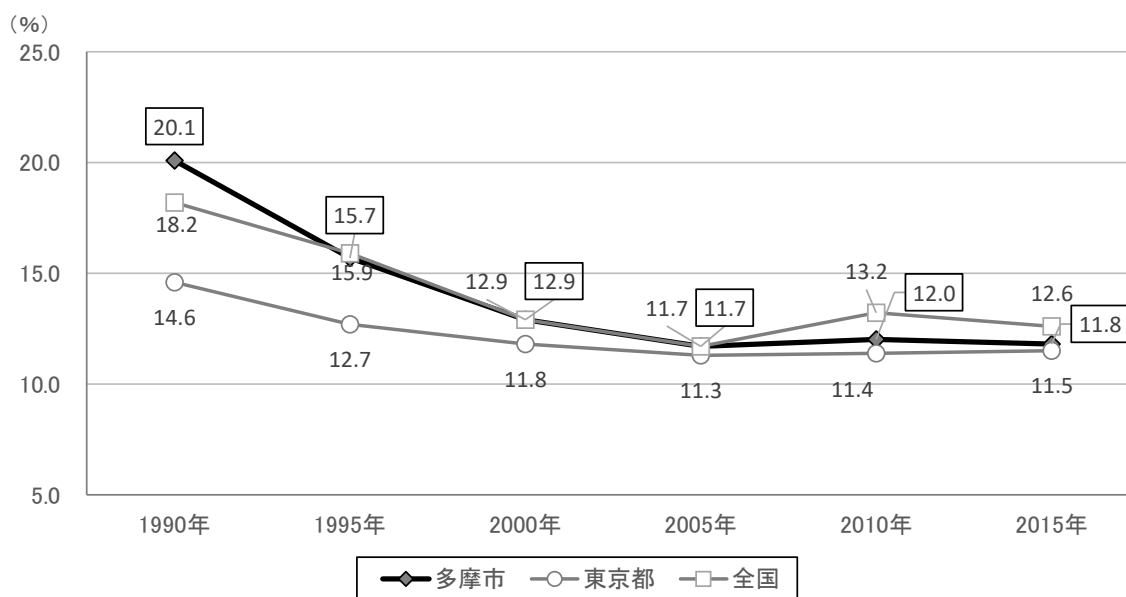


図 年少人口比率の推移 資料：「国勢調査」

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

(2) 出生の動向

①出生数

本市の出生数は、2008（平成20）年に1,200人を超えてピークを迎え、その後減少に転じ、2014（平成26）年にはいったん増加しましたが、減少傾向は続き、2016（平成28）年以降は1,000人を下回っています。

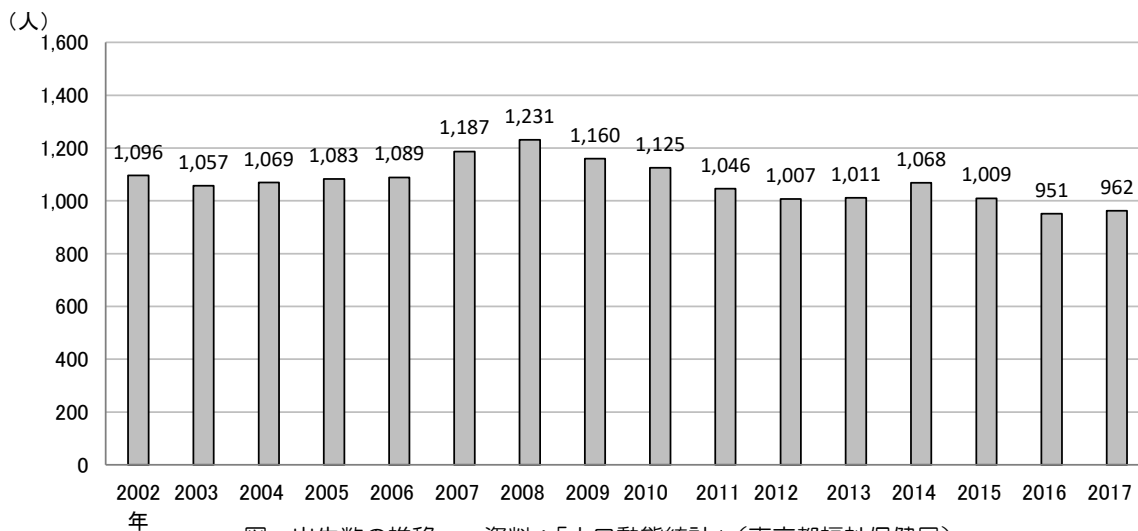


図 出生数の推移 資料：「人口動態統計」（東京都福祉保健局）

「住民基本台帳年齢別人口」（多摩市）

②合計特殊出生率

合計特殊出生率を比較すると、全国では緩やかな増加傾向にある一方で、本市は2008（平成20）年に1.19に達した後減少に転じましたが、2014（平成26）年では1.22まで増加し、近年では1.2前後を維持しています。

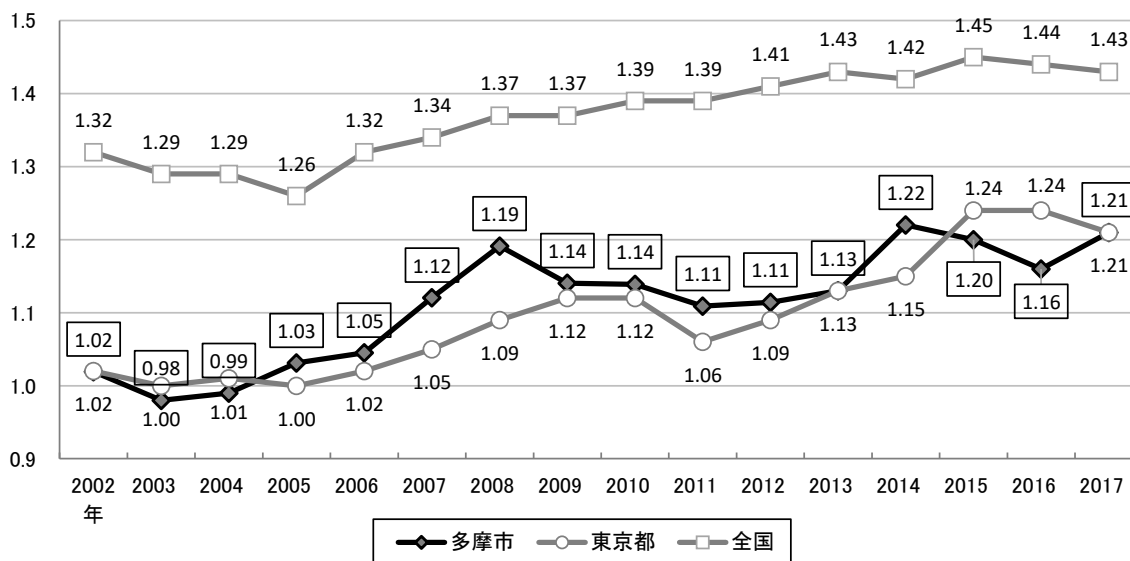


図 合計特殊出生率 資料：多摩市及び東京都「人口動態統計」（東京都福祉保健局）

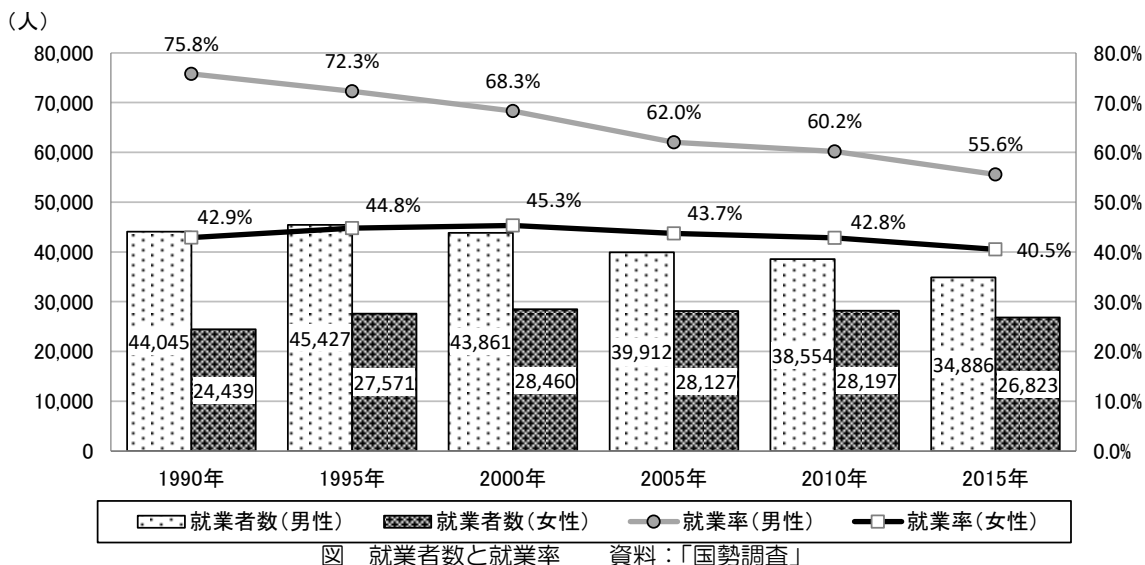
全国「人口動態統計年報」（厚生労働省）

(3) 就労の状況

① 就業率

就業者数の推移を見ると、男性は2000（平成12）年以降、減少傾向にあり、女性は2000（平成12）年まで増加傾向であったものが、2005（平成17）年以降減少に転じています。

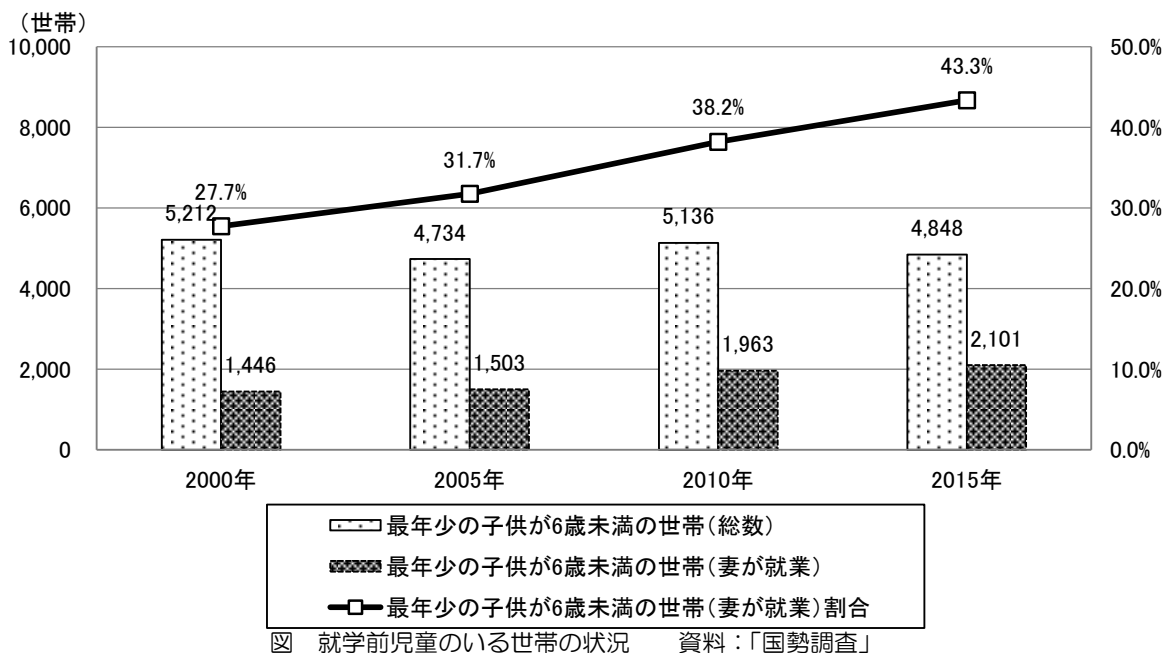
男女別の就業率を見ると、男性は減少傾向にあり2015（平成27）年で55.6%、女性は増加傾向であったものが減少し、2015（平成27）年で40.5%となっています。



※就業率：15歳以上人口に対する就業者の割合

② 就学前児童のいる世帯の就業率

6歳未満の就学前児童がいる世帯数は、2015（平成27）年で4,848世帯、そのうち妻が就業している世帯は2,101世帯となっており、その割合は43.3%と増加傾向が続いていることから、子育て世帯の女性の就業率の高さが伺えます。



第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

(4) 未就学児の保育所、幼稚園等への就園状況

就園状況では認可保育所が最も多くの子どもを預かっています。

幼稚園から認定こども園に移行した園が増えたため、認定こども園の3歳以上児が増えています。また、認証保育所の利用も増えています。

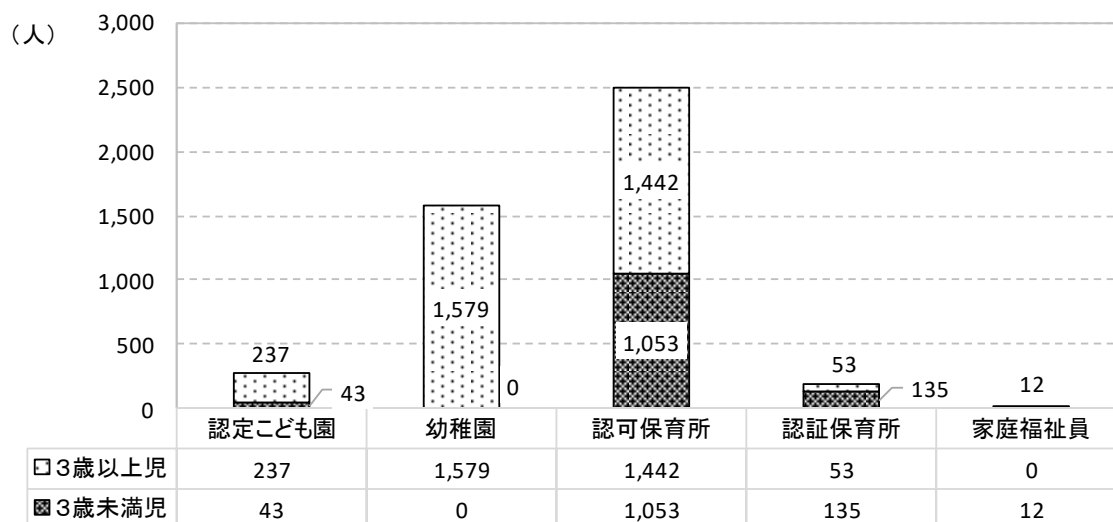


図 未就学児の就園状況（2014（平成26）年4月1日時点）

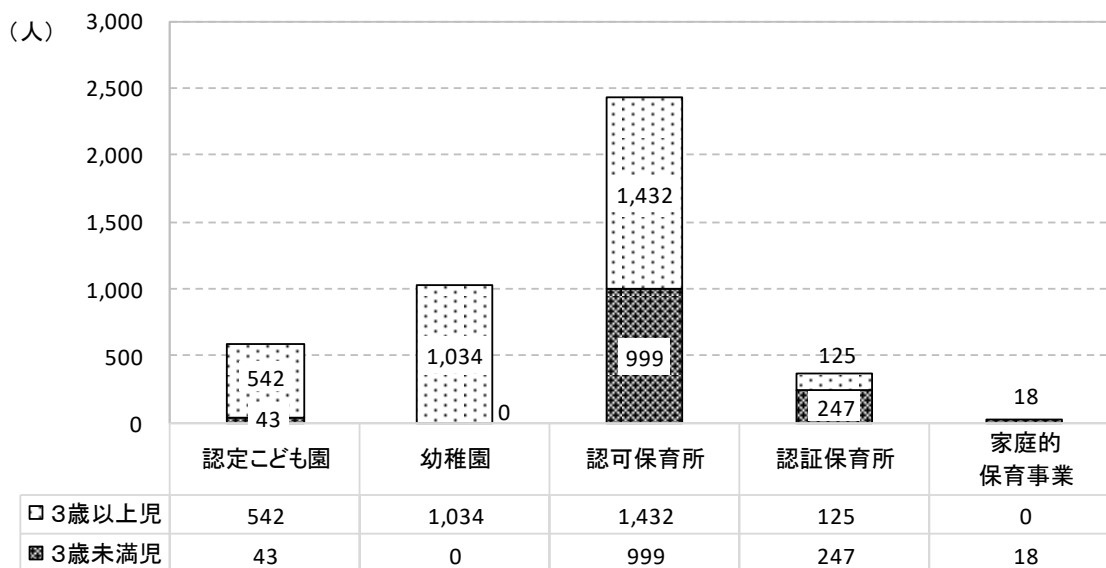


図 未就学児の就園状況（2019（平成31）年4月1日時点）

(5) 待機児童の状況

本市の認可保育所の待機児童数は、2007（平成19）年に100人に達し、2010（平成22）年には最多の218人となりましたが、2011（平成23）年以降は計画的な定員増加を図ったため、減少傾向となっています。また、多摩ニュータウンの建替えに伴い、再び保育ニーズが増加し2014（平成26）年度は116人の待機児童が発生しましたが、定員の空き状況は56人となっており、地域的なミスマッチや利用調整の難しさが考えられます。

近年では80人前後で推移していますが、就学前児童のいる世帯の女性の就業率が増加傾向にあることで、保育ニーズも増加するものと考えられます。

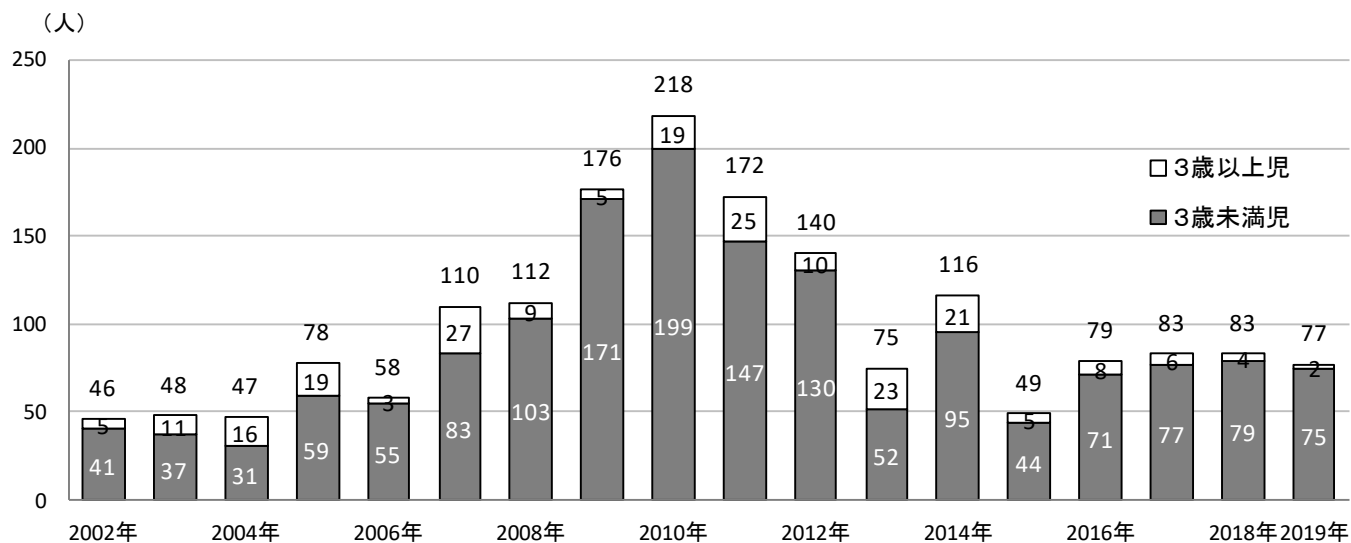


図 待機児童数の推移 資料：多摩市（各年4月1日）



3-2 ニーズ調査から見た子育ての状況

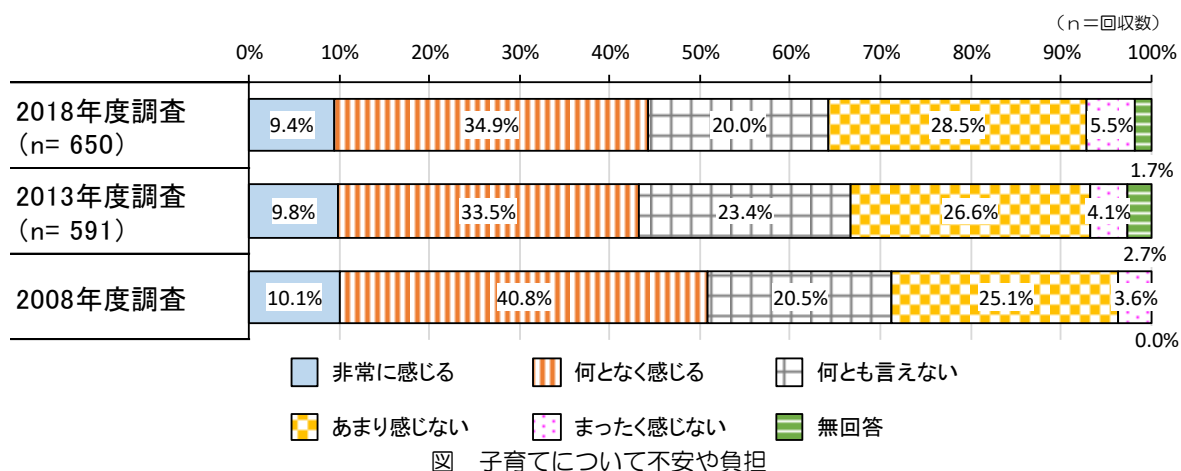
2018（平成30）年10月に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果による、親の意識・就労状況、教育・保育事業の利用状況は以下のとおりです。

(1) 子育ての不安

【未就学児】

○不安や負担を「何となく感じる」が3割台半ば近くで最も高くなっています。

○「非常に感じる」と「何となく感じる」を合わせた“感じる”は4割台半ばを占め、変わらず半数近くの方が何らかの子育ての不安を抱えています。



【小学生】

○不安や負担を「何となく感じる」が3割台半ばで最も高く、「非常に感じる」と「何となく感じる」を合わせた“感じる”は約5割を占め、前回調査を比較して8.2ポイント増加しています。

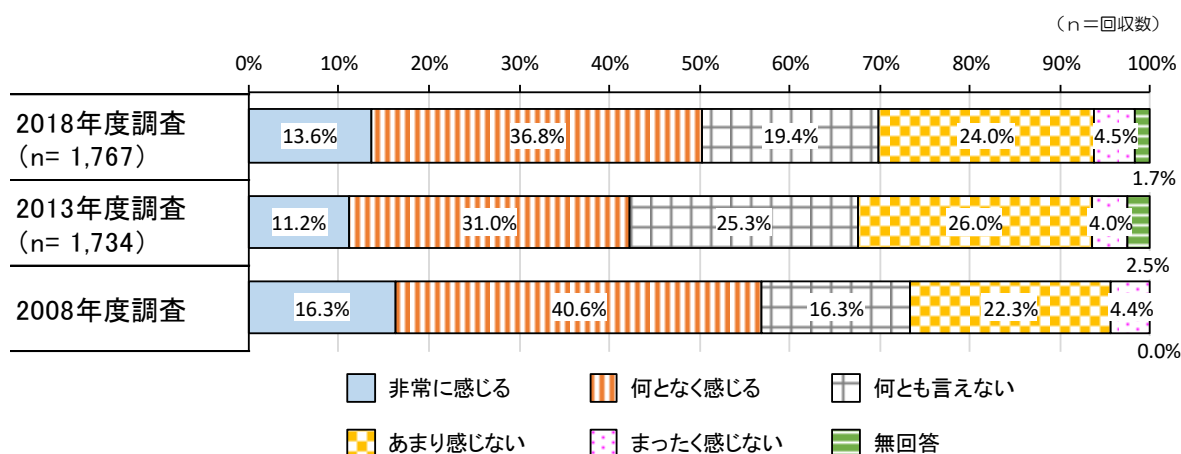


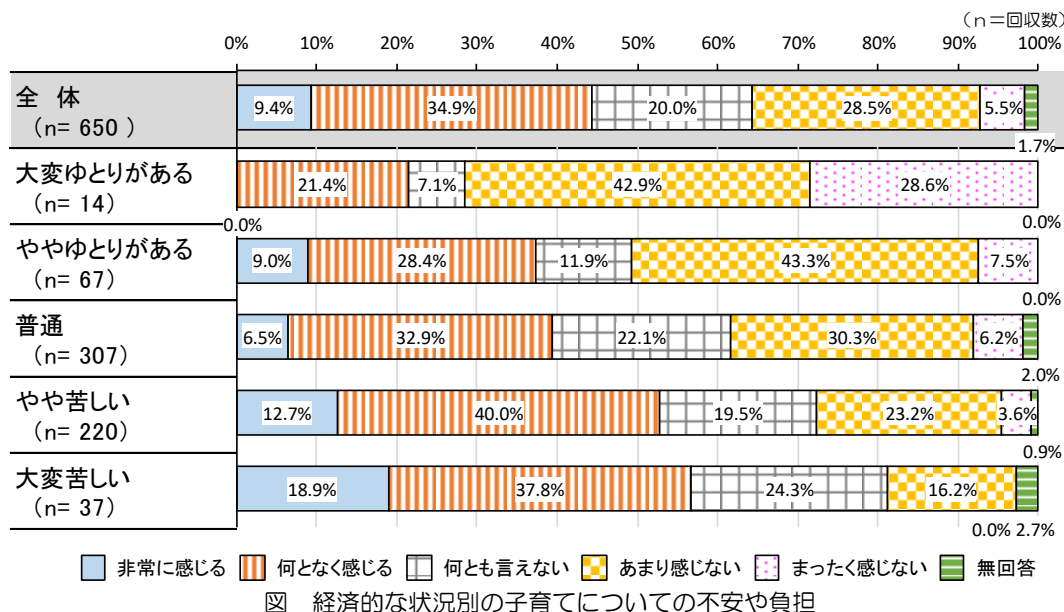
図 子育てについて不安や負担

(2) 経済的な状況別の子育てについての不安や負担

【未就学児】

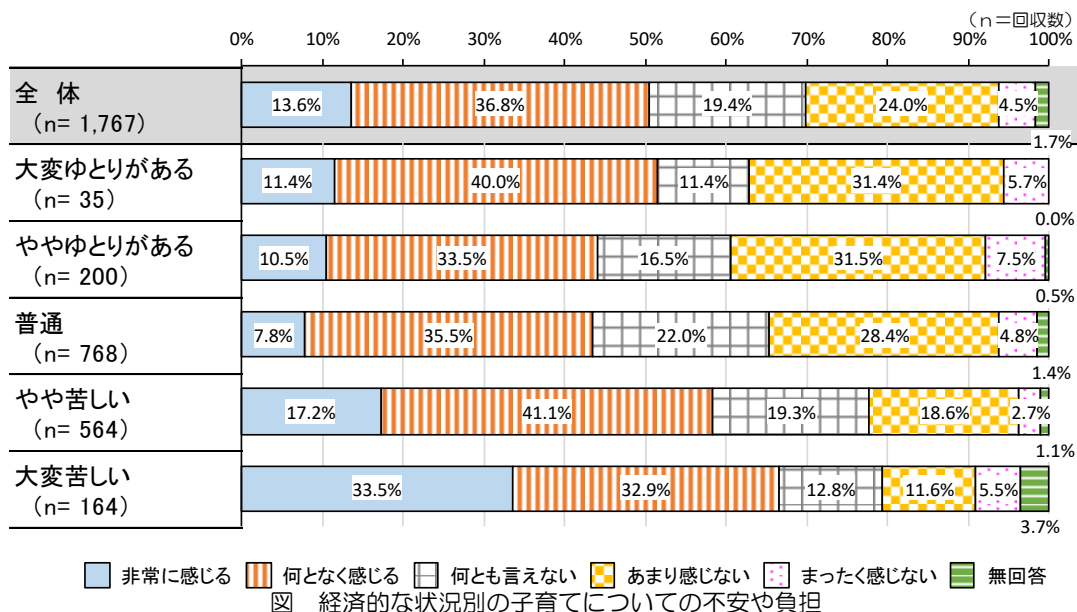
○経済的な状況が「大変苦しい」では、不安や負担が「非常に感じる」、「何となく感じる」合わせて、半数以上に上っています。

○逆に、経済的にゆとりがあるに従い、不安や負担が「非常に感じる」、「何となく感じる」の合計値の割合は下がっていきます。



【小学生】

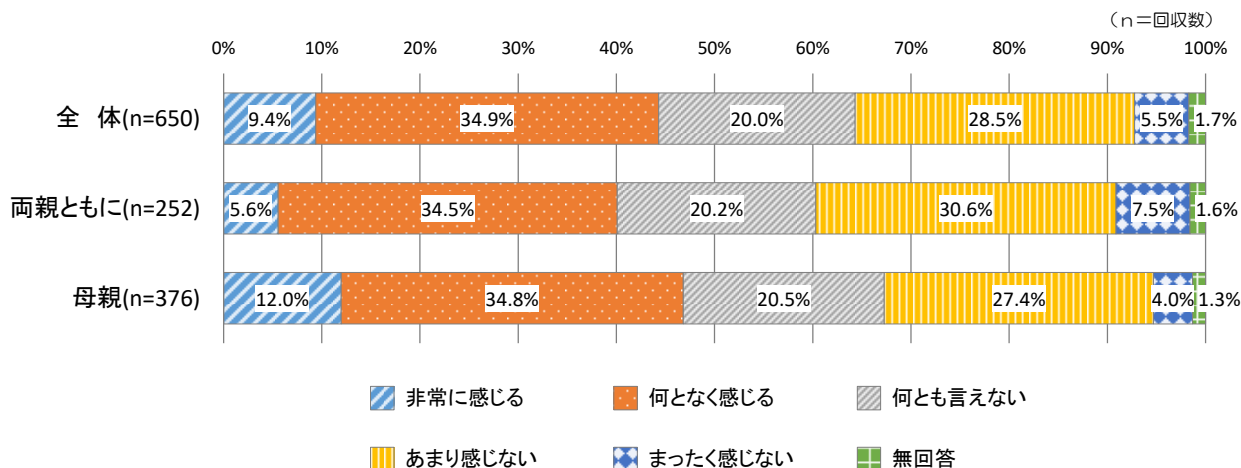
○小学生になると経済的な状況別のどの階層でも、子育てについての不安や負担を「非常に感じる」が一定程度現れてきていますが、中でも経済的な状況が「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答した階層に顕著に現れています。小学生の親で一番子育てについての不安や負担が「非常に感じる」、「何となく感じる」を少なく回答したのは、経済状況が「普通」と回答した世帯となっています。



(3) どちらが主に子育てを行っているか別の、子育ての不安や負担感の有無

【未就学児】

○子育てを「両親ともに」に行っているより、「母親」が主に行っている方が、子育ての不安や負担感を「非常に感じる」、「何となく感じる」の割合が高くなっています。



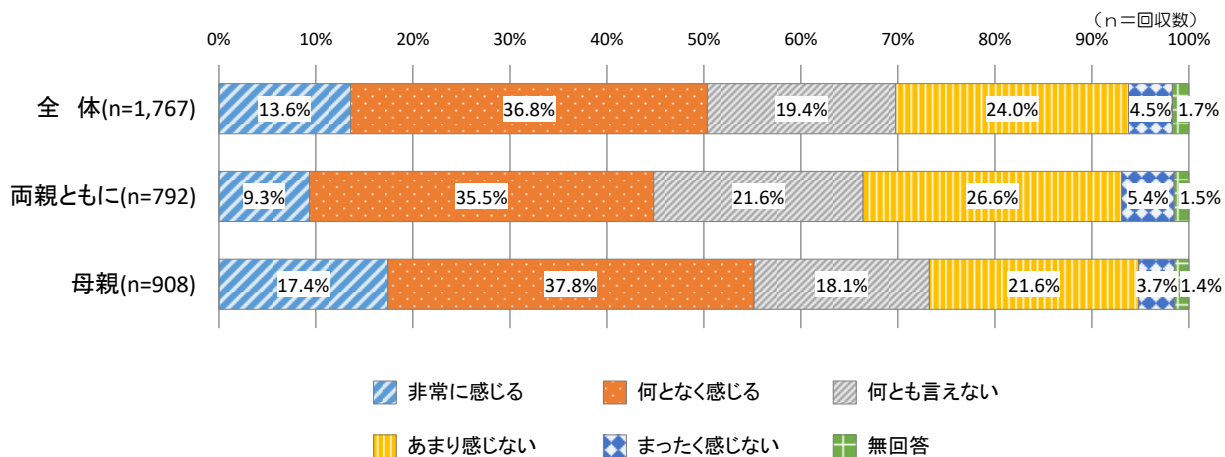
※父親のみはサンプルがすくないため削除

図 どちらが主に子育てを行っているのか別の、子育ての不安や負担感の有無

【小学生】

○子育てを「両親ともに」に行っているより、「母親」が主に行っている方が、子育ての不安や負担感を「非常に感じる」、「何となく感じる」の割合が高くなっています。

○「未就学児」より「小学生」の方が負担を感じる傾向が強くなっています。



※父親のみはサンプルがすくないため削除

図 どちらが主に子育てを行っているのか別の、子育ての不安や負担感の有無

(4) 主に子育てを行う人別、具体的な不安や負担

○未就学児では「両親ともに」子育てを行う人より、「母親」のみで子育てを行う人の方が、具体的な不安や負担が多い傾向があり、さらにその中でも「配偶者・パートナーの理解・協力不足」をあげています。

○小学生でも、主に子育てを行う人別の傾向は同様ですが、未就学児と比較すると「自由な時間がない」が低く、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）」が高くなっています。

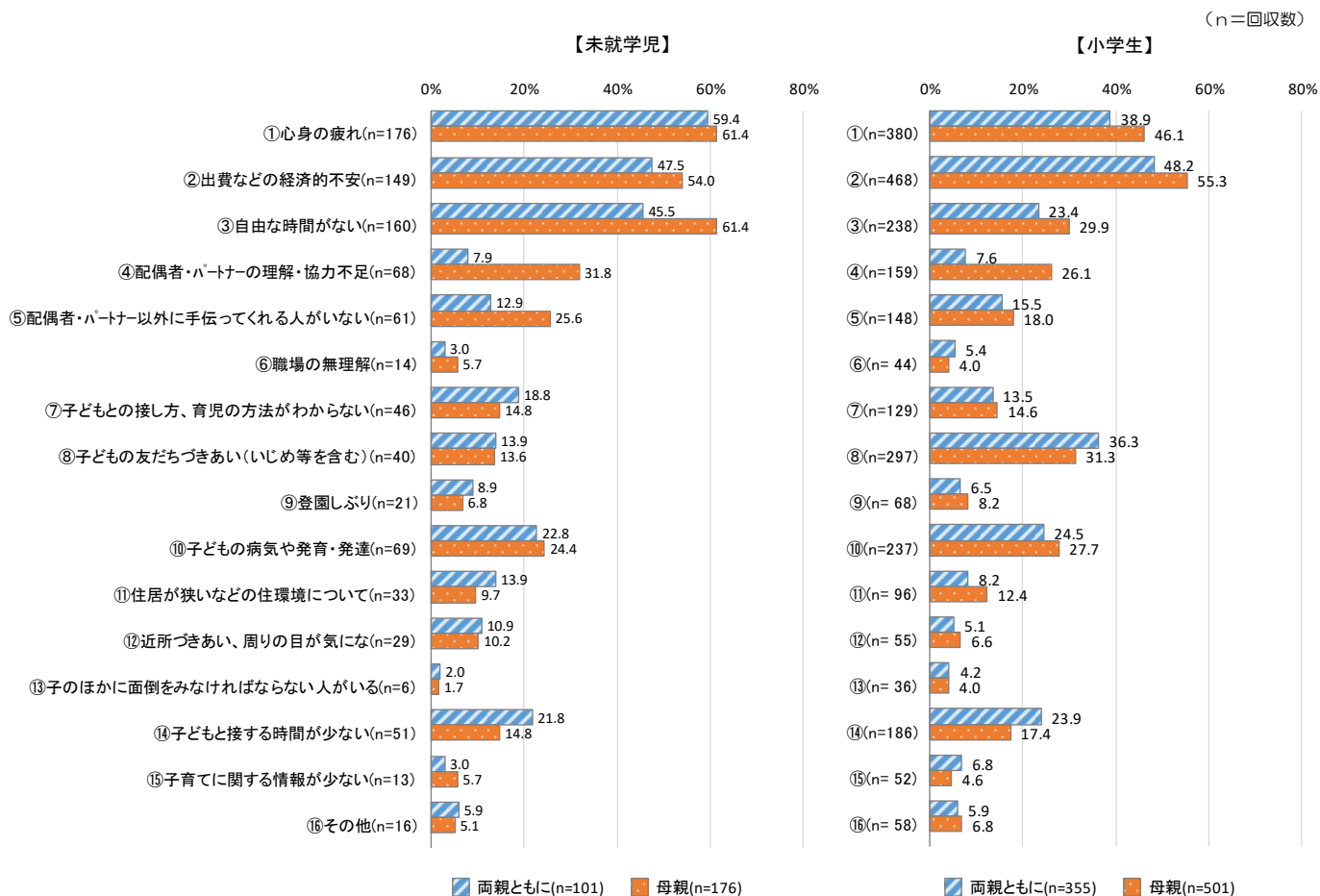


図 主に子育てを行う人別、具体的な不安や負担

(5) 悩みの相談相手

【未就学児】

○相談先は「配偶者・パートナー」が8割台半ばを占め最も高く、次いで「友人・知人」「自分や配偶者の親族」が7割台半ばを占めています。

○「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」は前回調査から2%上昇しています。

○前回調査から「友人・知人」、「保育所・幼稚園の保護者仲間」の割合が減少しており、親同士のコミュニケーションが希薄になりつつあると推測されます。

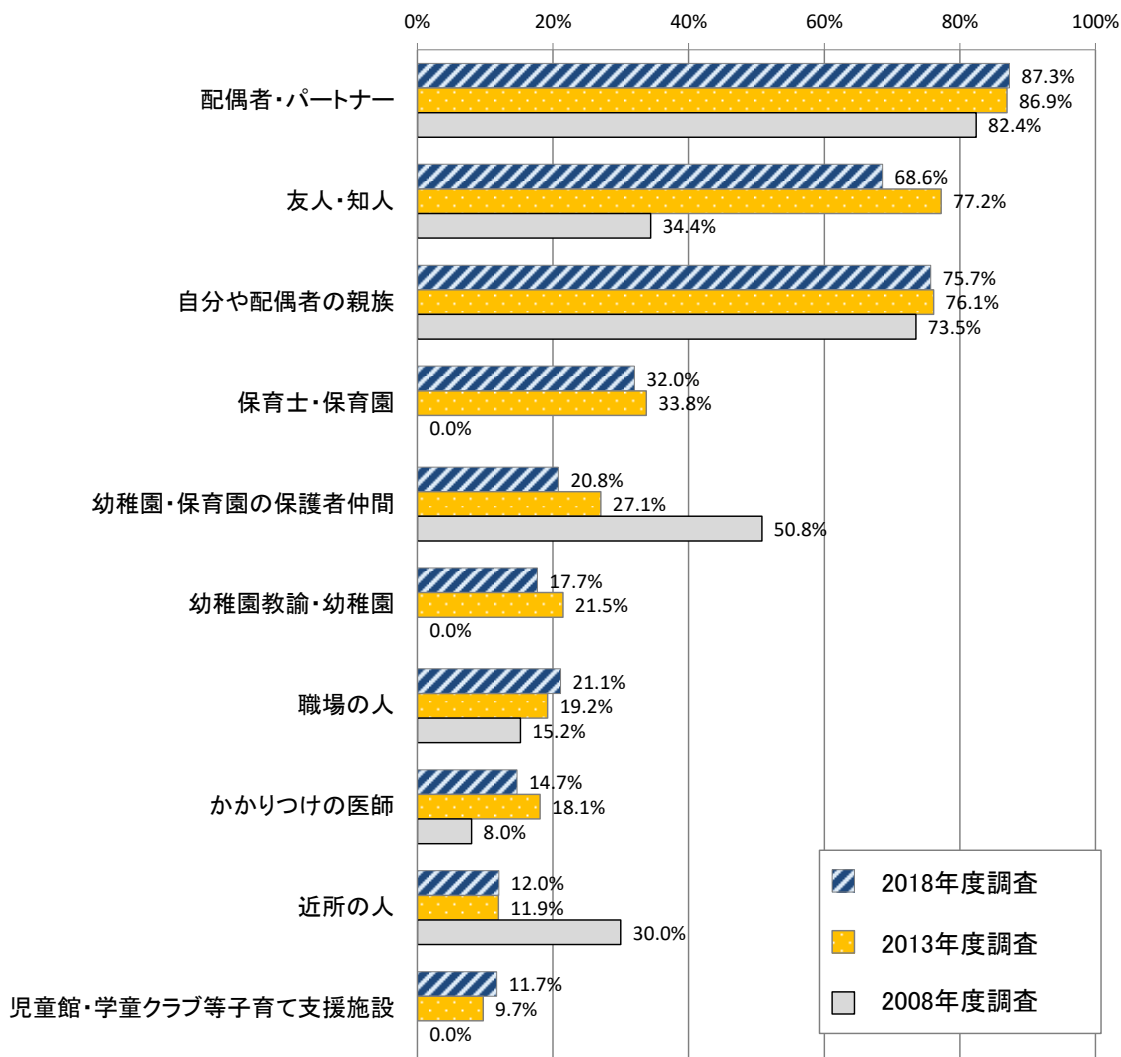


図 気軽に相談できる人・場所

※2013（平成 25）年度調査と2008（平成 20）年度調査では選択肢が一致しない項目がある

- ・「友人・知人」の2008（平成 20）年度調査の選択肢は「学生時代の友人」
- ・「祖父母等の親族」の2008（平成 20）年度調査の選択肢は「同居している親族（親、きょうだい等）」「その他同居していない親族」
- ・「保育士・保育園、幼稚園教諭・幼稚園」の2008（平成 20）年度調査の選択肢は「保育園、幼稚園の先生」
- ・「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」は2008（平成 20）年度調査では選択肢なし

【小学生】

○相談先は「配偶者・パートナー」が約8割で最も高く、次いで「友人・知人」、「自分や配偶者の親族」となっています。

○前回調査から、「同じ学校の保護者仲間」の割合が減少しており、未就学児と同様に親同士のコミュニケーションが希薄になりつつあると推測されます。

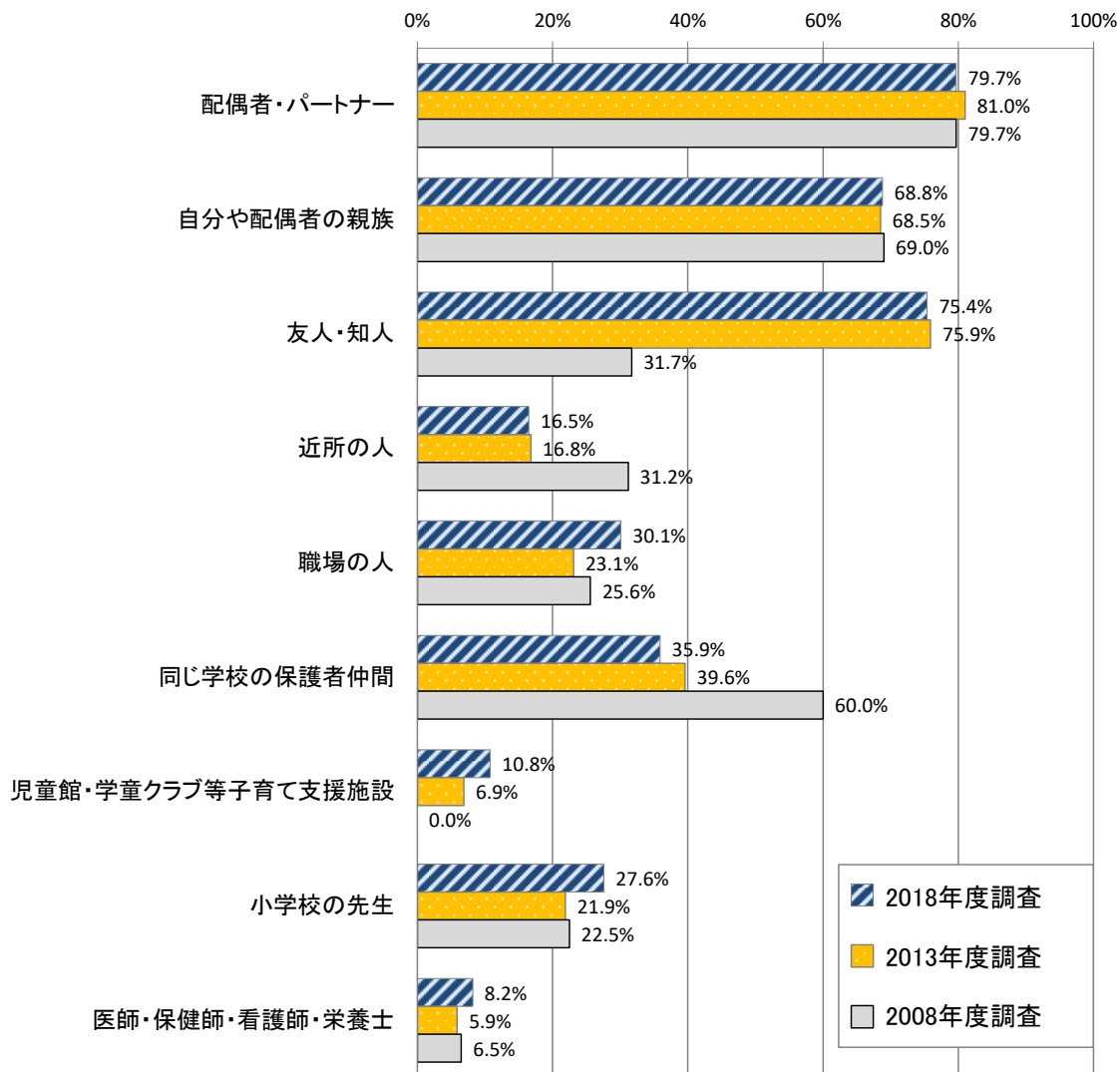


図 気軽に相談できる人・場所

※2013（平成 25）年度調査と 2008（平成 20）年度調査では選択肢が一致しない項目がある
 ・「友人・知人」の 2008（平成 20）年度調査の選択肢は「学生時代の友人」
 ・「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」は 2008（平成 20）年度調査では選択肢なし

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

(6) 保護者の就労状況（未就学児）

- 母親は「今は働いていない」が最も高く、3割台半ばを占めていますが減少傾向にあります。
- 母親はフルタイム就労が増加しており、全体的に母親の就労率が上がっています。
- 母親の育児休暇・介護休暇中が微増しています。
- 就労希望のある母親が多く、保育への潜在的ニーズが高い状況が伺えます。

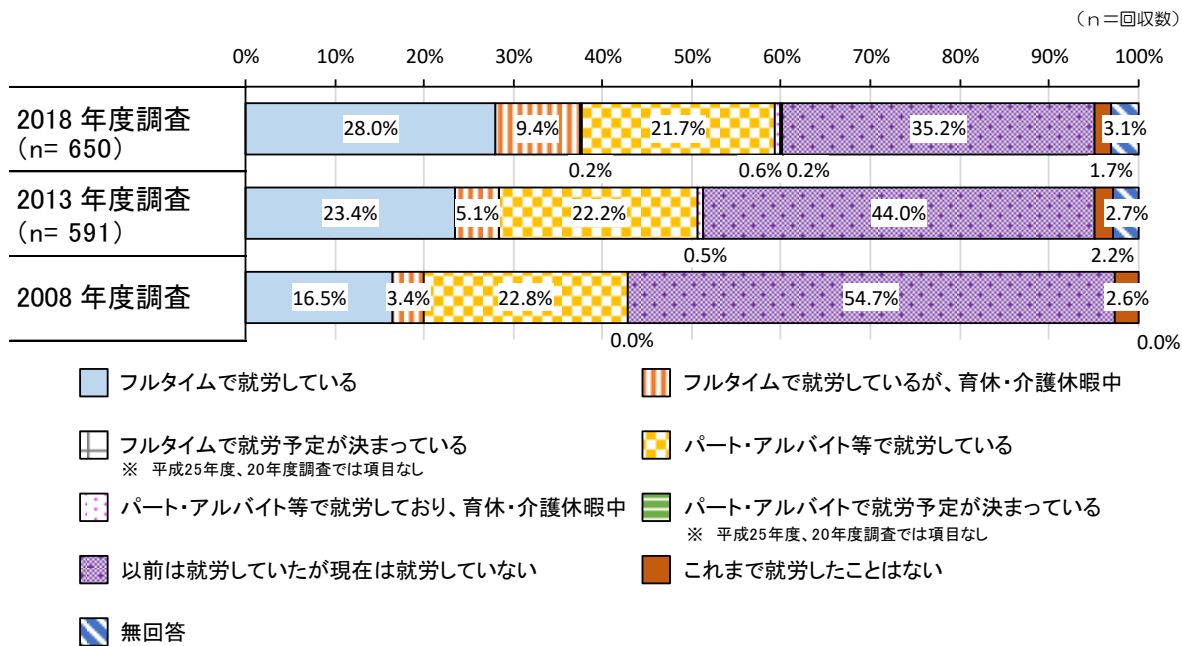
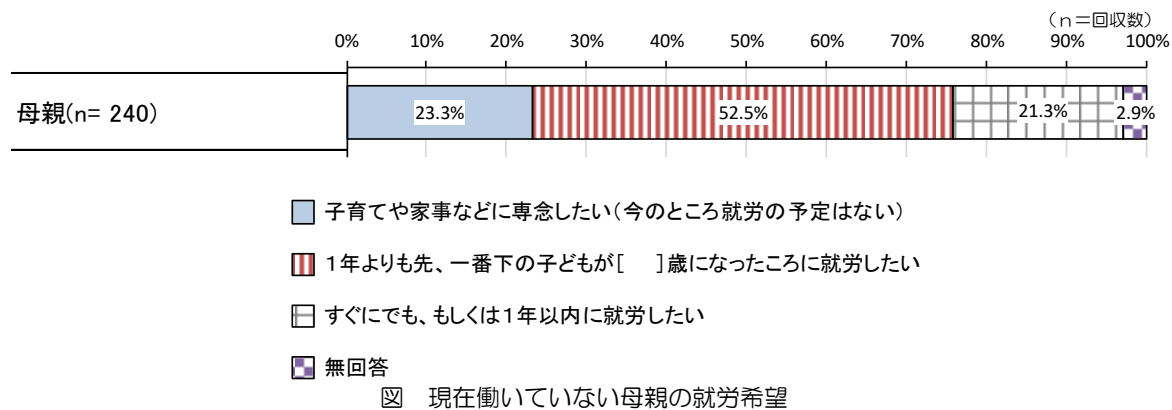


図 保護者（母親）の就労状況

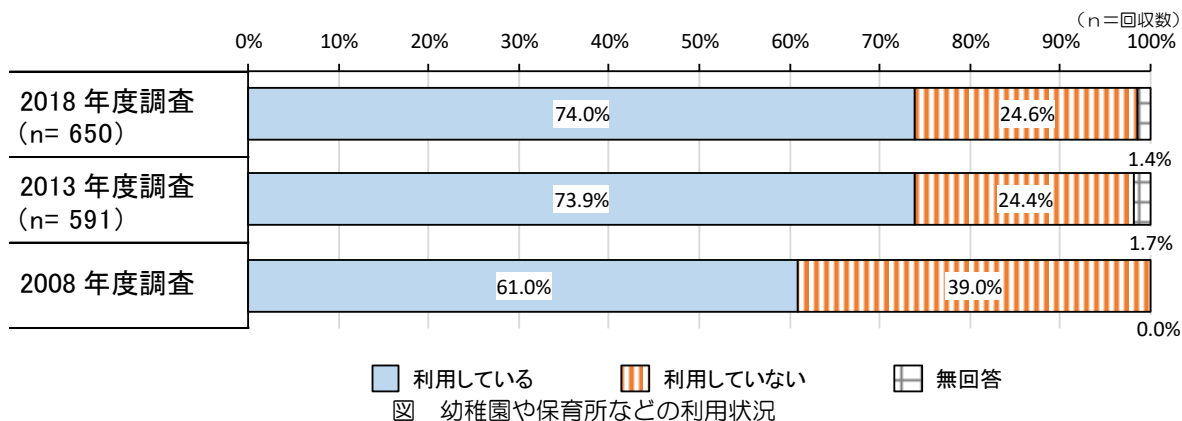


第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

(7) 定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）

○定期的な教育・保育の事業を「利用している」方が7割台半ばを占めています。

○前回調査から「利用している」は大きな変化は見られませんが、3歳未満児の利用者規模が維持されている状況が推測されます。



(8) 教育・保育を定期的にご利用している事業（未就学児）

○「認可保育園」は0歳から5歳、「幼稚園」は3歳以上が対象児童となっておりますが、認可保育所利用者の割合が高い状況です。

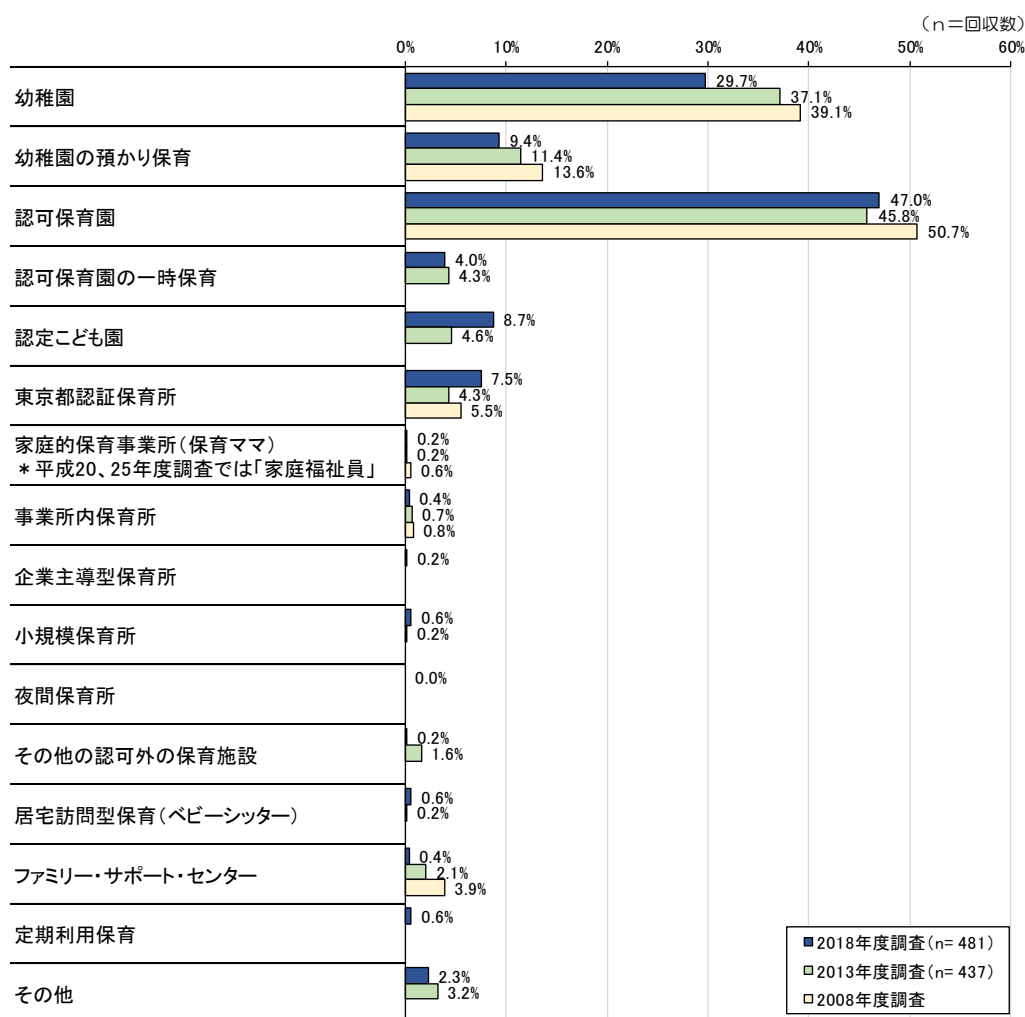


図 定期的にご利用している事業

(9) 希望する放課後の過ごし方 (小学生)

【小学校低学年 (1～3年生)】

○小学校低学年では、「学童クラブ」、「児童館」、「放課後子ども教室」を放課後の過ごし場所として考えている保護者の割合が前回調査から大きく増加しており、放課後の施設の利用ニーズが高まっている状況が伺えます。

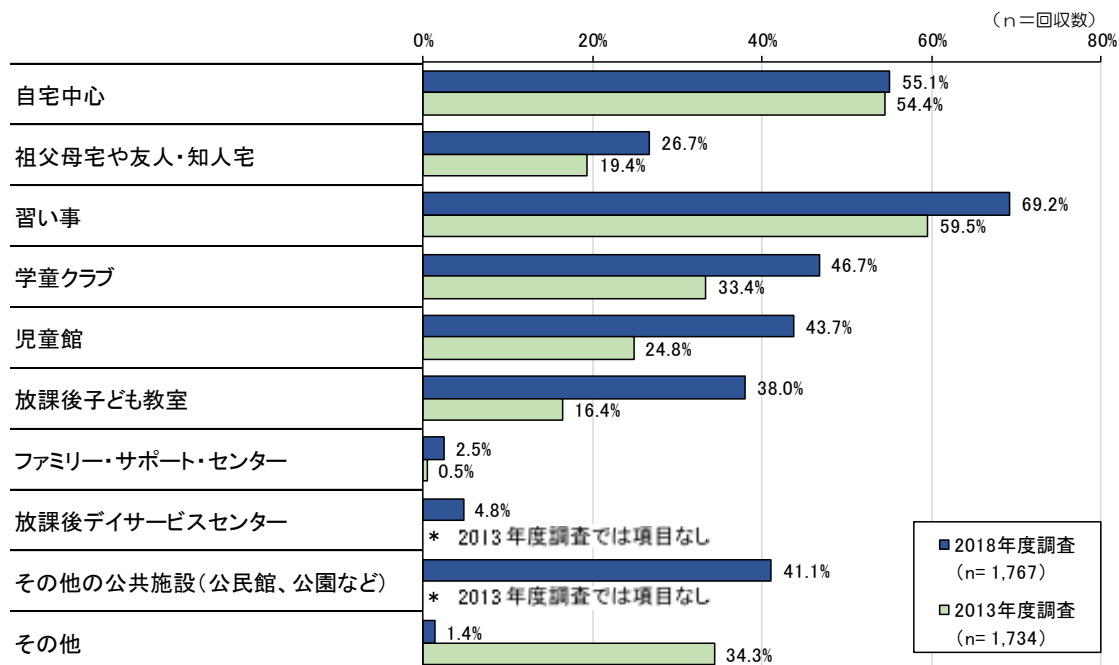


図 小学校低学年の希望する放課後の過ごし方

【小学校高学年 (4～6年生)】

○小学校高学年では、「習い事」が7割台半ばで最も高く、次いで「自宅中心」、「児童館」となっています。

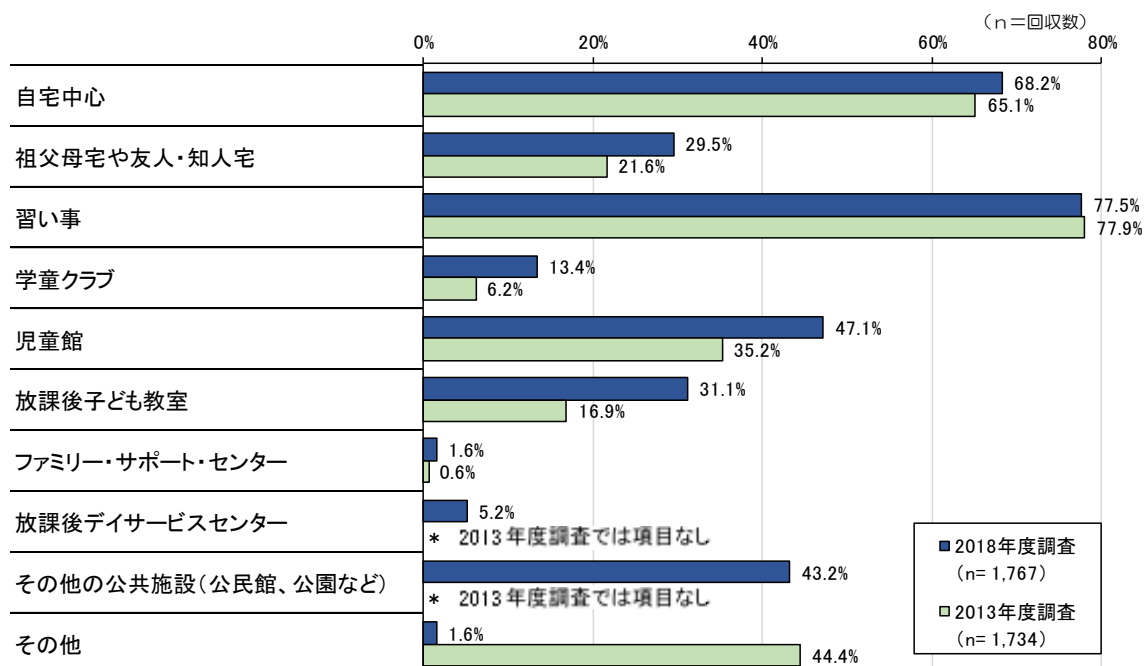


図 小学校高学年の希望する放課後の過ごし方

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

(10) 多摩市における広義のひきこもり群推計数（満15歳から満39歳までが対象）

○2015（平成27）年度内閣府が行った調査結果では、広義のひきこもり群の出現率は1.57%でした。2018（平成30）年度実施した子ども・子育てに関するニーズ調査から、多摩市において家から出ないもしくは外出しても友人等とコミュニケーションをまったくとらない人の出現率は1.14%、推計数は437人、また、友人等とのコミュニケーションをほとんどとらないと回答した人を含めた出現率は2.71%であり、推計数は1,039人でした。（回答数=700人）その中には子育て中の方が36.8%含まれています。

※広義のひきこもりとは、①狭義のひきこもりと②準ひきこもりの合計をいう。

	内閣府によるひきこもり群の定義	ニーズ調査結果 (多摩市)	回答数 (出現率)	多摩市人口（15～39歳）38,359人からの推計 (2019.4.1)
① 狭義のひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・自室からは出るが、家からは出ない ・自室からほとんど出ない ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける 	<ul style="list-style-type: none"> ・自室から出るが、家からは出ない（1人） ・用事で週1～5日外出する+外出時に友人や知人とコミュニケーションをまったくとらない（7人） 	8/700 (1.14%)	437人
② 準ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・用事で週1～5日外出する+外出時に友人や知人とコミュニケーションをほとんどとらない（11人） 	11/700 (1.57%)	602人
①+② 広義のひきこもり		<ul style="list-style-type: none"> ・仕事、学校や他人と行う活動を目的とした外出がなく、かつ家族以外とのコミュニケーションがない状態をひきこもりととらえた場合（計19人） 	19/700 (2.71%)	1,039人

※いずれもその状態が6か月以上続いているもの

※国のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによると「社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）などを回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）のことをひきこもり状態」と定義。

※多摩市ニーズ調査の「用事」は、家事・育児、遊び、趣味・習い事、運動、飲食、通院のみ回答した人で週1～5日外出し、外出時に友人や知人とコミュニケーションをほとんどとらないとしており、国の定義と同一ではない。

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

(11) 経済的状況における学習への影響（放課後、休日の過ごし方）

○本市では【中・高生世代】と【ひとり親世帯 中・高生世代】の放課後、休日の過ごし方について比較したところ、【中・高生世代】では「学習塾、予備校」の放課後、「家で宿題や勉強をする」の放課後、休日で30%を超えて高くなっています。一方、【ひとり親世帯 中・高生世代】では放課後は20%台、休日は10%台と学習時間にも大きく差が見られました。

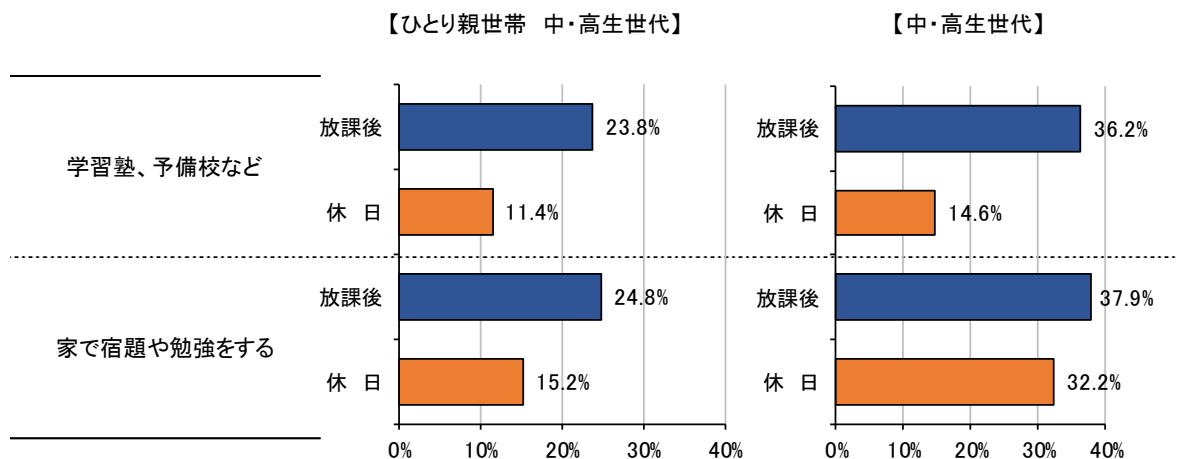


図 放課後、休日の過ごし方

○【ひとり親世帯保護者】に習い事の有無を尋ねたところ、「特に行っていない」が最も高くなっており、習い事をしていない理由として、「費用の支払いが困難」が6割台半ばを占めています。

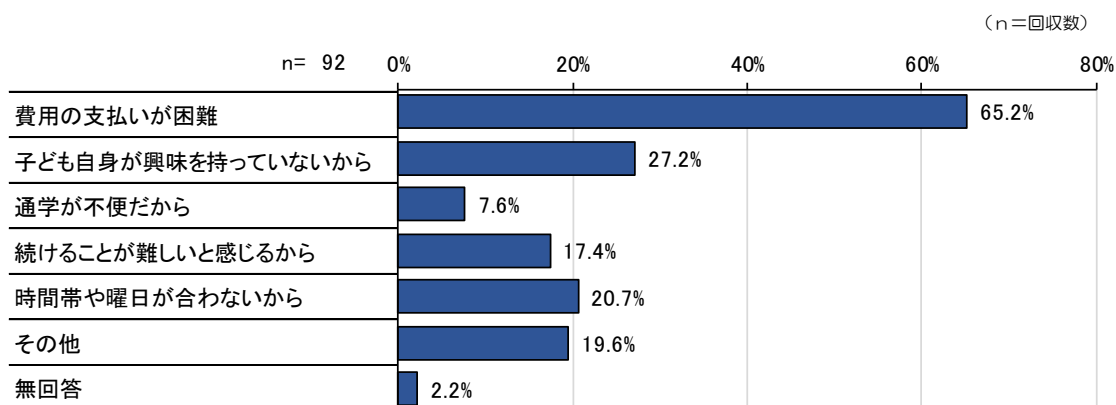


図 習い事をしていない理由

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

○【ひとり親世帯保護者】に「負担に感じる費用」を尋ねたところ、「教育費」が3割台半ばを超え最も高い割合を占めています。

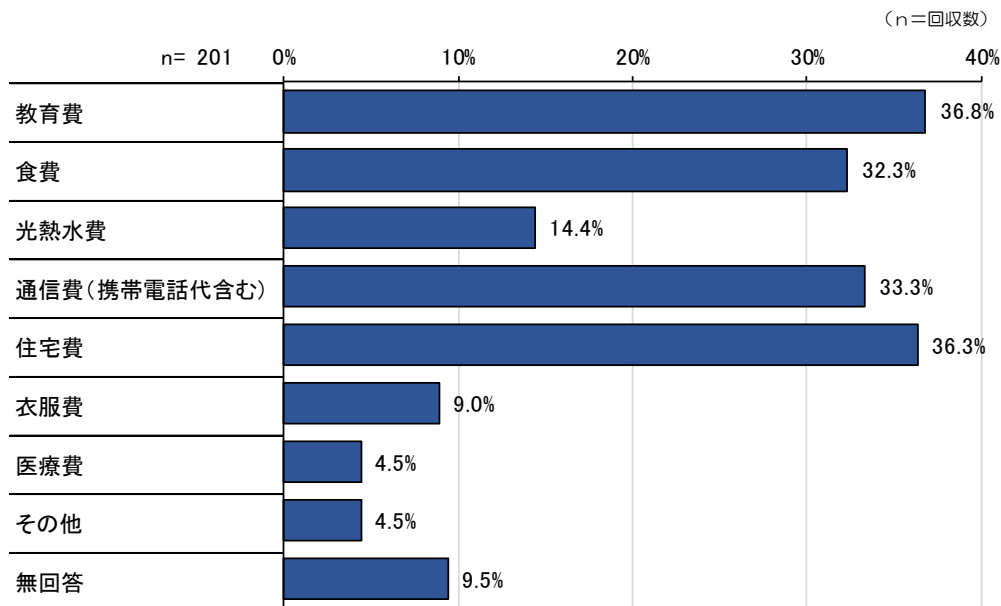


図 放課後、休日の過ごし方

○全国的な学力調査によると、世帯収入が高いほど、おおむね学力が高い傾向にありますが、世帯収入や保護者の学歴で学力が決定されるのではなく、不利な環境を克服し、高い学力を達成している児童・生徒も一定数存在していると調査の中で指摘されています。

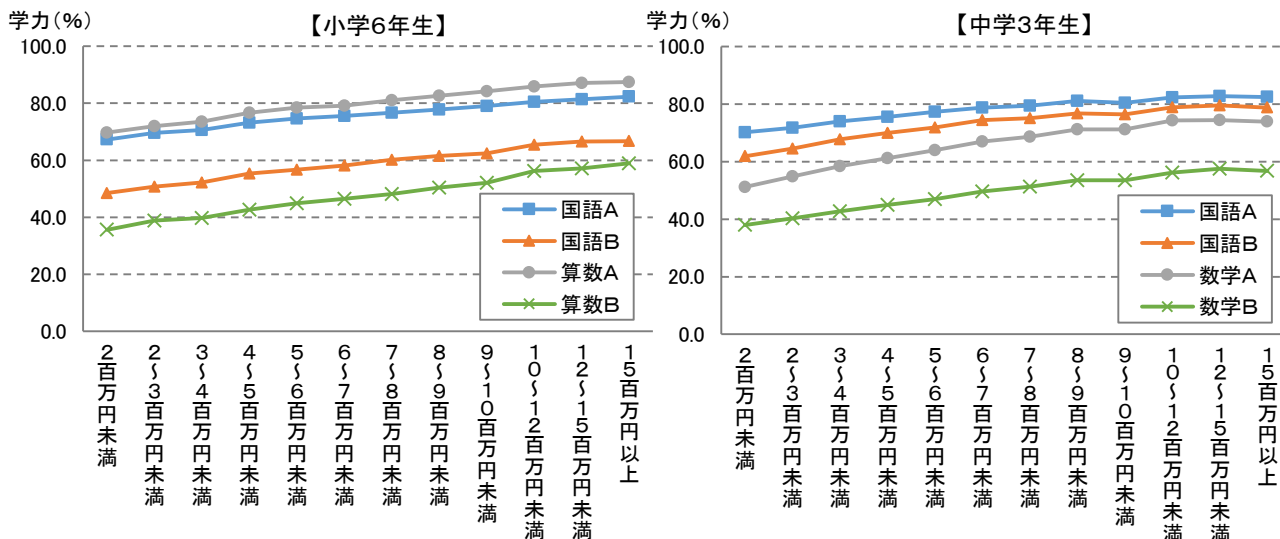


図 親の年収と子どもの学力

出典：「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」（2017（平成29）年度）より

3-3 子ども・子育てを取り巻く社会動向

(1) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。子どもは生まれたとき、すでに「権利」を持っています。その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、我が国でも1994（平成6）年にこの条約を批准し、選択議定書として国連で採択された「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」及び「子どもの売買、買春及び児童ポルノに関する選択議定書」を、2004（平成16）年8月及び2005（平成17）年1月に批准しました。

この条約では、「子どもの最善の利益」を保障する国や大人の責任を定めるとともに、守るべき子どもの4つの権利を保障することがうたわれています。

【子どもの権利条約の4つの柱】

1 生きる権利

- 病気などで命を奪われないこと
- 病気や怪我をしたら治療を受けられることなど

2 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど

3 守られる権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- 障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど

4 参加する権利

- 自由に意見を言えること
- 集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど

本計画を策定するにあたって、子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の利益を第一に考え、子どもの権利条約の精神を尊重し、全ての子どもの権利が最大限に尊重されるような配慮が必要です。

本計画の基本理念の根幹には、「子どもの権利」を守る考え方があります。

(2) 少子化社会対策大綱

「子ども・子育てビジョン（2010（平成22）年1月閣議決定）」に続き、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、2015（平成27）年3月に閣議決定されました。

結婚、妊娠、子ども、子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で取り組むべきことについて、5つの重点課題ごとに11の施策を掲げています。

第3章 多摩市の子ども、若者とその家庭を取り巻く状況

- 1 子育て支援施策を一層充実させる。
 - ①子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
 - ②待機児童の解消
 - ③「小1の壁」の打破
- 2 若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。
 - ①経済的基盤の安定
 - ②結婚に対する取組支援
- 3 多子世帯へ一層の配慮
 - ①子育て、保育、教育、居住など様々な面での負担軽減
 - ②社会の全ての構成員による多子世帯への配慮の促進
- 4 男女の働き方改革を進める。
 - ①男性の意識・行動改革
 - ②「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」の推進
- 5 地域の実情に即した取組みを強化する。
 - ①地域の強みを活かした取組支援
 - ②「地方創生」と連携した取組みの推進

(3) 子ども・子育て支援法

急速な少子化の進展、核家族化の進展、経済の低成長、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

このような現状や課題に対応し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」）が成立し、この法に基づく子ども・子育て支援新制度について、2015（平成27）年4月から本格施行されています。

【制度の目的】

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

また、2019（令和元）年5月に改正子ども・子育て支援法が成立し、2019（令和元）年10月から主に3歳～5歳の幼児教育・保育の無償化が行われています。それに伴い、国はこれまで保育料の一部として利用者が負担していた副食費は、幼稚園や在宅子育て家庭等との公平性の観点から無償化の対象外となり、副食費は実費徴収することになりました。

本市においては、公平性の視点から給食費（主食費と副食費）を実費徴収することにしました。そして、経済的な配慮を要する世帯や多子世帯の子どもたちへは給食費の負担軽減を図るなどの支援を行い、全ての子どもたちの最善の利益のために子育て支援施策に取り組んでいきます。

(4) 子ども・若者育成支援推進法

「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえて、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組みについて、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が2009（平成21）年7月に成立しました。

(5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもたちの将来と我が国の未来をより一層かがやかしいものとするためには、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要です。いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

このような事情等を背景に、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、2014（平成26）年1月に施行されました。

2014（平成26）年8月には、子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

(6) 児童福祉法

児童の健全な育成、福祉の保証とその積極的増進を理念とし、児童福祉を担う公的機関、各種施設や、職種、児童福祉事業等に関する規定がされた「児童福祉法」が1947（昭和22）年に制定されました。また、2016（平成28）年には、大幅な法改正が行われ、児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応などが規定されました。

(7) 児童虐待防止法

2000（平成12）年、児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化し、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うことなどを目的として、児童虐待の防止等に関する法律が制定されました。児童虐待を、保護者による18歳未満の子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と定義し、禁止しました。

その後数度、法改正され、2016（平成28）年の法改正では児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化、児童相談所や市町村の体制強化、里親委託の推進などが規定されました。

(8) 母子保健法

1965（昭和40）年、母性の尊重、母性・乳幼児の健康の保持・増進を目的として制定され、1994（平成6）年の大幅な改正により、母子保健のサービスの実施主体が地域住民に身近な市町村とされました。母子保健法には、母子健康手帳の交付、妊産婦に対する健康診査、乳幼児健康診査、妊産婦と新生児及び未熟児の訪問指導、未熟児の養育医療などに関する規定があります。その後2016（平成28）年の改正により、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことが明文化され、さらに、2017（平成29）年改正により、「子育て世代包括支援センター」（法律における名称は「母子健康包括支援センター」。）の設置が努力義務とされました。

(9) 生活困窮者自立支援法

2018（平成30）年に一部改正が行われ、経済的困窮だけでなく、「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援」を行うこととなりました。これらの支援に対応するため、日常生活のリズムを整え、就労に向けた準備を行う就労準備支援事業を実施しています。

ひきこもりをはじめ、困難を抱えた方に寄り添いながら、それぞれの自立に向けた支援を進めます。

(10) 健やか親子21（第2次）

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、子どもがより健やかに育まれるためには、福祉的な支援と保健的な支援ともにその充実が図られることが必要です。また核家族化や共働き世帯の増加といった、家族形態の多様化が進んでいることから、個々の母子状況に応じた支援を行っていくことが求められています。

「健やか親子21」は、2001（平成13）年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを、みんなで推進する国民運動計画です。母子保健は全ての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための基盤となります。2015（平成27）年度からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画（～2024（令和6）年度）が始まっています。

安心して子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子化社会において、国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動（健康日本21）の一翼を担うものです。

2019（令和元）年12月1日には、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重などを基本理念とする「成育家庭にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（略称「成育基本法」）」が施行されました。

(11) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインジケータで構成されています。

国においては、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が設置され、2018 (平成 30) 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」でも「SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する」こととされました。

本市でも、SDGs の理念及び 17 の目標に共感し、「子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくり」を実現していくため、第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画に基づき、各分野別の施策を統合的に推進していくことで SDGs の達成に向けて寄与することとしています。

17 のゴールには、「質の高い教育をみんなに」など、子ども・子育て支援事業計画にとっても大切な要素が含まれており、本計画の推進により SDGs の達成に寄与します。



3-4 子ども・子育て支援の現状と課題

(1) 子育てのための支援

ニーズ調査では、現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が最も多くなっています。一方で、今後の利用希望については、「認可保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に対応した質・量両面での事業の確保が必要となっています。

また、保幼小連携の強化は引き続き求められており、学童クラブや児童館も含めた、地域の中で、子どもの接続期に係る関係者の顔の見えるネットワークの深化がさらに必要となっています。

子どもがのびのび遊び、仲間との交流ができるよう、地域資源を生かした子どもや親子にとって居心地のよい場所や遊び場を維持していくことが重要となっています。

子どもの健やかな成長を促すため、乳幼児健診や予防接種などの高い受診率を維持し、子どもの疾病予防や発達支援、食に関する理解や興味を持ってもらう取組み、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりも重要となっています。

また、2019（令和元）年に成立した改正子ども・子育て支援法により、幼児教育・保育（主に3歳～5歳児）の無償化が始まり、幼児期の教育・保育等の質の確保はますます重要となっています。

それぞれの子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、利用者が安心して利用でき、子どもの健全な発達を保障する質の高いものであることが重要であり、そのためには幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上をはじめとする労働環境への配慮、幼稚園・保育所等に対する指導監督の向上が必要となっています。

(2) 子どもの人権の尊重

近年、児童虐待に関連する相談・報告が増加しており、全国的にも大きな社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期支援を総合的に対応できるように、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察署、健康センター、保育所、幼稚園、学校等の各種関係機関の連携、地域等を含めた児童虐待防止体制の充実と強化が必要となっています。

また、市民の児童虐待への関心や意識の高揚を引き続き図るため、児童虐待について知って考えてもらう機会の提供や情報提供等、児童虐待への理解を深めるための啓発を推進することが必要となっています。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

個々に応じた対応が必要な子どもには、一人ひとりに応じた対応が必要です。全ての子どもが健やかに育つことができるように、一人ひとりの障害の状況に合った適切な療育や福祉サービス、教育等、専門的な知識及び技術を要する支援が必要となっています。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障害に対する相談への対応も重要となっています。

(4) 安心できる保育体制の充実

乳幼児のための保育施策では2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの4年間で、364人の定員拡大を図るとともに、認定こども園への移行、新制度幼稚園への移行、幼稚園全園での預かり保育の実施など様々な子育て支援施策を展開してきましたが、子どもの出生数は減少傾向にあるものの、待機児童問題は解消せず、保育に対するニーズが高まっていることが伺えます。また、保育の質の向上と保育士の確保の両面が、待機児童対策にとっての重要な課題となっています。

学童クラブは、この4年間で289人の定員増を図り、待機児童数は着実に減少していますが、入所ニーズは高く、適切なタイミングでの学校内への移設等の対応が求められています。

また、親の就労形態の多様化や、ひとり親家庭、多言語・多文化にわたる外国人家庭など、多様なニーズに対応した保育サービスを含めた地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう配慮が必要となっています。

(5) 安定した家庭生活に向けた支援

仕事と家庭・地域生活の両立支援は、子どもとの関わりや日常生活を送るうえで心身の負担を軽減し、ゆとりを持つことにつながる重要な要素です。子育て世代の女性就業率はさらに上昇し、働き方の多様化が進んでおり、これらのニーズに対応した支援が必要となっています。

ひとり親家庭では、親が一人で家計の担い手として働きながら子育てしており、柔軟な相談体制の拡充が必要です。子どもの保育所入所や家事や子育ての支援等、ひとり親世帯の抱える課題が多様化・複雑化しており、それぞれの世帯のニーズに応じた支援が求められています。特に、親の就労は、ひとり親世帯の経済的自立と安定した生活のために重要な問題であり、資格の取得や技術の習得等、就職や転職に結びつけられるような支援策も必要とされています。

(6) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

妊娠期や出産期、子育て期等を通じて母子保健対策の充実に取り組むとともに、関係機関の有機的な連携体制の強化を進め、切れ目のない支援体制を構築し、妊娠期からの児童虐待防止対策や育てにくさを感じる親に寄り添う支援を重点的に実施してきました。

また、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プラン策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との調整を行い、母子保健施策と子育て施策の一体的な提供を通じて包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」事業を2020（令和2）年度から開始します。

さらに、家族の形の多様化により、家庭の育児力の向上を図る試みが必要となっています。

(7) 地域社会全体での子育て支援

地域社会において家庭・地域・学校・行政の連携が促進されると、交流を通じ様々な年代がつながりを持ち、子どもの成長を地域で実感できるような環境を育てるため、家庭・地域・学校・行政等、様々な立場での連携を促進しています。今後も、子育て世代の孤立化をなくし、地域全体で見守り、支援していく体制の構築の強化はますます重要となっています。

(8) 子育てを支援する生活環境の整備

近年、全国的に子どもに関わる事件や事故が連続して発生し、このような報道により、多摩市でも子どもの安全性に対する関心が高まっています。

本市の2017（平成29）年度多摩市政世論調査では、行政に力を入れてほしいこととして、「防犯対策」、「災害に強いまちづくり」が1位、2位と上位を占めており、本市においても地域の安全・安心に対する意識が強くなっています。

子育て世代が地域で安心して子どもを生み育てるためには、防災、防犯に配慮した安全・安心な地域社会の形成や、良好な住環境、道路交通環境等の確保が重要となっています。

(9) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

ニーズ調査では少数であるが「外出しない」、「友人や知人とコミュニケーションをとらない」という回答が見られ、そのきっかけは「その他」、「人間関係」、「子育て」などが多く、その状態になった時期は20代前半が高くなっています。また、この調査結果から本市のひきこもり状態の子ども、若者数を推測すると、狭義のひきこもりでは約437人が該当すると推測されます。

不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者に対しては自立に向けて、また家族に対しては孤立することのないよう支援を充実するため、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブ、小・中学校、高等学校、教育センター、児童相談所、しごと・くらしサポートステーション、多摩市社会福祉協議会、民生委員、NPO法人や自治会等の地域の活動団体と連携して、ひきこもりの予防、早期発見、早期対応などとともに、長期化、高齢化している状況も踏まえながら切れ目のない支援体制を確立していくことが重要となっています。

また、子ども・若者の抱える困りごとは、不登校やひきこもりだけではなく、障害や病気があることでの困難や、非行・犯罪に陥ったことによる困難、国籍や性に関する困難など、それぞれに異なる状況があります。多くの機関が連携する中で、それぞれの困難に寄り添った支援が必要です。

「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念や子ども・若者育成支援推進法の主旨などを踏まえ、全ての子ども・若者の未来がかがやくような支援を進める必要があります。そのために、行政を含め全ての市民がそれぞれの立場で子ども・若者の成長を応援するとともに、連携しながら支援する仕組みづくりを進めることが重要です。

(10) 子どもの貧困対策

ひとり親世帯へのニーズ調査では、予想した進路に進むことが難しい理由として、「学力の課題」のほか、「経済的な理由」で難しいという意見が上位となっています。

家庭の経済状況に左右されることなく、子どもが望む将来を支援するため、地域や家庭の実情に配慮し、落ち着いて学習できる環境の提供など、子どもの学びの支援体制づくりが求められています。

子どもの貧困に関する講演会を開催し市民に理解を深めてもらうとともに、庁内職員等を対象として研修を実施し、庁内関係課、関係機関、民間等連携する必要性の確認を行います。



第4章 計画の目標

4-1 基本理念

多摩市では、市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまち「健幸都市」を目指して、市民が健康と幸せを獲得しやすい環境を整えていく、健幸まちづくりを進めています。中でも、子どもの時期は「健」と「幸」の基礎づくりにあたる重要な時期です。また、健幸まちづくりは行政のみで実施できるものではなく、様々な主体の参画を期待し、市民の参画を広く呼びかけながら、まちぐるみで取り組むものです。これらを踏まえ、本計画の推進にあたりましては、基本的考え方として次の基本理念を掲げます。

～ 子どもや若者が自分らしく成長することを、
保護者や地域のみんなで支え、
ともによろこびあえるまちになる ～

少子高齢に伴う家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化により、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。働き方が多様化し、働く女性も増える中、子ども・子育て支援法に基づく本計画策定にあたり2018（平成30）年10月に実施した「多摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、子育てを主に担当するのは母親という回答が、5年前のニーズ調査より増加しています。さらに、母親が主に担当すると回答した方が、負担感を感じる傾向が出ており、具体的な悩みも、パートナーの理解不足や、自由な時間がないことをあげています。母親の子育てに対する負担感を軽減させる支援策が求められています。

多様な働き方に合った保育サービスの提供や、子育ての悩みを気軽に相談できる、地域子育て支援拠点等で育児仲間との交流や、子育てマネージャー等の専門家に気軽に相談できる場を提供し、不安を解消して子育ての自信につながる支援が重要となっています。

子ども・子育て支援新制度では、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割として、地域及び社会全体で「子どもの最善の利益」を目指すことが求められています。「妊娠期から始まる子育て支援」、「待機児ゼロと質の高い教育・保育の提供」、「地域単位での子ども・子育て支援の充実」など、多様な子育て・子育て支援への取組みにより、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援施策を確実に推進していきます。

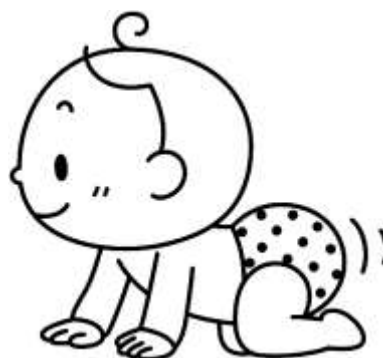
2014（平成26）年に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。続いて、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、市では市内連携を図りながら子どもの貧困対策に資する施策に取り組んでいきます。

また、2019（令和元）年10月より開始した、幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化を一気に加速するこ

第4章 計画の目標

とと、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育及び保育の重要性や、幼児教育・保育に係る家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から進めていきます。

さらに、近年、社会環境は大きく変化し、子ども・若者の不登校やひきこもり、ニートなど社会にうまく適応できず自立できない問題が顕在化し、深刻化してきています。2010（平成22）年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき定められた「子供・若者育成支援推進大綱」を基に、地域における子どもや若者の現状を把握し、行政・関係機関・民間団体等との連携を図りながら、市として支援策を掲げ実施していきます。



4-2 基本方針

〔基本方針1〕子どもの健やかな成長への支援

【目指す姿】

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

基本施策としては、子育てのための支援、子どもの人権の尊重、専門的な知識及び技術を要する支援の推進を柱として、具体的には幼児期・学童期の教育・保育の充実、子どもと親子の居場所づくりの推進、児童の健全育成、子どもの健康の確保、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、障がい児施策の充実、専門的な支援の充実をしていきます。

全ての子どもは、子どもの権利条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有することが、児童福祉法の第1条に定められています。行政だけでなく全ての人々が、子どもや若者に平等に権利があることを認識し、権利が行使できるように守り、子どもや若者の声を聴きながら、まちづくりを進め、そのまちを子どもや若者に引き継いでいくことが大切です。

〔基本方針2〕子育て家庭への支援

【目指す姿】

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、様々な働き方やライフスタイルを尊重しながら、多様なサービス基盤のもとに子どもの最善の利益と子育て家庭に配慮した社会的な支援が展開されています。

基本施策としては、安心できる保育体制の充実、安定した家庭生活に向けた支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を柱として、具体的には保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化、ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供、ひとり親家庭の自立支援の推進、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、経済的な支援の推進、多様な働き方の実現及び働き方の見直し等、次代の親の育成、子育て家庭の健康の確保、家庭の教育力の向上をしていきます。

子どもの将来がその生まれ育つ環境に左右されることのないよう、子どもが育つそれぞれの家庭への支援を通じて、子どもの家庭や環境の安定を図り、よって子どもが健やかに育成される環境の確保を図ってまいります。

子どもの家庭への支援にあたっては、経済的な視点で行うだけでなく、子どもや保護者が孤立し子どもの育ちに関する不安を必要以上に抱えないようにすることが大切です。

〔基本方針3〕子育て・子育てを育む地域づくり

【目指す姿】

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域のみんなが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民相互の支え合いが展開されています。

基本施策としては、地域社会全体での子育て支援、子育てを支援する生活環境の整備を柱として、具体的には地域コミュニティによる子育て支援の充実、持続可能な放課後子ども教室の運営、良好な住環境の確保、安全・安心なまちづくりの推進をしていきます。

子どもが健やかに育つことは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを認識しつつも、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければなりません。

子どもや保護者が地域の中で市民とつながり、理解され、支え合う中で、子どもは人とのつながりを理解し、温かみを知り、ときには迷いながらも、自分を見直しながら、健やかに成長していくことが大切です。

〔基本方針4〕子ども・若者に対する多角的な支援

【目指す姿】





子どもや若者が地域の中で支えられる中で、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な他者と協働しながら社会を担っています。

基本施策としては、支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立と子どもの貧困対策を柱として、具体的には世代に応じたひきこもり支援の推進、地域の中での支援ネットワークづくり、子ども・若者を支援するしくみづくり、経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援をしていきます。

次代を担う子ども・若者一人ひとりが自分らしく生き生きと成長できるよう、子ども・若者の力を信じ、困難を抱えた際には様々な立場の人が連携しながら支え合い、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらずお互いに尊重し合える関係、相互協力・相互支援の関係を築き全ての子ども・若者の未来がかがやくようなまちづくりを、子ども・若者とともに進めることが大切です。

第5章 施策に基づく事業

5-1 施策体系

基本理念	基本方針	基本施策	SDGs（主なもの）
子どもや若者が自分らしく成長するときに、保護者や地域の人々を支え、ともにいっしょに生きていくこと	1 子どもの健全な成長への支援	1-① 子育てのための支援 1-② 子どもの人権の尊重 1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	
	2 子育て家庭への支援	2-① 安心できる保育体制の充実 2-② 安定した家庭生活に向けた支援 2-③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	
	3 子育て・子育てを育む地域づくり	3-① 地域社会全体での子育て支援 3-② 子育てを支援する生活環境の整備	
	4 子ども・若者に対する多角的な支援	4-① 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援 4-② 子どもの貧困対策	

5-2 施策の展開

基本施策1-① 子育てのための支援

施策1-①-1 幼児期の教育・保育及び学童期の保育の充実

認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育、様々な保育環境を整備し、また、学童クラブを整備するなど、幼児期の教育・保育及び学童期の保育を充実していきます。さらに小1プロブレムに対応するため、学童クラブや児童館を含めた保幼小の連携の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
施設型給付 (認定こども園)	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、子育て支援も行う「認定こども園」の運営を支援し、幼保一元化の充実を図ります。	子育て支援課	生きる 育つ 学ぶ 働く
施設型給付 (幼稚園)	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基礎をつくる教育環境の整備を図ります。	子育て支援課	生きる 育つ 学ぶ
施設型給付 (保育所)	保育を必要とする子どもの受入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努め、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
地域型保育給付 (家庭的保育)	保育を必要とする乳幼児（原則として3歳未満児）を対象に、定員5人以下の家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。地域のニーズに応じ、地域に密着した小規模な保育を計画的に進めていきます。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
地域型保育給付 (小規模保育)	保育を必要とする乳幼児（原則として3歳未満児）を対象に、定員6人以上20人未満の小規模できめ細やかな保育を行います。地域のニーズに応じ地域に密着した小規模な保育を計画的に進めていきます。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
地域型保育給付 (事業所内保育)	事業所が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。市内企業の事業所内保育所と連携し、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。小学校5・6年生の学校の夏季休業中（8月）の受け入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5・6年生の通年受け入れを行います。 また、入所児童の増加等に対応するため、学童クラブの設置について適正化を図ります。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 働く 遊ぶ
たまご5歳児かがやきプログラム	就学前児童へのソーシャルスキルトレーニングを、市内幼稚園・保育所で実施し、小1プロブレムの予防と保幼小連携の充実を図ります。	公立保育園	学ぶ

※それぞれの取組みに該当する主なライフシーンを、「生きる」「育つ」「食べる」[学ぶ]「働く」「参加する」「つながる」「遊ぶ」の8つから選んで分類しています。
巻末資料にライフシーンごとのインデックスがあります。

第5章 施策に基づく事業

施策1-①-2 子どもと親子の居場所づくりの推進

子どもと親子に安全・安心な居場所を提供し、子どもが遊び・学び、健やかに育ち、また親の子育てに関する負担感の軽減を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
放課後子ども教室	放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々等の参画を得て拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ、地域の方々との交流活動等の取組みを行っています。引き続き全小学校での実施に向けて取り組んでいきます。	児童青少年課	学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
児童館事業	児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。 世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の子育てひろばを開設、子育てマネージャーを配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、適切な機関につなげます。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
子育てセンター事業	子育てセンターは、乳幼児の育児全般に関する相談や遊びを通じて保護者間で子育てについて考えていく場です。施設から保護者に、子育て相談や保育所開放、子育て講座及び子育てに関する情報提供等を行います。	子育て支援課	生きる 育つ 学ぶ 遊ぶ
パルテノン多摩・子どものエリア事業	子どもとその保護者がくつろぎ楽しむだけでなく、子育て支援のプロフェッショナルを配置した子どもひろばとして、気軽に子育てに関する相談ができ、また、一時預かり等の事業も行うことにより、施設や地域の魅力を高め、周辺の賑わいの創出にもつながるスペースを設けます。これらの子育て支援機能の充実化と多様な世代の空間づくりを両立させることで、子育てに対する孤独感や負担感の緩和及び子どもの健やかな成長を地域で支えることを目指します。	子育て支援課	育つ 学ぶ つながる 遊ぶ
子どもの読書環境の充実	「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を支援するとともに、乳幼児を連れての利用がしやすく、また中高生がグループ学習等を楽しめるような市立図書館の環境づくりを進めます。	図書館	育つ 学ぶ

第5章 施策に基づく事業

施策1-①-3 児童の健全育成

児童が、地域の交流活動や文化活動などを通じて、様々なスキルを獲得することで、児童の健全育成を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
青少年問題協議会	青少年問題協議会は、地域の子どもや若者の健全な育成を図ることを目的として、子どもや若者を取り巻く課題や課題解決に向けた方策について審議・検討や相互連携のための連絡調整を行い、青少年の健全育成に取り組んでいきます。	児童青少年課	育つ 学ぶ 参加する つながる
青少年リーダー育成事業	地域活動や行事に参加し、大人と子どもの「架け橋」となる中高生世代の子どもたちを発掘し、次代を担う青少年リーダーに育成します。リーダーの育成にあたっては、青少協地区委員会や児童館等と連携して、子どもたちの主体的な活動の中で、集団遊びや野外活動等のスキルを学べるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	児童青少年課	育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
放課後子ども教室【再掲】	放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々等の参画を得て拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ、地域の方々との交流活動等の取組みを行っています。引き続き全小学校での実施に向けて取り組んでいきます。	児童青少年課	学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
児童館事業【再掲】	児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。 世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ

施策1-①-4 子どもの健康の確保

妊娠からアプローチをし、乳児家庭を全戸訪問、さらに各種事業でつながっていくことで、子どもの健康の確保を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査の重要性を普及啓発し、確実に受診することを勧め、妊婦の経済的負担を軽減するとともに健康管理の向上を図ります。	健康推進課	生きる 育つ 学ぶ
里帰り等妊婦健康診査受診費助成	助産所または都外医療機関等で妊婦健康診査を受診し、妊婦健康診査受診票による診査を受診できなかった妊婦に対して、助成金を交付します。	健康推進課	生きる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
利用者支援事業 (母子保健型) ゆりかごTAMA 妊婦面接	母子健康手帳を所持する全ての妊婦を対象に、「妊婦面接(ゆりかごTAMA)」として保健師による面接を行います。この面接では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービス等の情報提供を行います。支援が必要と判断された妊婦に対しては支援プランの策定等を行います。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
特定妊婦支援	妊娠期からの児童虐待防止対策の中心として、母子保健事業を通して望まない妊娠等の特定妊婦を早期に把握し、周産期医療機関や子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等とネットワークを組み、支援を実施します。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
パパママ(両親) 学級	<p>同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験(父親)、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。</p> <p>虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。</p>	健康推進課	育つ 食べる 学ぶ 働く 参加する つながる
乳児家庭全戸訪問事業	<p>訪問事業を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会と捉え、生後4か月までの間に乳幼児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行います。訪問では子育ての様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、安心して子育てができるよう育児支援チェックリスト・エンジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票を利用するなど、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスを含め、育児や生活などの相談を受け助言を行い、必要時、医療や福祉との連携を実施します。</p> <p>また、支援が必要な家庭には地区担当の保健師を通じ適切なサービスの提供につなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
乳幼児健康診査	<p>発育・発達の節目となる乳児（3～4か月児）、1歳6か月児・3歳児については、集団での健康診査を行い、子どもの疾病の早期発見や発育・発達の状況を把握し、適切な相談、支援につながるよう専門的な多職種により健診を実施します。また、子育てアンケートを使用し、育児不安等が軽減されるよう、育てにくさを感じる親に寄り添う視点で相談・助言を行うよう努めます。集団の乳幼児健康診査については、受診率の維持、向上に努め、未受診者については、関係機関と連携し、状況の把握に努めます。</p> <p>また、6～7か月児・9～10か月児健康診査は、指定医療機関にて個別に行い、医療機関との連携に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ
乳幼児の発達に関する相談	<p>発育・発達に課題が考えられる子どもたちを早期に把握し、相談、支援につながるよう乳幼児健康診査を実施し、経過観察健康診査、発達健康診査、個別の面接相談、グループ支援等を組み合わせて継続的支援に努め、必要に応じ、就学後を見据えて、支援が途切れないよう発達支援室、医療機関等と連携を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ
歯科検診・幼児歯科相談	<p>1歳6か月児及び3歳児健康診査の中で、歯科健康診査を行います。また、2歳児を対象に、歯科検診・歯磨きの実習などの幼児歯科相談を実施します。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
予防接種事業	<p>感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延の予防や、個人の発病、重症化の予防のため、医療機関の協力のもと、予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、子どもたちの健康の保持及び増進を図ります。また、定期予防接種の実施状況の把握に努め、乳幼児健診の機会や対象者への通知等により、接種の種類や時期等を分かりやすく情報提供します。</p>	健康推進課	生きる 育つ つながる
離乳食に関する講習会	<p>離乳食講習会を2コース（離乳食を始める4～5か月児対象のものと、離乳食が2～3回食へ増える7～10か月児対象のもの）実施します。また、児童館等の子育て機関と連携し、各児童館にて栄養出張教育を実施します。また市内保育所と連携して、身近な地域での情報提供と相談を実施します。</p>	児童青少年課 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる
小児初期救急準夜診療所	<p>小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児科医による準夜診療所「多摩市こども準夜診療所」を健康センター内に設置し、365日準夜帯の一次救急医療を確保し、小児の初期救急医療を提供します。</p>	健康推進課	生きる 育つ

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
訪問・相談事業	<p>妊娠期から乳幼児期にかけて、面接、健診等により把握した要支援家庭には、必要に応じ、電話、面接、訪問等により相談・助言を行い、医療、児童福祉と連携し継続的な支援を実施します。また、子どもが疾病を抱えていたり、子どもの成長、発達に不安を抱えている保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携し、切れ目ない支援を実施します。</p> <p>また、保健師は、地区担当制を継続し、地域の子育て支援拠点施設、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。また、保護者が、育てづらさを感じた際に相談できる体制の整備に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
在園児・保護者に対する食育事業	<p>保育所において、野菜の栽培・収穫や調理体験等を通じて食育活動を実施するとともに、地域ボランティアとの野菜の栽培・収穫などの世代間交流を通じて食育の推進を行います。</p>	公立保育園	生きる 育つ 食べる 学ぶ
地域の子育て家庭に対する食育事業	<p>「第3次多摩市食育推進計画」に基づき、保育所・児童館・健康推進課等が連携して、子育て家庭を対象に栄養相談や栄養出張教育を実施します。また、児童館では、郷土料理・伝統食・行事食づくりなど、世代間交流を通じて地域における食育事業を推進します。</p>	公立保育園	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる
学校給食での食育事業	<p>朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状に鑑み、学校給食を通じて、食生活に対する知識や望ましい食習慣の定着に向けた指導を行います。また、学校の給食を教材とした食育授業や栽培活動等を推進するとともに、ESDを通じて、食の視点から世界や社会、また、多摩市を見つめ、課題を設定し、探究的な学習への取組みを推進します。</p>	学校給食センター 教育指導課	食べる 学ぶ
食物アレルギーへの取組み	<p>食物アレルギーに対する事故防止や対応を行うために、食物アレルギーに関する知識や事故発生時の手順について、研修等により教職員への周知徹底を図ります。また、学校におけるアレルギー疾患対応についての手順をまとめた「多摩市立学校アレルギー疾患対応マニュアル（第二版）」に基づき、教育委員会、学校が一体となり毎月の「アレルギー献立表」による確認等、アレルギー疾患対応に取組体制を整えます。同様に、保育所においても、ガイドラインに基づき、アレルギー疾患対応の取組体制を整備します。</p>	公立保育園 学校支援課 学校給食センター	生きる 育つ 食べる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
食育情報の提供	食に関する情報について、たま広報・公式ホームページでの情報提供を行うとともに、学校給食では、給食だよりや献立表の活用、きゅうしょくメモカレンダー・地場産使用のお知らせによる情報発信、学校給食試食会・献立検討市民懇談会を実施します。 また、保育所では、給食だより、献立表の配布、食育活動の掲示、公式ホームページでレシピ紹介、レシピの配布など、情報発信を行います。	公立保育園 健康推進課 学校給食センター	生きる 育つ 食べる 学ぶ
保育所による離乳食教室	認可保育所の給食機能を活かし、健康推進課と連携し、在宅子育て家庭を対象に離乳食教室を実施し、育児支援を行います。	公立保育園	生きる 育つ 食べる 学ぶ
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供	乳幼児健診時に、食育に関する情報を提供します。また、児童館での「栄養出張教育」等、出張して、子どもや親に食べることの大切さを教えます。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる



第5章 施策に基づく事業

基本施策1-② 子どもの人権の尊重

施策1-②-1 児童虐待の防止と早期発見・早期支援

児童虐待の未然防止及び早期発見・早期支援のため、各事業を展開し、児童虐待対応部署においては、職員の資質の向上を図るとともに、関係各課、東京都及び関係機関との連携の強化を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子ども家庭支援センター事業	<p>子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、関係機関が連携をとりながら総合的に支援していくための総合的窓口として、調整を図るとともに、関係機関とのネットワークを構築し体制強化を図ります。</p> <p>また、児童虐待の未然防止のためにも、児童虐待に関する講演会等を開催し、児童虐待や子どもの権利に関する理解を深める機会を設けます。</p>	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる
母子健康手帳の交付	<p>妊娠届出時に、母子健康手帳及び母と子の保健バッグを交付し、母子の健康管理や妊娠・出産・子育て期に必要な情報提供に努めます。また、妊娠届出時にアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握をし、妊娠中の早期から支援を必要とする家庭へのアプローチを図ります。</p> <p>さらに、妊娠早期から地域とのつながりを持つことができるように、母子健康手帳の交付を身近な地域の子育て支援拠点施設に広げ、連携を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ つながる
養育支援訪問事業	<p>養育支援が必要でありながら自分から支援を求められない家庭等を早期に発見し、必要な訪問支援を行い家庭等での安定した児童の養育が可能となるように努めます。</p> <p>また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会要保護児童対策地域協議会を活用し、支援の必要な家庭に対して適切な支援につながるよう関係機関との連携強化を図ります。</p>	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
利用者支援事業 (基本型・連携型)	<p>子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点施設に配置した子育てマネージャーが情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなど、利用者支援を図ります。</p> <p>また、各地域の子育てサービス等のネットワークを形成し、各種の子育てサービスが利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子ども・子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。</p>	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
利用者支援事業 (母子保健型) ゆりかごTAMA 妊婦面接【再掲】	母子健康手帳を所持する全ての妊婦を対象に、「妊婦面接(ゆりかごTAMA)」として保健師による面接を行います。この面接では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービス等の情報提供を行います。支援が必要と判断された妊婦に対しては支援プランの策定等を行います。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
妊婦健康診査事業【再掲】	妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査の重要性を普及啓発し、確実に受診することを勧め、妊婦の経済的負担を軽減するとともに健康管理の向上を図ります。	健康推進課	生きる 育つ 学ぶ
特定妊婦支援【再掲】	妊娠期からの児童虐待防止対策の中心として、母子保健事業を通して望まない妊娠等の特定妊婦を早期に把握し、周産期医療機関や子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等とネットワークを組み、支援を実施します。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
パパママ(両親)学級【再掲】	<p>同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験(父親)、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。</p> <p>虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。</p>	健康推進課	育つ 食べる 学ぶ 働く 参加する つながる
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	<p>訪問事業を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会と捉え、生後4か月までの間に乳幼児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行います。訪問では子育ての様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、安心して子育てができるよう育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票を利用するなど、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスを含め、育児や生活などの相談を受け助言を行い、必要時、医療や福祉との連携を実施します。</p> <p>また、支援が必要な家庭には地区担当の保健師を通じ適切なサービスの提供につなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
乳幼児健康診査【再掲】	<p>発育・発達の節目となる乳児（3～4か月児）、1歳6か月児・3歳児については、集団での健康診査を行い、子どもの疾病の早期発見や発育・発達の状況を把握し、適切な相談、支援につながるよう専門的な多職種により健診を実施します。また、子育てアンケートを使用し、育児不安等が軽減されるよう、育てにくさを感じる親に寄り添う視点で相談・助言を行うよう努めます。集団の乳幼児健康診査については、受診率の維持、向上に努め、未受診者については、関係機関と連携し、状況の把握に努めます。</p> <p>また、6～7か月児・9～10か月児健康診査は、指定医療機関にて個別に行い、医療機関との連携に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ
乳幼児の発達に関する相談【再掲】	<p>発育・発達に課題が考えられる子どもたちを早期に把握し、相談、支援につながるよう乳幼児健康診査を実施し、経過観察健康診査、発達健康診査、個別の面接相談、グループ支援等を組み合わせて継続的支援に努め、必要に応じ、就学後を見据えて、支援が途切れないよう発達支援室、医療機関等と連携を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ
訪問・相談事業【再掲】	<p>妊娠期から乳幼児期にかけて、面接、健診等により把握した要支援家庭には、必要に応じ、電話、面接、訪問等により相談・助言を行い、医療、児童福祉と連携し継続的な支援を実施します。また、子どもが疾病を抱えていたり、子どもの成長、発達に不安を抱えている保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携し、切れ目ない支援を実施します。</p> <p>また、保健師は、地区担当制を継続し、地域の子育て支援拠点施設、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。また、保護者が、育てづらさを感じた際に相談できる体制の整備に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【再掲】	<p>就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。小学校5・6年生の学校の夏季休業中（8月）の受入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5・6年生の通年受入れを行います。</p> <p>また、入所児童の増加等に対応するため、学童クラブの設置について適正化を図ります。</p>	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 働く 遊ぶ
児童館事業【再掲】	<p>児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。</p> <p>世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。</p>	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
地域子育て支援拠点事業【再掲】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の子育てひろばを開設、子育てマネージャーを配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、適切な機関につなげます。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ

基本施策1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

施策1-③-1 障がい児施策の充実

障がいのある子ども及び配慮が必要な子どもについて、それぞれの発達段階に応じた支援を行います。

また、障がいの有無に関わらず、遊びや他者とのコミュニケーションを通して集団の中で他の子どもたちとともに成長できるような配慮も必要です。これら専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組みを推進します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
発達障がい児(者)相談支援事業	発達の遅れや心配のある児童とその家族及び発達障がい児(者)とその家族等を対象に、関係機関と連携し、ライフステージに応じた一貫した支援・相談を行います。また、幼児とその家族を対象に、集団による遊びを通して発達を促す事業を行います。 発達障害の早期発見と早期の支援のため、発達障害の理解啓発の普及を行います。 児童発達支援事業「多摩市ひまわり教室」の入園に関する相談を行います。	発達支援室	育つ 学ぶ つながる 参加する 遊ぶ
児童福祉法に基づくサービス給付事業	心身の発達に心配のある児童に対して、必要な療育を集団及び個別に行い、一人ひとりの発育・発達を促します。	障害福祉課 発達支援室	育つ 学ぶ つながる 参加する 遊ぶ
心身障がい者(児)一時保護事業	本人及び保護者の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった障がい者(児)を保護します。	障害福祉課	生きる 育つ つながる
障害福祉サービス給付事業	障がい者(児)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行い、障がい者(児)が安心して暮らせる社会の実現を目指します。	障害福祉課	生きる 育つ つながる
ダウン症乳幼児早期外来グループ訓練事業補助	ダウン症乳幼児を対象に、言語発達に必要な訓練・口腔機能の改善・保護者の理解促進・保護者同士の交流を行う事業者に対し、訓練等に必要教材等購入費を補助します。	障害福祉課	育つ つながる 学ぶ 遊ぶ

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
移動支援事業	知的障がい・精神障がいがあり、屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行います。	障害福祉課	生きる つながる
日中一時支援事業	障がい者(児)に対し、日中の活動の場を提供し、介護負担軽減のため一時的な見守り支援を行います。	障害福祉課	生きる
特別支援教育の充実	「多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、就学前から学校卒業後まで、切れ目のない支援及び多様な学びの場を整備し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていくための力を培うよう取り組んでいきます。	学校支援課 教育指導課 教育センター	育つ 学ぶ
保育所での要支援児の受入	研修等を通じて、要支援児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。保護者と職員、医療機関と連携して、子どもの育ちをともに見守ります。	公立保育園	生きる 育つ 学ぶ つながる 遊ぶ
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)での要支援児の受入	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の施設にトイレや出入口のスロープを整備するなど、公助や援助を要する児童が過ごしやすい環境整備を進めます。生活上のサポートが必要な児童を受入れた学童クラブの状況に応じて補助員を増員します。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 働く 遊ぶ
障がい者日中活動系サービス推進事業	指定障害福祉サービス事業等の運営に要する費用の一部を補助することにより、事業所等の安定した運営を図ります。	障害福祉課	生きる 育つ
読書活動の支援	「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」に基づき、心身に障がい等のある、何らかの理由で学校に登校していない、自ら読書をするには周囲の支援が必要である子どもが、多様な本で読書活動を楽しむことができる環境づくりを進めます。	図書館	育つ 学ぶ



第5章 施策に基づく事業

施策1-③-2 専門的な支援の充実

専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組みを推進します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
スクールソーシャルワーカー活用事業	児童・生徒が抱える、家庭、友人関係、学校等の環境が複雑に絡み合った問題の解決を図るため、教育または社会福祉等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や学校訪問及び関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な方法を用いて、支援をします。	教育センター	つながる
適応教室 (ゆうかり教室)	適応教室(ゆうかり教室)では、何らかの要因で学校に登校できない状態にある児童・生徒に対して、本人の状況に即した学習指導や集団活動を通して、自己肯定感の高まりによる情緒的安定を図り、生活リズムの調整や学校以外の居場所づくり等、その児童・生徒の目標に合わせた支援をします。	教育センター	育つ 学ぶ つながる
子ども家庭支援センター事業 【再掲】	子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、関係機関が連携をとりながら総合的に支援していくための総合的窓口として、調整を図るとともに、関係機関とのネットワークを構築し体制強化を図ります。 また、児童虐待の未然防止のためにも、児童虐待に関する講演会等を開催し、児童虐待や子どもの権利に関する理解を深める機会を設けます。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる
養育支援訪問事業 【再掲】	養育支援が必要でありながら自分から支援を求められない家庭等を早期に発見し、必要な訪問支援を行い家庭等での安定した児童の養育が可能となるように努めます。 また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会要保護児童対策地域協議会を活用し、支援の必要な家庭に対して適切な支援につながるよう関係機関との連携強化を図ります。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる

基本施策2-① 安心できる保育体制の充実

施策2-①-1 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化

計画的に保育・学童クラブの定員確保、施設整備を行うことで市民の保育ニーズを満たし、安心できる保育体制の充実を目指します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
多様なサービスの提供	多様化する子育て支援のニーズに応えるため、様々なサービスを提供している(一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、休日保育、ショートステイ等)。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
保育所：保育定員の確保、保育士の人材確保	保育を必要とする子どもの受入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努め、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課	育つ 働く
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) 【再掲】	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。小学校5・6年生の学校の夏季休業中(8月)の受入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5・6年生の通年受入れを行います。 また、入所児童の増加等に対応するため、学童クラブの設置について適正化を図ります。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 働く 遊ぶ

施策2-①-2 ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供

全ての子ども・子育て家庭を支援するため、保育所、認定こども園、学童クラブといった施設のみならず、身近な場所で子育て相談を受けられる「地域子育て支援拠点事業」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。また、子育て支援サービスなどの情報を必要とする人が、スマートフォンなどにより容易に入手できる仕組みについて検討を進めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
一時預かり事業	保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児、私的理由等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所や子ども家庭支援センターで保育(預かり)を行います。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	生きる 育つ
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常保育を延長した保育を行います。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
病児・病後児保育事業	多摩市に在住している乳幼児や、市の区域内の認可保育所・認証保育所・幼稚園や学童クラブに通所している児童で、安静確保のため集団保育や学校教育を受けることが困難な子どもを一時的に預かります。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)	保護者が、病気・出産等で一時的にお子さんの養育ができないときに、ご家族に代わって児童養護施設や地域の養育協力家庭宅において、お子さんを預かります。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を図ります。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する実費負担分について、保護者の世帯所得状況等を勘案した市が定める基準に従い、費用助成を行います。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規の事業者が円滑に、新制度における小規模保育事業等での保育等事業を実施できるよう必要な支援を行います。	子育て支援課	育つ 働く
休日保育	保護者の就労等で休日に保育に欠ける児童の保育需要に対応するために、休日保育事業を実施することにより、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	公立保育園	生きる 育つ 働く つながる
人材育成・研修・ネットワーク事業	子育てに関わる幅広い人材を育成するために、子育て支援に関わる個の市民、NPO 団体等に所属して子育て支援活動をしている市民、子育て支援や子どもの養育を専門としている方々に対して、体系的な研修、様々な情報発信、組織間の人的コーディネートなどを実施し、地域における子育て支援を推進します。	子ども家庭支援センター	育つ 学ぶ 参加する つながる
定期利用保育及び幼稚園預かり保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務など、継続的な保育を必要とする保育需要に対応するために、認可保育所の一時保育事業実施場所において、一定程度継続的に保育をすることで安心して子育てできる環境を整備します。 また、預かり保育を実施する幼稚園に対して補助を行い、就労する保護者を支援します。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
東京都認証保育所制度の活用	東京都認証保育所は、都独自の基準（認証基準）を満たした保育施設です。東京都と連携して運営費等の補助や、保護者負担の軽減を行うなど、乳幼児が良好な環境で保育を受けることができるよう、保育水準の向上に努めます。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
企業主導型保育事業	国から助成を受けて、企業が設置する保育施設です。定員枠の中に、企業が地域住民のための地域枠を設けており、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立を図ります。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
子育てスタート支援事業	出産直後の一定期間、市と契約した施設（産科診療所）への宿泊（母子ショートステイ）または通所（母子デイケア）により、母体ケアや育児指導等の支援を行います。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
子育てセンター事業【再掲】	子育てセンターは、乳幼児の育児全般に関する相談や遊びを通じて保護者間で子育てについて考えていく場です。施設から保護者に、子育て相談や保育所開放、子育て講座及び子育てに関する情報提供等を行います。	子育て支援課	生きる 育つ 学ぶ 遊ぶ

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子ども家庭サポーター派遣事業	<p>市内在住で、妊娠中から産後1年以内（多胎は2年）までの方のうち、日中家事・育児を手伝う方が誰もいない家庭に対し、「子ども家庭サポーター」を派遣し、家事・育児の手伝いや育児の相談や助言、子育て情報の提供を行います。</p>	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる
利用者支援事業（基本型・連携型）【再掲】	<p>子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点施設に配置した子育てマネージャーが情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなど、利用者支援を図ります。</p> <p>また、各地域の子育てサービス等のネットワークを形成し、各種の子育てサービスが利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子ども・子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。</p>	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ つながる
地域子育て支援拠点事業【再掲】	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の子育てひろばを開設、子育てマネージャーを配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、適切な機関につなげます。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
児童館事業【再掲】	<p>児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。</p> <p>世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。</p>	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
養育支援訪問事業【再掲】	<p>養育支援が必要でありながら自分から支援を求められない家庭等を早期に発見し、必要な訪問支援を行い家庭等での安定した児童の養育が可能となるように努めます。</p> <p>また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会要保護児童対策地域協議会を活用し、支援の必要な家庭に対して適切な支援につながるよう関係機関との連携強化を図ります。</p>	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる

第5章 施策に基づく事業

基本施策2-② 安定した家庭生活に向けた支援

施策2-②-1 ひとり親家庭の自立支援の推進

人々の家庭形態も多様化する中、家庭形態に合わせた支援も求められています。特に「ひとり親家庭」は、経済的援助のほか、課題に対し幅広く相談にのり、自立支援につなげていく必要があります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の方や女性が抱える家計、就労、住まいのこと、子どものことなど、幅広い課題に対して、相談を通じて助言や情報提供を行い、それぞれの課題解決を図ります。	子育て支援課	生きる働く
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、健康保険の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課	生きる育つ
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、日常の家事等に支障が生じるひとり親家庭に対して、家事援助を行うためのヘルパーを派遣し、子育てを支援します。	子育て支援課	生きる働く
母子及び父子福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭が経済的に自立し、安定した生活を送るための必要とする資金を貸し付けます。	子育て支援課	生きる
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立促進のための知識、技能取得のための支援を行います。	子育て支援課	生きる働く

施策2-②-2 児童虐待の防止と早期発見・早期支援

子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見・早期支援に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子ども家庭支援センター事業 【再掲】	子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、関係機関が連携をとりながら総合的に支援していくための総合的窓口として、調整を図るとともに、関係機関とのネットワークを構築し体制強化を図ります。 また、児童虐待の未然防止のためにも、児童虐待に関する講演会等を開催し、児童虐待や子どもの権利に関する理解を深める機会を設けます。	子ども家庭支援センター	生きる育つつながる
子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業） 【再掲】	保護者が、病気・出産等で一時的にお子さんの養育ができないときに、ご家族に代わって児童養護施設や地域の養育協力家庭宅において、お子さんを預かります。	子ども家庭支援センター	生きる育つつながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
地域子育て支援拠点事業【再掲】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の子育てひろばを開設、子育てマネージャーを配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、適切な機関につなげます。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
利用者支援事業（基本型・連携型）【再掲】	子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点施設に配置した子育てマネージャーが情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなど、利用者支援を図ります。 また、各地域の子育てサービス等のネットワークを形成し、各種の子育てサービスが利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子ども・子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ つながる
児童館事業【再掲】	児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。 世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【再掲】	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。小学校5・6年生の学校の夏季休業中（8月）の受入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5・6年生の通年受入れを行います。 また、入所児童の増加等に対応するため、学童クラブの設置について適正化を図ります。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 働く 遊ぶ
養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が必要でありながら自分から支援を求められない家庭等を早期に発見し、必要な訪問支援を行い家庭等での安定した児童の養育が可能となるように努めます。 また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会要保護児童対策地域協議会を活用し、支援の必要な家庭に対して適切な支援につながるよう関係機関との連携強化を図ります。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
子育てスタート支援事業【再掲】	出産直後の一定期間、市と契約した施設（産科診療所）への宿泊（母子ショートステイ）または通所（母子デイケア）により、母体ケアや育児指導等の支援を行います。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
一時預かり事業【再掲】	保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児、私的理由等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所や子ども家庭支援センターで保育（預かり）を行います。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	生きる 育つ

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
ファミリーサポートセンター事業【再掲】	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を図ります。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる
母子健康手帳の交付【再掲】	妊娠届出時に、母子健康手帳及び母と子の保健バッグを交付し、母子の健康管理や妊娠・出産・子育て期に必要な情報提供に努めます。また、妊娠届出時にアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握をし、妊娠中の早期から支援を必要とする家庭へのアプローチを図ります。 さらに、妊娠早期から地域とのつながりを持つことができるように、母子健康手帳の交付を身近な地域の子育て支援拠点施設に広げ、連携を図ります。	健康推進課	生きる 育つ つながる
利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA妊婦面接【再掲】	母子健康手帳を所持する全ての妊婦を対象に、「妊婦面接（ゆりかごTAMA）」として保健師による面接を行います。この面接では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービス等の情報提供を行います。支援が必要と判断された妊婦に対しては支援プランの策定等を行います。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
妊婦健康診査事業【再掲】	妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査の重要性を普及啓発し、確実に受診することを勧め、妊婦の経済的負担を軽減するとともに健康管理の向上を図ります。	健康推進課	生きる 育つ 学ぶ
特定妊婦支援【再掲】	妊娠期からの児童虐待防止対策の中心として、母子保健事業を通して望まない妊娠等の特定妊婦を早期に把握し、周産期医療機関や子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等とネットワークを組み、支援を実施します。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
パパママ（両親）学級【再掲】	同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。 虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。	健康推進課	育つ 食べる 学ぶ 働く 参加する つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	<p>訪問事業を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会と捉え、生後4か月までの間に乳幼児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行います。訪問では子育ての様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、安心して子育てができるよう育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）・赤ちゃんへの気持ち質問票を利用するなど、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスを含め、育児や生活などの相談を受け助言を行い、必要時、医療や福祉との連携を実施します。</p> <p>また、支援が必要な家庭には地区担当の保健師を通じ適切なサービスの提供につなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
乳幼児健康診査【再掲】	<p>発育・発達の節目となる乳児（3～4か月児）、1歳6か月児・3歳児については、集団での健康診査を行い、子どもの疾病の早期発見や発育・発達の状況を把握し、適切な相談、支援につながるよう専門的な多職種により健診を実施します。また、子育てアンケートを使用し、育児不安等が軽減されるよう、育てにくさを感じる親に寄り添う視点で相談・助言を行うよう努めます。集団の乳幼児健康診査については、受診率の維持、向上に努め、未受診者については、関係機関と連携し、状況の把握に努めます。</p> <p>また、6～7か月児・9～10か月児健康診査は、指定医療機関にて個別に行い、医療機関との連携に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ
乳幼児の発達に関する相談【再掲】	<p>発育・発達に課題が考えられる子どもたちを早期に把握し、相談、支援につながるよう乳幼児健康診査を実施し、経過観察健康診査、発達健康診査、個別の面接相談、グループ支援等を組み合わせて継続的支援に努め、必要に応じ、就学後を見据えて、支援が途切れないよう発達支援室、医療機関等と連携を図ります。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ
訪問・相談事業【再掲】	<p>妊娠期から乳幼児期にかけて、面接、健診等により把握した要支援家庭には、必要に応じ、電話、面接、訪問等により相談・助言を行い、医療、児童福祉と連携し継続的な支援を実施します。また、子どもが疾病を抱えていたり、子どもの成長、発達に不安を抱えている保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携し、切れ目ない支援を実施します。</p> <p>また、保健師は、地区担当制を継続し、地域の子育て支援拠点施設、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。また、保護者が、育てづらさを感じた際に相談できる体制の整備に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
養育支援訪問事業 【再掲】	養育支援が必要でありながら自分から支援を求められない家庭等を早期に発見し、必要な訪問支援を行い家庭等での安定した児童の養育が可能となるように努めます。 また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会要保護児童対策地域協議会を活用し、支援の必要な家庭に対して適切な支援につながるよう関係機関との連携強化を図ります。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる



第5章 施策に基づく事業

施策2-②-3 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は保育、教育・医療等多分野にわたっており、子どもを健やかに育てるための経済的支援が必要とされています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の負担を軽減するために、各種支援を推進します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
児童手当支給事業	児童へ手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図ります。	子育て支援課	生きる育つ
児童育成手当支給事業	児童の心身の健やかな成長に寄与するために支給し、児童の福祉の増進を図るとともに、状況が改善しない受給者への継続的な働きかけを行います。	子育て支援課	生きる育つ
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給するとともに、状況が改善しない受給者への継続的な働きかけを行います。	子育て支援課	生きる育つ
乳幼児医療費助成事業	乳幼児を養育している者に対して、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課	生きる育つ
義務教育就学児医療費助成事業	小中学校の学齢期は、人間形成の核となる重要な時期であることから、義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成し、自己負担の軽減を図り、子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課	生きる育つ
自立支援医療費助成（育成医療）事業	障害者総合支援法に基づき、身体障がい児に医療を提供し、その障害を除去し、または軽減することにより、日常生活能力の取得に寄与します。	障害福祉課	生きる
小児慢性病医療費助成	特定の小児慢性疾患にかかっている18歳未満の方で、国で定めた認定基準に該当する方に対して、治療に係る医療費等の一部を助成します。	障害福祉課	生きる
就学援助	家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り学習ができるように、学用品や学校給食費など、就学に必要な費用の支援を行います。	学校支援課	生きる
就学奨励事業	心身に障がいのある児童・生徒の就学を奨励するため、学用品や学校給食費など、就学に必要な費用の一部を補助します。	学校支援課	生きる
私立幼稚園に在籍する保護者への支援	私立幼稚園に在籍する園児の保護者が支払う入園料及び保育料に対して補助することにより、保護者負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興と充実を図ります。	子育て支援課	生きる育つ学ぶ
ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、健康保険の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課	生きる育つ

第5章 施策に基づく事業

施策2-②-4 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるように、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
就業労働相談事業	求人情報の提供、就労相談や求職の支援を行う永山ワークプラザを市民に広く活用してもらい認知度を向上させ、就業の促進を図ります。	経済観光課	働く
創業支援事業	地域の活力を維持していくため、産官学連携による創業支援事業を実施し、新しいビジネスの創出を促進します。市が認定するビジネス支援施設との連携やソフト事業を発展させる支援への円滑な移行を行います。	経済観光課	働く
多様化する就業ニーズに対する支援	女性や若年者に対して、仕事と家庭の両立及び多様な働き方の実現に向け、東京しごとセンターなど関係機関や民間企業等とも連携し、各種セミナーを開催します。	経済観光課	働く
TAMA 女性センター事業（就労環境・キャリア形成）	市内企業・事業所等を対象にワーク・ライフ・バランスなど働く場における男女平等の推進に向けた啓発講座を実施します。 東京しごとセンター多摩と連携し、女性の就職・再就職やキャリアアップ支援のための講座、個別相談会などを実施します。	TAMA 女性センター	学ぶ
職業生活と家庭生活との両立の推進	ワーク・ライフ・バランスに関する東京都の制度について、公式ホームページで情報発信を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図ります。働く方々が労働法を理解し、働く環境が改善されるよう、「ポケット労働法」の配布など国や都からの情報を積極的に周知し、労働に関する法制度等の啓発を図ります。	経済観光課	働く
母子家庭等自立支援給付金事業【再掲】	母子家庭及び父子家庭の経済的自立促進のための知識、技能取得のための支援を行います。	子育て支援課	生きる 働く
施設型給付（保育所）【再掲】	保育を必要とする子どもの受入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努め、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課	生きる 育つ 働く
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【再掲】	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。小学校5・6年生の学校の夏季休業中（8月）の受入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5・6年生の通年受入れを行います。 また、入所児童の増加等に対応するため、学童クラブの設置について適正化を図ります。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 働く 遊ぶ

第5章 施策に基づく事業

施策2-②-5 次代の親の育成

次代に親になる世代が、親になるために必要なことを学ぶことができるよう各種事業を実施します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
インターネット等の適切な活用に向けた啓発	インターネットやスマートフォンによるトラブルや犯罪被害に巻き込まれないよう、子どもや保護者に対して家庭でのルールづくりや有害情報フィルタリングソフトの活用の普及・啓発を進めます。 また、セーフティ教室や学校便り等を通じて、SNSの利便性や危険性、ルールづくりの必要性について理解・啓発を推進します。	教育指導課	育つ 学ぶ
学校・家庭教育支援事業	子育て支援に関する機関との連携を図りながら、子育て安心講座や子育てつどいの広場など、安心して子育てができるような学びの機会を設けて家庭・地域の教育力の向上に努めます。	公民館	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
女と男がともに生きる行動計画推進事業	男女で担う子育てなど「男女平等と自立に支えられた男女平等参画社会の実現」を基本理念に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」に基づき、市民・事業者・関係機関等とともに総合的かつ計画的に推進します。	TAMA 女性センター	生きる 参加する
男女平等参画に関する情報提供 (TAMA 女性センターライブラリー)	TAMA 女性センターライブラリーではワーク・ライフ・バランスや子育て・家庭教育などの男女平等参画に関連する書籍や情報誌を取り揃え、市民向けに閲覧・貸出しを行い啓発を進めています。	TAMA 女性センター	学ぶ
乳幼児とふれあう 機会の拡大	中学生、高校生等が、子どもを育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所等の協力を得ながら、乳幼児と触れ合う機会を設けるなど、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を図ります。	公立保育園 教育指導課	育つ 学ぶ 働く つながる

第5章 施策に基づく事業

基本施策2-③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

施策2-③-1 子育て家庭の健康の確保

子育てをめぐる地域や家庭の状況が大きく変化する中、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産・育児できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連機関や関係団体と連携して推進します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子育て世代包括支援センター事業	健康推進課（健康センター）が、子育て世代包括支援センター事業として、母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを利用者目線に立ち、支援の継続性と整合性が確保できるようマネージメントを行います。保健師等の専門職が中心となり、妊産婦・乳幼児等やその家族の実情を把握し、妊産婦や乳幼児にとって必要なサービスや支援を提供するため、関係機関との連携や連絡調整を行い、その後の状況のフォローアップと評価を行います。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
母子健康手帳の交付【再掲】	妊娠届出時に、母子健康手帳及び母と子の保健バッグを交付し、母子の健康管理や妊娠・出産・子育て期に必要な情報提供に努めます。また、妊娠届出時にアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握をし、妊娠中の早期から支援を必要とする家庭へのアプローチを図ります。 さらに、妊娠早期から地域とのつながりを持つことができるように、母子健康手帳の交付を身近な地域の子育て支援拠点施設に広げ、連携を図ります。	健康推進課	生きる 育つ つながる
利用者支援事業（母子保健型） ゆりかごTAMA 妊婦面接【再掲】	母子健康手帳を所持する全ての妊婦を対象に、「妊婦面接（ゆりかごTAMA）」として保健師による面接を行います。この面接では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービス等の情報提供を行います。支援が必要と判断された妊婦に対しては支援プランの策定等を行います。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
妊婦健康診査事業【再掲】	妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査の重要性を普及啓発し、確実に受診することを勧め、妊婦の経済的負担を軽減するとともに健康管理の向上を図ります。	健康推進課	生きる 育つ 学ぶ
里帰り等妊婦健康診査受診費助成【再掲】	助産所または都外医療機関等で妊婦健康診査を受診し、妊婦健康診査受診票による診査を受診できなかった妊婦に対して、助成金を交付します。	健康推進課	生きる
特定妊婦支援【再掲】	妊娠期からの児童虐待防止対策の中心として、母子保健事業を通して望まない妊娠等の特定妊婦を早期に把握し、周産期医療機関や子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等とネットワークを組み、支援を実施します。	子ども家庭支援センター 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
<p>パパママ（両親）学級【再掲】</p>	<p>同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。</p> <p>虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。</p>	<p>健康推進課</p>	<p>育つ 食べる 学ぶ 働く 参加する つながる</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業【再掲】</p>	<p>訪問事業を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会と捉え、生後4か月までの間に乳幼児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行います。訪問では子育ての様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、安心して子育てができるよう育児支援チェックリスト・エンジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）・赤ちゃんへの気持ち質問票を利用するなど、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスを含め、育児や生活などの相談を受け助言を行い、必要時、医療や福祉との連携を実施します。</p> <p>また、支援が必要な家庭には地区担当の保健師を通じ適切なサービスの提供につなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p>	<p>健康推進課</p>	<p>生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる</p>
<p>乳幼児健康診査【再掲】</p>	<p>発育・発達の節目となる乳児（3～4か月児）、1歳6か月児・3歳児については、集団での健康診査を行い、子どもの疾病の早期発見や発育・発達の状況を把握し、適切な相談、支援につながるよう専門的な多職種により健診を実施します。また、子育てアンケートを使用し、育児不安等が軽減されるよう、育てにくさを感じる親に寄り添う視点で相談・助言を行うよう努めます。集団の乳幼児健康診査については、受診率の維持、向上に努め、未受診者については、関係機関と連携し、状況の把握に努めます。</p> <p>また、6～7か月児・9～10か月児健康診査は、指定医療機関にて個別に行い、医療機関との連携に努めます。</p>	<p>健康推進課</p>	<p>生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ</p>
<p>乳幼児の発達に関する相談【再掲】</p>	<p>発育・発達に課題が考えられる子どもたちを早期に把握し、相談、支援につながるよう乳幼児健康診査を実施し、経過観察健康診査、発達健康診査、個別の面接相談、グループ支援等を組み合わせて継続的支援に努め、必要に応じ、就学後を見据えて、支援が途切れないよう発達支援室、医療機関等と連携を図ります。</p>	<p>健康推進課</p>	<p>生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる 遊ぶ</p>

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
歯科検診・幼児歯科相談【再掲】	1歳6か月児及び3歳児健康診査の中で、歯科健康診査を行います。また、2歳児を対象に、歯科検診・歯磨きの実習などの幼児歯科相談を実施します。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
離乳食に関する講習会【再掲】	離乳食講習会を2コース（離乳食を始める4～5か月児対象のものと、離乳食が2～3回食へ増える7～10か月児対象のもの）実施します。また、児童館等の子育て機関と連携し、各児童館にて栄養出張教育を実施します。また市内保育所と連携して、身近な地域での情報提供と相談を実施します。	児童青少年課 健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる
訪問・相談事業【再掲】	<p>妊娠期から乳幼児期にかけて、面接、健診等により把握した要支援家庭には、必要に応じ、電話、面接、訪問等により相談・助言を行い、医療、児童福祉と連携し継続的な支援を実施します。また、子どもが疾病を抱えていたり、子どもの成長、発達に不安を抱えている保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携し、切れ目ない支援を実施します。</p> <p>また、保健師は、地区担当制を継続し、地域の子育て支援拠点施設、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。また、保護者が、育てづらさを感じた際に相談できる体制の整備に努めます。</p>	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
子育てスタート支援事業【再掲】	出産直後の一定期間、市と契約した施設（産科診療所）への宿泊（母子ショートステイ）または通所（母子デイケア）により、母体ケアや育児指導等の支援を行います。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる



第5章 施策に基づく事業

施策2-③-2 家庭の教育力の向上

核家族化が進み、地域の関係が希薄化する中、家庭の教育力の低下が課題となっているため、各種事業を展開し、家庭の教育力の向上を支援します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
プレパパママ保育体験	健康推進課のパパママ学級と連携し、妊娠中の妊婦さんに実際に保育所で乳児と触れ合いながら、育児体験を行うことで、出産後の育児のイメージづくりと、保育所の子育て支援機能の周知を図ります。	公立保育園	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる
ブックスタート 多摩市絵本かたり かけ事業	3～4か月児健康診査の待ち時間に「絵本」と「おすすめの本のリスト」等を手渡しするとともに、絵本を通して親子がコミュニケーションを深め、豊かな時間を過ごすことの楽しさを伝えていきます。（図書館とボランティアが協働で実施）	図書館	育つ 学ぶ
学校・家庭教育支援事業【再掲】	子育て支援に関する機関との連携を図りながら、子育て安心講座や子育てつどいの広場など、安心して子育てができるような学びの機会を設けて家庭・地域の教育力の向上に努めます。	公民館	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
乳幼児とふれあう 機会の拡大 【再掲】	中学生、高校生等が、子どもを育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所等の協力を得ながら、乳幼児と触れ合う機会を設けるなど、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を図ります。	公立保育園 教育指導課	育つ 学ぶ 働く つながる
保育所による離乳食教室【再掲】	認可保育所の給食機能を活かし、健康推進課と連携し、在宅子育て家庭を対象に離乳食教室を実施し、育児支援を行います	公立保育園	生きる 育つ 食べる 学ぶ
パパママ（両親） 学級【再掲】	同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。 虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。	健康推進課	育つ 食べる 学ぶ 働く 参加する つながる

第5章 施策に基づく事業

基本施策3-① 地域社会全体での子育て支援

施策3-①-1 地域コミュニティによる子育て支援の充実

地域コミュニティにより子育て支援をし、地域とのつながりを持ち、子育ての孤立感の軽減を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子ども食堂推進事業	子ども食堂を実施する民間団体等に対して補助金を交付し、地域の子どもたちへの食を通じた交流の場を提供する活動を支援します。	児童青少年課	育つ 食べる つながる
地区委員会	地区委員会は、青少年の健全な育成を図るため、青少協の施策に協力するとともに、地域社会の力を結集して社会環境の整備活動に努めるためにつくられている地域組織です。地域の青少年に関係する様々な組織と連携を図り、その地区の実情に応じた活動を行っています。	児童青少年課	育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
こども110番	「子ども110番の家」は、子どもたちが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点として、各種被害防止の面からも有効であることから、より多くの方の参加を促進し、多くの立場から子どもたちの安全を見守っていただきます。	児童青少年課	学ぶ 参加する つながる
青少年問題協議会【再掲】	青少年問題協議会は、地域の子どもや若者の健全な育成を図ることを目的として、子どもや若者を取り巻く課題や課題解決に向けた方策について審議・検討や相互連携のための連絡調整を行い、青少年の健全育成に取り組んでいきます。	児童青少年課	育つ 学ぶ 参加する つながる
児童館事業【再掲】	児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。 世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
地域子育て支援拠点事業【再掲】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の子育てひろばを開設、子育てマネージャーを配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、適切な機関につなげます。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	公立保育園 子ども家庭支援センター 児童青少年課	生きる 育つ 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
ファミリーサポートセンター事業【再掲】	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を図ります。	子ども家庭支援センター	生きる 育つ つながる

第5章 施策に基づく事業

施策3-①-2 持続可能な放課後子ども教室の運営

持続可能な放課後子ども教室を整備・運営し、安全・安心な居場所を確保し、子どもたちの健全育成を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
放課後子ども教室【再掲】	放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々等の参画を得て拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ、地域の方々との交流活動等の取組みを行っています。引き続き全小学校での実施に向けて取り組んでいきます。	児童青少年課	学ぶ 参加する つながる 遊ぶ

基本施策3-② 子育てを支援する生活環境の整備

施策3-②-1 良好な住環境の確保

安全・安心に子育てができるよう支援するため、道路交通環境の充実等、良好な住環境の確保を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
近居・同居の促進	若者世代・子育て世代の市内への転入・定住及び世代間の相互協力を促進するため、親世帯と近居または同居するために多摩市内に転入する子育て世帯に助成金を交付することにより、支援が必要な世帯相互間の居住の安定確保を図ります。	都市計画課	生きる
人にやさしい道づくりの推進	子育て世帯や子どもが安全で安心して移動できるようにするため、歩道設置及び歩道拡幅等を検討し、ユニバーサルデザインブロックによる段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの設置など、道路のバリアフリー化を推進するとともに、ベンチなどの既存施設の維持・改修に努めます。	道路交通課 子育て支援課 児童青少年課	生きる
道路交通環境の充実	子育て世帯や子どもが安心して道路を通行できるよう、必要に応じて路面表示や防護柵等の交通安全施設を整備するとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路樹について、剪定や計画的な伐採を行います。 また、老朽化した道路の補修を進めます。	道路交通課 子育て支援課 児童青少年課	生きる
赤ちゃん・ふらっと事業	「赤ちゃん・ふらっと」は、赤ちゃんを連れての方が安心して外出を楽しめるように、おむつ替えや授乳のためにふらっと立ち寄ることができるスペースの愛称で、東京都へ届出をしている施設については、入り口などに適合証を掲示しています。 引き続き公共施設をはじめ民間事業所での設置、設置促進のための周知を推進します。	子育て支援課	育つ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
多摩市公園施設 長寿命化計画	市内の公園は、多摩ニュータウン事業により集中的に整備され、開園から30年以上経過している公園が全体208箇所の内、約65%以上を占めております。今後の公園施設の老朽化が急速に進行する状況を踏まえ、維持管理（マネジメント）を適正化するため財政状況を考慮し、予算の平準化を行いながら公園利用者の安全・安心確保を行いつつ、市内の公園を順次地区毎に老朽化した遊具等の更新を行ってまいります。更新にあたっては、障害の有無に関わらず全ての子どもたちが共に遊び共に学べることを目指す視点をもって行います。	公園緑地課	生きる 育つ 遊ぶ

施策3-②-2 安全・安心なまちづくりの推進

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
通学路安全対策事業	小中学校の通学路における児童・生徒の安全確保を図るため、学校、警察、道路・公園管理者、教育委員会の合同で、通学路の点検を実施し、関係機関で協議のうえ必要な安全対策を図ります。 また、子どもたちの安全と安心の確保に積極的に関わろうとする意識啓発を図ります。	道路交通課 公園緑地課 学校支援課	生きる
生活・交通・災害 安全教育の実施	全ての子どもたちに、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育むため、日常生活や様々な交通・災害場面における危険とその対処について、安全教育を推進します。とりわけ、交通安全教育においては、幼児・小学1・2年生を対象とした交通公園での安全教室や、児童館・学童クラブ・幼稚園・保育所・老人クラブ等への出張型の安全教育、さらには、中学生を対象としたスタントマンによる疑似体験型の安全教育を実施し、生涯にわたって自ら安全を確保できる力を育みます。 また、総合防災訓練への中学生の参加や小学生以下を対象とした東京消防庁立川防災館への親子バスツアーなどを実施して、子どもたちの防災意識の向上を図ります。	防災安全課 子育て支援課 児童青少年課 道路交通課 教育指導課	学ぶ

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
自主的な防犯活動団体の推進	<p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神のもと、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯ボランティア活動団体の結成及びネットワーク化を促進するとともに、警察と協働して、犯罪の発生状況の提供や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>また、既に結成している防犯ボランティア団体に「安全安心ネットワーク」の団体登録の促進を図りながら、新支部結成の推進を図ります。</p>	防災安全課	生きる つながる

基本施策4-① 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

施策4-①-1 世代に応じたひきこもり支援の推進

不登校やひきこもり、ニート等の状態にある子ども・若者に対して、長期化、高齢化も踏まえながら、世代に応じた自立に向けての支援を行い、各関係機関や団体と連携を図りながら切れ目のない子ども・若者の育成に取り組みます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
生活困窮者自立支援事業	<p>生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。</p> <p>併せて、ひきこもりの相談対応も行っています。他の支援機関の紹介、家族会のご案内も行い、一人ひとりの状況に合わせ、寄り添った支援を進めていきます。</p>	福祉総務課	生きる 働く
子ども・若者育成支援事業	<p>ひきこもり状態にある方や家族等を対象として、講演会を開催することによりひきこもりに関する理解を深めてもらうとともに、相談につなげていきます。</p> <p>家族会等とも連携し、一人ひとりの状況に寄り添った支援を進めていきます。</p> <p>また、ライフステージによって支援が途切れることのないようにするとともに、家族会等の団体、様々な分野の異なる関係機関や民間事業者等と連携していきます。</p> <p>さらに、子どもの貧困に関しても講演会を開催し市民に理解を深めてもらうとともに、庁内職員等を対象とし研修を実施し業務に活かすとともに所管課を越えて連携する必要性の確認を行います。</p>	児童青少年課	育つ 学ぶ 働く つながる
教育相談	<p>教育相談は、主に、中学生以下のお子さんの情緒や不登校等の心配、学校での悩みやいじめなど、広く教育に関する相談をカウンセリングの手法を用いて行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携し、早期解決・改善のための支援をします。</p>	教育センター	育つ つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、健康・栄養に関する相談に面接や電話を通じて応じています。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ つながる
30代健康診査（勤務先、健康保険で健診の機会のない方対象の健診）	30代で、国民健康保険に加入している方・生活保護受給中の方・その他加入している健康保険組合で有料無料に関わらず健診機会のない方に受診機会の提供をしています。	健康推進課	生きる 育つ つながる
発達障がい児(者)相談支援事業【再掲】	発達の遅れや心配のある児童とその家族及び発達障がい児(者)とその家族等を対象に、関係機関と連携し、ライフステージに応じた一貫した支援・相談を行います。また、幼児とその家族を対象に、集団による遊びを通して発達を促す事業を行います。 発達障害の早期発見と早期の支援のため、発達障害の理解啓発の普及を行います。 児童発達支援事業「多摩市ひまわり教室」の入園に関する相談を行います。	発達支援室	育つ 学ぶ つながる 参加する 遊ぶ
適応教室（ゆうかり教室）【再掲】	適応教室（ゆうかり教室）では、何らかの要因で学校に登校できない状態にある児童・生徒に対して、本人の状況に即した学習指導や集団活動を通して、自己肯定感の高まりによる情緒的安定を図り、生活リズムの調整や学校以外の居場所づくり等、その児童・生徒の目標に合わせた支援をします。	教育センター	育つ 学ぶ つながる
スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童・生徒が抱える、家庭、友人関係、学校等の環境が複雑に絡み合った問題の解決を図るため、教育または社会福祉等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や学校訪問及び関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な方法を用いて、支援をします。	教育センター	つながる

施策4-①-2 地域の中での支援ネットワークづくり

支援が必要な子ども・若者が、地域の中で相談できる体制づくり、居場所づくりに取り組みます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
ひとり親家庭等学習支援事業	経済的な事情などで生活・学習面で支援の必要な中学生と高校生世代を対象に地域で生活・学習支援を行います。	子育て支援課 生活福祉課	育つ 学ぶ つながる
TAMA女性センター事業（女性相談）	女性を取り巻く悩みを解決するために、「女性を取り巻く悩みなんでも相談」、「法律相談」などの相談事業を実施します。また、TAMA女性センターの認知度・利用率の向上に向けた周知活動を推進します。	TAMA女性センター	生きる つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
民生委員協議会	<p>民生・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、福祉関係について問題を抱えている方の相談に応じ、福祉事務所、児童相談所など適切な関係機関につなぐ役割を果たしています。また、民生・児童委員には主任児童委員が指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。</p>	福祉総務課	育つ つながる
生活困窮者自立支援事業【再掲】	<p>生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。</p> <p>併せて、ひきこもりの相談対応も行っています。他の支援機関の紹介、家族会のご案内も行い、一人ひとりの状況に合わせ、寄り添った支援を進めていきます。</p>	福祉総務課	生きる 働く
教育センター事業	<p>多摩市立教育センターでは主に東京都多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒・その保護者及び多摩市立小・中学校の教職員を対象に、臨床心理士・教育関係者等が各種事業を行っています。</p>	教育センター	育つ 学ぶ つながる
発達障がい児(者)相談支援事業【再掲】	<p>発達の遅れや心配のある児童とその家族及び発達障がい児(者)とその家族等を対象に、関係機関と連携し、ライフステージに応じた一貫した支援・相談を行います。また、幼児とその家族を対象に、集団による遊びを通して発達を促す事業を行います。</p> <p>発達障害の早期発見と早期の支援のため、発達障害の理解啓発の普及を行います。</p> <p>児童発達支援事業「多摩市ひまわり教室」の入園に関する相談を行います。</p>	発達支援室	育つ 学ぶ つながる 参加する 遊ぶ
子ども・若者育成支援事業【再掲】	<p>ひきこもり状態にある方や家族等を対象として、講演会を開催することによりひきこもりに関する理解を深めてもらうとともに、相談につなげていきます。</p> <p>家族会等とも連携し、一人ひとりの状況に寄り添った支援を進めていきます。</p> <p>また、ライフステージによって支援が途切れることのないようにするとともに、家族会等の団体、様々な分野の異なる関係機関や民間事業者等と連携していきます。</p> <p>さらに、子どもの貧困に関しても講演会を開催し市民に理解を深めてもらうとともに、庁内職員等を対象とし研修を実施し業務に活かすとともに所管課を越えて連携する必要性の確認を行います。</p>	児童青少年課	育つ 学ぶ 働く つながる
人材育成・研修・ネットワーク事業【再掲】	<p>子育てに関わる幅広い人材を育成するために、子育て支援に関わる個の市民、NPO 団体等に所属して子育て支援活動をしている市民、子育て支援や子どもの養育を専門としている方々に対して、体系的な研修、様々な情報発信、組織間の人的コーディネートなどを実施し、地域における子育て支援を推進します。</p>	子ども家庭支援センター	育つ 学ぶ 参加する つながる

第5章 施策に基づく事業

施策4-①-3 子ども・若者を支援するしくみづくり

子ども・若者の自立に向けた支援のためのしくみづくりに取り組みます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子ども・若者育成支援事業【再掲】	ひきこもり状態にある方や家族等を対象として、講演会を開催することによりひきこもりに関する理解を深めてもらうとともに、相談につなげていきます。 家族会等とも連携し、一人ひとりの状況に寄り添った支援を進めていきます。 また、ライフステージによって支援が途切れることのないようにするとともに、家族会等の団体、様々な分野の異なる関係機関や民間事業者等と連携していきます。 さらに、子どもの貧困に関しても講演会を開催し市民に理解を深めてもらうとともに、庁内職員等を対象とし研修を実施し業務に活かすとともに所管課を越えて連携する必要性の確認を行います。	児童青少年課	育つ 学ぶ 働く つながる
児童館事業【再掲】	児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、地域団体等との連携を図るとともに、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいく中で健全育成を図る施設です。 世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する事業などを積極的に行っていきます。	児童青少年課	育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
就業労働相談事業【再掲】	求人情報の提供、就労相談や求職の支援を行う永山ワークプラザを市民に広く活用してもらい認知度を向上させ、就業の促進を図ります。	経済観光課	働く
児童福祉法に基づくサービス給付事業【再掲】	心身の発達に心配のある児童に対して、必要な療育を集団及び個別に行い、一人ひとりの発育・発達を促します。	障害福祉課 発達支援室	育つ 学ぶ つながる 参加する 遊ぶ
障がい者日中活動系サービス推進事業【再掲】	指定障害福祉サービス事業等の運営に要する費用の一部を補助することにより、事業所等の安定した運営を図ります。	障害福祉課	生きる 育つ
ボランティア活動のコーディネート	ボランティアをしたい人と必要な人をつないでいます。特に夏休みには小学生から大人までを対象として福祉等の施設や団体での活動へとコーディネートし、ボランティア活動を体験する機会を提供しています。	社会福祉協議会（福祉総務課）	学ぶ 参加する つながる
LGBT電話相談事業	性的指向や性自認に関して悩みを抱えている当事者や家族の方などからの相談を電話にて受け付け、課題の解決を図ります。 また、相談を通じて当事者等が抱える課題やニーズを把握し、今後の取組みにつなげていきます。	TAMA女性センター	生きる 育つ つながる
キャリア教育	中学生の職場体験学習や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を図ります。	教育指導課	学ぶ 参加する

第5章 施策に基づく事業

基本施策4-② 子どもの貧困対策

施策4-②-1 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援

家庭の経済状況によって養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまうことがないように、また貧困が連鎖することを防ぐために必要な支援を行います。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
ひとり親家庭等学習支援事業【再掲】	経済的な事情などで生活・学習面で支援が必要な中学生と高校生世代を対象に地域で生活・学習支援を行います。	子育て支援課 生活福祉課	育つ 学ぶ つながる
生活福祉資金貸付事業（社協）	離職等により経済的に困窮している世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談、支援と貸付けを行う制度です。貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、定められた条件に該当する世帯が対象です。	社会福祉協議会（福祉総務課）	生きる
フードドライブ事業（社協）	市内で活動する社会福祉法人が、それぞれのイベント等でフードドライブ（各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動）の窓口を設置し、地域における公益的な取り組みを行います。	社会福祉協議会（福祉総務課）	育つ
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。 併せて、ひきこもりの相談対応も行っています。他の支援機関の紹介、家族会のご案内も行い、一人ひとりの状況に合わせ、寄り添った支援を進めていきます。	福祉総務課	生きる 働く

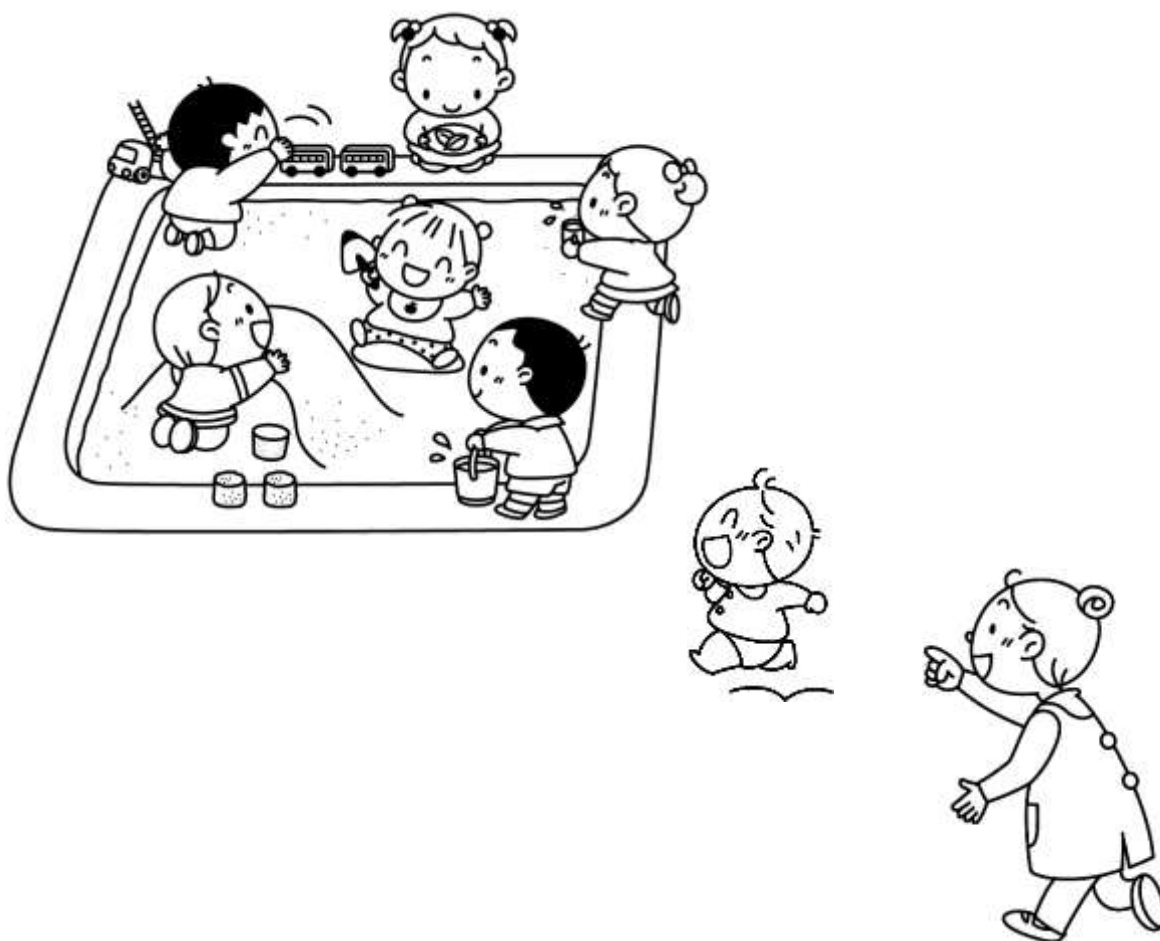
施策4-②-2 地域の中での支援ネットワークづくり

子どもの貧困に対する理解を深めるための啓発活動や人材育成を行い、地域の中で支援する体制をつくります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子ども・若者育成支援事業【再掲】	ひきこもり状態にある方や家族等を対象として、講演会を開催することによりひきこもりに関する理解を深めてもらうとともに、相談につなげていきます。 家族会等とも連携し、一人ひとりの状況に寄り添った支援を進めていきます。 また、ライフステージによって支援が途切れることのないようにするとともに、家族会等の団体、様々な分野の異なる関係機関や民間事業者等と連携していきます。 さらに、子どもの貧困についても講演会を開催し市民に理解を深めてもらうとともに、庁内職員等を対象とし研修を実施し業務に活かすとともに所管課を越えて連携する必要性の確認を行います。	児童青少年課	育つ 学ぶ 働く つながる

第5章 施策に基づく事業

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課	ライフシーン
子育て世代包括支援センター事業 【再掲】	健康推進課（健康センター）が、子育て世代包括支援センター事業として、母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを利用者目線に立ち、支援の継続性と整合性が確保できるようマネジメントを行います。保健師等の専門職が中心となり、妊産婦・乳幼児等やその家族の実情を把握し、妊産婦や乳幼児にとって必要なサービスや支援を提供するため、関係機関との連携や連絡調整を行い、その後の状況のフォローアップと評価を行います。	健康推進課	生きる 育つ 食べる 学ぶ 参加する つながる 遊ぶ
人材育成・研修・ネットワーク事業 【再掲】	子育てに関わる幅広い人材を育成するために、子育て支援に関わる個の市民、NPO 団体等に所属して子育て支援活動をしている市民、子育て支援や子どもの養育を専門としている方々に対して、体系的な研修、様々な情報発信、組織間の人的コーディネートなどを実施し、地域における子育て支援を推進します。	子ども家庭支援センター	育つ 学ぶ 参加する つながる



第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

6-1 教育・保育提供区域の設定

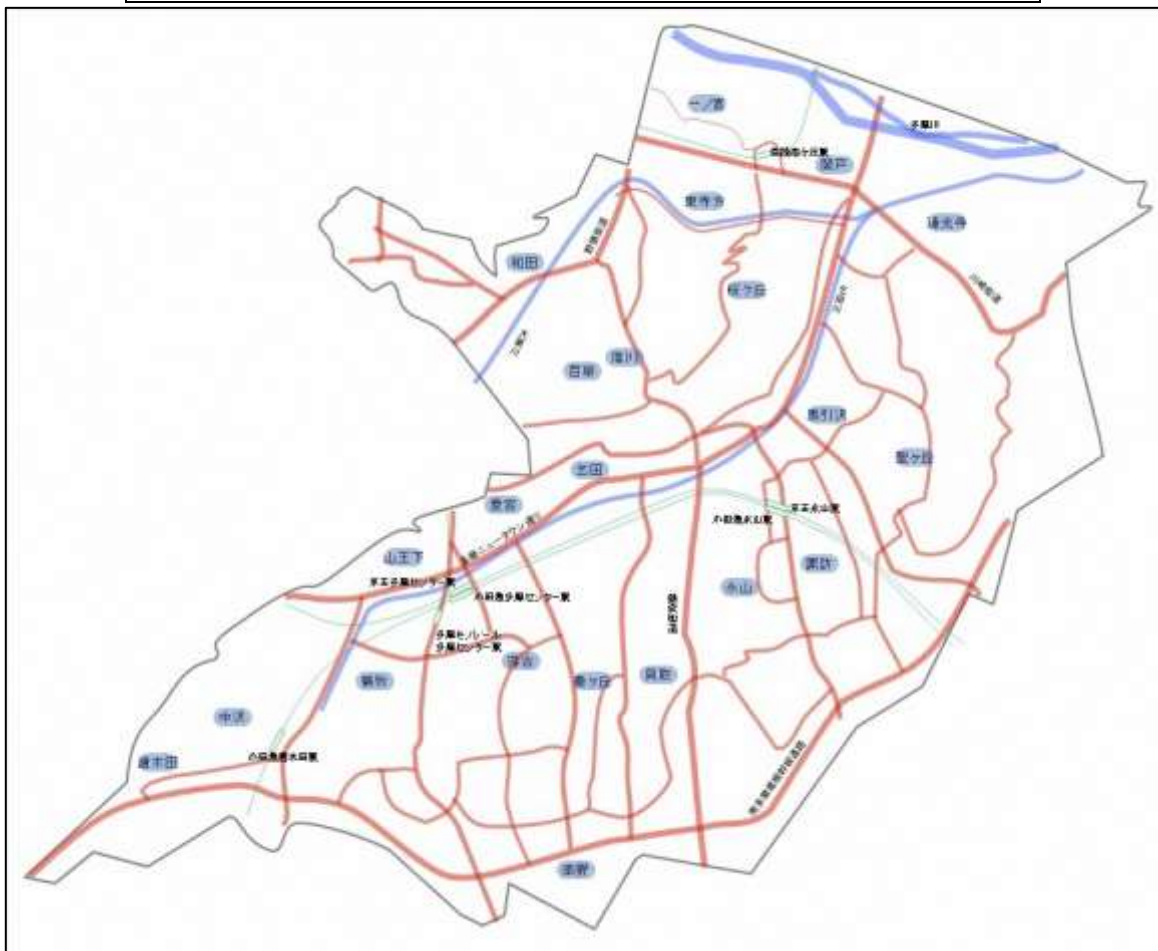
【子ども・子育て支援法第61条（第2項第1号）】

本市は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位に、多摩市全域を一つの区域として設定します。

（理由）

- 多摩市内の教育・保育施設は市内全域に網羅的に配置されており、公共交通機関を利用して30分以内で移動が可能な範囲にあります。
- 市内の認可保育所へ通う児童は、保護者が住所地や通勤経路等を考慮して利用可能な保育所を選択しているが、近隣のみならず市内の広範囲から通園しています。
- 市内全域を一つの区域とすることで、市全体での需給バランスを考慮した計画策定が可能となります。

多摩市の本計画における区域設定は、市内全域を1区域とする。



6-2 幼児期の学校教育・保育

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号】

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市内に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（保育ママ）、東京都認証保育所等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

①保育の必要性の認定区分

<教育・保育給付認定>

3-5歳 幼児期の学校教育（第19条第1項第1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（第19条第1項第2号に該当：3から5歳児クラス・保育認定）

0-2歳 保育の必要性あり（第19条第1項第3号に該当：0から2歳児クラス・保育認定）

<子育てのための施設等利用給付認定>

3-5歳 幼児期の学校教育（第30条の4第1項第1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（第30条の4第1項第2号に該当：3から5歳児クラス・保育認定）

0-2歳 保育の必要性あり、非課税世帯（第30条の4第1項第3号に該当：0から2歳児クラス・保育認定）

②年齢区分

表1 2019（平成31）年度 市民利用希望者（4月1日現在の未就学人口 6,444人）

1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	3号認定 (0~2歳)	在宅子育て (0~5歳)
	1,707人	1,515人	
保育施設利用者数・率			
1,433人	3,222人		1,789人
22.2%	50.0%		27.8%

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

表2 2020（令和2）年度 教育・保育の需要量の見込み
（2020（令和2）年1月1日の推計未就学人口 6,304人）

1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	1,631人	1,514人	
保育施設利用者数・率			
1,378人	3,145人		1,781人
21.9%	49.9%		28.2%

表3 令和2年度～6年度までの教育・保育の量の見込み（単位：人）

認定区分	年齢	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
1号認定	3～5歳	1,378	1,335	1,251	1,235	1,203
2号認定	3～5歳	1,631	1,592	1,501	1,479	1,439
3号認定	1～2歳	1,204	1,174	1,224	1,220	1,202
	0歳	310	309	307	305	303
計		4,523	4,410	4,283	4,239	4,147



第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（2）提供体制の確保の内容及びその実施時期

（年度別、施設型給付・地域型保育給付・認証保育所）

多摩市では、計画期間の「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

施設整備にあたりましては、駅に近い保育所へのニーズが多いことに配慮します。

①認可保育所の定員変更に伴う定員増

認可保育所の新規整備や増改築等によって、定員の増員を図ります。

*2020（令和2）年度 3箇所 44名、2021（令和3）年度 4箇所 144名

②家庭的保育事業者の小規模保育所化に伴う定員増

家庭的保育事業所を小規模保育所に移行し、定員の増員を図ります。

*2020（令和2）年度 1箇所 7名

③小規模保育所設置に伴う定員増

新たに小規模保育所を設置します。

*2021（令和3）年度 1箇所 19名

④企業主導型保育の地域枠新設による定員増

市内にある事業所の従業員向け保育施設に、市民も利用できる地域枠定員を設けます。

*2020（令和2）年度 2箇所 32名

表1 幼児期の学校教育・保育の「確保方策」

（単位：人）

2020（令和2）年度		1号認定	2号認定	3号認定		施設整備等による 定員変更内容	
		3-5歳		1-2歳	0歳		
		教育のみ	保育必要				
量の見込み（需要）－①		1,378	1,631	1,204	310		
確保方策（供給）－②		2,211	1,743	1,199	316		
内 訳	特定教育・保育施設	認定こども園	451	139	38	3	
		認可保育所	—	1,480 (33) (36) (▲76)	826 (21) (18) (▲2)	228 (6) (6) (2)	新規開設 新規開設 公立保育園事業統合 分園認可化
		幼稚園	660	—	—	—	
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業	—	—	8 (▲2) (▲3)	3 (▲2)	1箇所閉所 1箇所小規模化
		小規模保育事業	—	—	34 (12)	3 —	家庭的保育事業から変更
		事業所内保育	—	—	5	2	
	その他保育施設	東京都認証保育所	—	124	203	68	
		企業主導型保育	—	—	35 (20) (6)	9 (3) (3)	2019（令和元）年6月新規開設 2019（令和元）年11月新規開設
	一時保育事業	定期利用保育	—	—	50	—	8園×5名 1園×10名
	現行制度施設	幼稚園	1,100	—	—	—	
需給差②－① (定員変更数)		833	112	▲5	6	(純増減分)	

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（単位：人）

2021（令和3）年度		1号認定	2号認定	3号認定		施設整備等による 定員変更内容	
		3-5歳		1-2歳	0歳		
		教育のみ	保育必要				
量の見込み（需要）－①		1,335	1,592	1,174	309		
確保方策（供給）－②		2,211	1,835	1,262	326		
内 訳	特定教育・保育施設	認定こども園	451	139	38	3	
		認可保育所	—	1,572	871	235	新規開設（移転） 新規開設（予定） 既存園増改築 既存園増改築
			(45)	(16)	(4)		
	(39)		(18)	(3)			
			(8)	(6)			
	幼稚園	660	—	—	—		
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業	—	—	8	3	
		小規模保育事業	—	—	50	6	新規設置
					(16)	(3)	
	事業所内保育			5	2		
その他保育施設	東京都認証保育所	—	124	203	68		
	企業主導型保育			35	9		
一時保育事業	定期利用保育	—	—	52	—	8園×5名 1園×10名 1園×2名	
現行制度施設	幼稚園	1,100	—	—	—		
需給差②－①		876	243	88	17		
(定員変更数)		—	(92)	(61)	(10)	(純増減分)	

（単位：人）

2022（令和4） ～2024（令和6）年度		2022（令和4）年度				2023（令和5）年度				2024（令和6）年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		3-5歳		1-2歳	0歳	3-5歳		1-2歳	0歳	3-5歳		1-2歳	0歳	
量の見込み（需要）－①		1,251	1,501	1,224	307	1,235	1,478	1,220	305	1,203	1,439	1,202	303	
確保方策（供給）－②		2,211	1,835	1,267	326	2,211	1,835	1,267	326	2,211	1,835	1,267	326	
内 訳	特定教育・保育施設	認定こども園	451	139	38	3	451	139	38	3	451	139	38	3
		認可保育所	—	1,572	871	235	—	1,572	871	235	—	1,572	871	235
	幼稚園		660	—	—	—	660	—	—	—	660	—	—	—
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業	—	—	8	3	—	—	8	3	—	—	8	3
		小規模保育事業	—	—	50	6	—	—	50	6	—	—	50	6
			事業所内保育			5	2			5	2			5
	その他保育施設	東京都認証保育所	—	124	203	68	—	124	203	68	—	124	203	68
		企業主導型保育			35	9			35	9			35	9
	一時保育事業	定期利用保育	—	—	※57	—	—	—	57	—	—	—	57	—
現行制度施設	幼稚園	1,100	—	—	—	1,100	—	—	—	1,100	—	—	—	
需給差②－①		960	334	43	19	976	357	47	21	1,008	396	65	23	

※9園×5名 1園×10名 1園×2名

6-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号】

（1）利用者支援に関する事業（利用者支援）

①事業内容

一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

②今後の方向性

2020（令和2）年度は、基本型の地域子育て支援拠点として、子ども家庭支援センター・児童館・公立保育園の8施設で実施します。母子保健型の拠点として、健康センターで実施します。その他、連携型の拠点として、児童館（連携館）1施設で実施します。また、2022（令和4）年3月よりパルテノン多摩4階に新たに1箇所設置予定です。

ア）相談支援

利用者支援の相談支援については、利用者支援専門職員（子育てマネージャー）を配置して、地域子育て支援拠点（子ども家庭支援センター、児童館、公立保育園）で実施します。身近な地域で寄り添いながら相談を行うとともに、各拠点の特性を活かして、その人に合った相談を進めます。また、利用方法が分からないなど、子ども・子育てに関する総合窓口として、誰もが利用できる環境を整備します。

イ）地域支援

地域子育て支援拠点を中心として、地域の幼稚園、保育所、学童クラブ、健康センター、発達支援室、子育てNPO、子育てサークル等と日常的に地域内ネットワークの構築を図り、円滑な利用者支援実施のための体制づくりを進めます。また、子育て支援に関わる人材の育成や不足している地域ボランティアの発掘により、子育て世帯に関する支援を進めます。

ウ）情報提供

それぞれの地域のネットワークにより子育て支援に関する情報を収集し、分かりやすく情報の提供を行います。また、各地域の子育て支援情報紙の発行などを行います。

エ）子ども家庭支援センターとの連携

子ども家庭支援センターでは、各地域の子育て支援拠点の情報を集約するとともに、市内の多様な子育て支援団体との連携により活動の輪を広げていきます。また、市内全域をカバーできる子育て支援のネットワークを構築し、情報の集約や団体間の連絡調整を行います。

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

表1 2020（令和2）年度利用者支援事業実施施設（予定）

	施設名	相談支援	地域支援	情報提供
基本型	子ども家庭支援センター「たまっこ」	○	○	○
	多摩保育園 子育てセンター	○	○	○
	けやきっず 一ノ宮児童館	○	○	○
	コスモ 連光寺児童館	○	○	○
	ヴィヴァーチェ 諏訪児童館	○	○	○
	とも～る 永山児童館	○	○	○
	TOMHOUSE 落合児童館	○	○	○
	からきだ菖蒲館 唐木田児童館	○	○	○
連携型	ゆう桜ヶ丘 桜ヶ丘児童館	○		

＜利用者支援事業 母子保健型＞

母子保健に関する相談にも対応するため、2015（平成27）年度より利用者支援事業に母子保健型が新設され、2017（平成29）年度より健康センターにおいて、ゆりかごTAMA（妊婦面接）を開始しています。これにより、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力し支援プランを策定することにより、妊産婦等へのきめ細かい支援の実施を目指しています。

2020（令和2）年度以降は、この機能を活かし、さらに、子ども家庭支援センター、利用者支援事業基本型等との有機的な連携を強化することで、子育て世代包括支援センター事業を開始します。子育て世代包括支援センター事業では①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、③支援プランを策定すること、④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことを業務とし、妊娠期から就学前までの家庭を対象に、切れ目ない支援を実施します。

＜子育て世代包括支援センター＞

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等を配置して「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるようきめ細かな相談支援等を行います。母子保健法が改正され、子育て世代包括支援センター（法律上は、「母子健康包括支援センター」）は法定化されました。（2017（平成29）年4月1日施行）

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

(2) 地域子育て支援拠点事業（常設の子育てひろばでの親子の交流促進）

①事業内容

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

※地域子育て支援拠点は週5日以上、1日6時間以上の子育てひろばを開設していますが、地域子育て支援拠点（連携型）は週3日以上、1日4時間以上の開設となります。

②今後の方向性

子ども家庭支援センター（たまっこ）の子育てひろばと公立多摩保育園の子育てセンター、一ノ宮児童館（一ノ宮児童館の連携館として桜ヶ丘児童館）、永山児童館、諏訪児童館、落合児童館、唐木田児童館、連光寺児童館で地域子育て支援拠点施設事業を実施しています。また、2022（令和4）年2月よりパルテノン多摩4階に新たに1箇所設置予定です。それ以降も地域のニーズや状況等を踏まえて、配置等について検討していきます。

乳幼児の親子が1日過ごせるような「常設ひろば」のある環境づくりを引き続き進めます。併せて、子育て世代包括支援センター事業とも連携し、子育て相談や子育てに関する情報提供等のきめ細かな子育て支援サービスにより、子育て支援機能の充実を図ります。

市内を8つに分けたエリアを担当する地域子育て支援拠点を設定しています。

地域子育て支援拠点が近くにない地域では、コミュニティセンターや公共施設、公園等を活用して、週1回5時間以上の出張ひろばを実施して、市内全域をカバーする体制を引き続き整えます。利用者支援専門職員が同行し、出張ひろばで個別の相談を受けることもできます。

なお、パルテノン多摩4階に設置する地域子育て支援拠点は、特定のエリアを設定せず、また、駅に近いというその立地から市外から来られる方も多く利用されることを想定して運営していきます。

表1 子育てひろばの利用状況 (単位：人)

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
地域子育て支援拠点事業	89,140	94,005	95,836
箇所数	7	7	8(1)

※（ ）の数字は箇所数のうち連携型の再掲

※2018（平成30）年4月より一ノ宮児童館の連携館として桜ヶ丘児童館が加わりました。

※2019（平成31）年4月より連光寺児童館が新たに加わり、8箇所となりました。

表2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	人日	100,000	102,500	115,000	115,000	115,000
確保方策	箇所	9(1)	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)

※（ ）の数字は箇所数のうち連携型の再掲

※2022（令和4）年3月よりパルテノン多摩4階に新たに1箇所設置予定です。

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（3）妊婦健康診査

①事業内容

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことと規定されています。多摩市では、より安全で安心な出産を支援するために、妊娠届出時に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等を交付し、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に一部公費で基本的な健診を受けられます。

表1 妊婦健康診査（指定医療機関実施）（単位：件）

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
妊娠届出数	1,020	937	923
妊婦健康診査 受診延べ件数	11,012	10,094	9,667

②今後の方向性

妊婦健康診査は、妊婦が定期的に健康診査を受診することより、妊婦の健康管理の充実を図ります。また妊娠・出産に係る経済的不安や負担の軽減のために、今後も妊婦健康診査の費用の一部を公費で負担します。妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携し、支援を必要とする妊婦に保健師が支援を行います。

多摩市では、2017（平成29）年度より妊娠期から出産・子育て期にかけて途切れない支援を充実するため、妊婦面接（ゆりかごTAMA面接）を開始しました。専門職（保健師等）が各家庭の心身の健康の保持・増進を図ります。

表2 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策（単位：人、回）

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	人	994	984	973	962	956
確保方策	検診回数	14	14	14	14	14

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）

①事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法に基づき、子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの間に乳児がいる全家庭を訪問する事業です。多摩市では、出生通知票の提出者には、母子保健法に基づき、保健師、助産師が行う新生児訪問と同時に実施しており、子育て支援に関する情報提供、育児や家族の健康、様々な生活の相談等を実施し、育児不安の軽減を図り、支援が必要な方には地区担当保健師が継続的に支援を行います。

表1 こんには赤ちゃん訪問事業訪問件数 (単位：件)

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
訪問件数(実数)	1,048	1,014	913
新生児訪問と同時実施(実数)	1,011	977	838

②今後の方向性

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会であり、乳児がいる家庭の孤立化を防ぎ、要支援の家庭を早期に把握し、必要な支援を行うことを目指し実施します。新生児訪問と同時に実施することで、地域の子育て情報の提供など子育て支援の視点のみではなく、専門職の視点で、母子の健康状態の確認、産後不安定になりやすい母親のメンタルヘルスへの支援等のアプローチができるため、今後も、出生通知票の提出についての周知を図り、家庭訪問不在者へは再訪問を行うなど、新生児訪問の同時実施をさらに推進します。また、支援が必要な方には、母親に寄り添った継続的な支援に努め、必要時、医療や福祉との連携を図ります。

表2 こんには赤ちゃん訪問事業訪問件数の見込みと確保方策

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	人	994	984	973	962	956
確保方策	訪問件数	895	886	876	866	860

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（5）養育支援訪問事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童の支援に資する事業)

①事業内容

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力の向上が図れるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。妊娠中から出産後満1歳になるまで、子ども家庭サポーターの支援が必要な家庭に派遣します（多胎の場合は満2歳まで）。

また、児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童に対して、適切な支援を行います。

表1 養育支援訪問事業実績数 (単位：件)

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
育児・家事援助	100	45	112
専門的相談支援	2,203	2,431	3,197
合計	2,303	2,476	3,309

表2 養育支援訪問事業の量の見込み (単位：件)

年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
訪問件数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

②今後の方向性

子ども家庭支援センターでは、健康センター等の関係機関と連携して、親の不適切な養育態度、極度の養育不安等、子どもの健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行います。また、健康推進課でも、妊娠中の特定妊婦への予防的な訪問や、乳児家庭全戸訪問事業の中で引き続き保護者の養育に対して支援が必要と考えられる家庭への訪問を実施し、早期に養育能力を向上させる取組みを進めます。

また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援ネットワーク連絡会）を開催し、支援方針の確認や関係機関の情報共有を進めます。

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（6）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

①事業内容

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故等、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭等で宿泊を伴って子どもを預かる（子どもショートステイ）事業です。

（2歳以上12歳（小学生）までの子を対象に、1回につき7日以内の利用期限とする）

②今後の方向性

現在の養育協力家庭（5世帯）を維持するとともに、急な受入れや長期の宿泊ができる体制づくりのため、児童養護施設との連携も維持していきます。

トワイライトステイ（夜間養護等）事業については、市内に児童養護施設がないことから、ファミリー・サポート・センターのモアサービスとして、小中学生に限って午後10時までの受入れを実施します。

表1 子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数（単位：件、日）

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
利用件数	26	24	30
利用日数	61	52	79

表2 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	延人数	80	80	80	80	80
確保方策	延人数	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
	箇所	5世帯+1施設	5世帯+1施設	5世帯+1施設	5世帯+1施設	5世帯+1施設



第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

①事業内容

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。（生後3か月から中学生が対象）

②今後の方向性

提供会員を育成するための研修や説明会を実施するとともに、地域的なアンバランス等が発生しないように募集広告のポスティング等を通して、会員の拡大を図ります。急な用事や、病後児の臨時的な預かりまで対応することで、地域での支え合いの核として提供会員数を拡大します。

また、子育て短期支援事業のトワイライトステイ（夜間養護等）事業をカバーするために、小中学生に限り午後10時まで受入れを行っています。

表1 ファミリー・サポート・センター活動状況 (単位：人)

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
提供会員数	233	229	233
利用会員数	978	1,029	1,049
両方会員数	51	47	39
活動件数	3,255 件	4,296 件	4,142 件

表2 子育て援助活動支援事業の量の見込み (単位：人)

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	低学年	1,499	1,629	1,770	1,924	2,091
	高学年	182	183	184	185	186
合計		1,681 件	1,812 件	1,954 件	2,109 件	2,277 件

※国の手引きにより小学生を対象とした量の見込み



第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（8）一時預かり事業（幼稚園の預かり保育、保育所の一時的保育、リフレッシュ時保育）

①事業内容

保護者が仕事や疾病、育児ストレスを解消するために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、幼稚園、保育所や子ども家庭支援センター、パルテノン多摩 4 階（2022（令和 4）年 3 月開所予定）で一時的にお子さんを預かる事業です。

ア) 預かり保育（幼稚園）

幼稚園では、教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に即し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表 1 幼稚園における預かり保育の状況（単位：箇所,人）

年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度
実施施設数	9	9	9
延利用者数	43,765	48,957	52,359

イ) 一時保育（保育所）

市内在住の保護者が病気や出産、就職活動や育児疲れ解消等の私的により、一時的に家庭での保育が困難になる児童（1 歳～就学前）を、市内の保育所で預かっています。

表 2 保育所における一時保育の状況（単位：箇所,人）

年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度
実施施設数	10	10	10
延利用者数	21,283	19,460	20,246

ウ) リフレッシュ時保育

在宅で子育てをしている保護者が、リフレッシュ、通院、買い物等、保育要件を問わずに一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行い、在宅子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを図っています。

表 3 子ども家庭支援センターのリフレッシュ時保育の状況（単位：人,時間）

年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度
延利用者数	907	1,119	990
延利用時間数	3,943	5,214	4,639

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

②今後の方向性

幼稚園の新制度移行に伴う預かり保育の充実、保育所の実施施設の増加等の量的確保に合わせて、利用しやすい料金設定を検討していきます。

表4 一時預かり事業の量の見込みと確保方策 (単位：人)

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
預かり保育	量の見込み	48,757	47,162	44,105	42,865	41,735
	確保方策	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
一時保育	量の見込み	26,693	25,710	25,235	24,608	24,040
	確保方策	27,700	27,825	29,200	29,200	29,200



第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（9）延長保育事業

①事業内容

保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることとなっています。多摩市では、11時間を保育時間として定めています。

延長保育事業は、勤務時間や通勤時間の都合で基本開所時間（午前7時から午後6時）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表1 延長保育の実施園数 2018（平成30）年度 （単位：園）

実施時間	私立保育園	公立保育園
午後7時までの延長保育実施園	15	2
午後8時までの延長保育実施園	4	0
午後9時までの延長保育実施園	0	0
午後10時までの延長保育実施園	0	0
合計	19	2

表2 延長保育の利用状況（延べ人数） （単位：人）

年度	1時間延長	2時間延長	3時間延長	4時間延長	利用者数
2016（平成28）年度	6,614	141	87	0	6,842
2017（平成29）年度	6,918	153	59	3	7,133
2018（平成30）年度	6,618	110	0	0	6,728

②今後の方向性

延長保育事業は、市内の保育所全園で実施していますが、利用者のニーズに対応した時間に延長保育事業を利用できるように、職員の配置等の適正な実施体制の維持・強化に努めます。

表3 延長保育事業の量の見込みと確保方策

年度		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
量の見込み	人	1,693	1,642	1,599	1,565	1,534
確保方策	箇所	24	24	24	24	24

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（10）病児・病後児保育事業

①事業内容

市内在住の乳幼児や、保育施設（認可保育所・認証保育所・幼稚園、学童クラブ）に通所している児童で病児・病後児の病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に、病院内に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

②今後の方向性

「あい」病後児保育室（定員6名）と「TAMA エンジェルガーデン」病児・病後児保育（定員6名）の2箇所で行っています。

今後も、引き続き保育施設での呼びかけや情報掲載など、保護者への制度の周知に努めます。

また、病後児の臨時的な預かりとしては、ファミリー・サポート・センターでも行っています。

表1 病児・病後児保育の実施施設数・延利用者数（単位：箇所,人）

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
実施施設数	2	2	2
延利用者数	802	848	795

表2 病児・病後児保育の量の見込みと確保方策

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	人日	18,539	17,983	17,509	17,135	16,795
	延人数	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
確保方策	箇所	2	2	2	2	2

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（1 1）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

①事業内容

保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

②今後の方向性

小学校の敷地内への移転を進め、定員に対する施設基準を満たせる施設にするとともに、おおむね40名のクラス割と放課後児童支援員（有資格）を2名以上配置して、育成の質の向上に努めます。また、市内の社会福祉法人や学校法人に運営を委託し、都型学童クラブへの移行を進め、開所時間を19時まで延長して、「小1の壁」対策を図ります。

希望する高学年の児童（5・6年生）については、特別支援学校・特別支援学級に通っている児童は通年、それ以外の児童は教育課程の関係で放課後時間が極めて短いことから、学校の夏季休業中（8月）に受入れます。

施設によって待機児童の発生状況が異なっており、地域の実情を踏まえた対応を図ります。

表1 学童クラブ受入れ実績 各年度4月1日付 (単位：人)

年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度
学童クラブ定員	1,592	1,771	1,861
入所児童数	1,521	1,598	1,709
待機(保留)児童数	93	80	37

表2 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込みと確保方策 (単位：人,箇所)

年度		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
量の見込み	1年	654	616	625	632	625
	2年	584	574	582	588	582
	3年	485	532	540	546	540
	4年	150	127	129	130	129
	5年	5	7	6	5	6
	6年	0	2	4	3	3
合計(①)		1,878	1,858	1,886	1,904	1,885
確保方策	小学校数	17	17	17	17	17
	施設数	24	25	25	25	25
	内容	貝取小・南鶴牧 小第二 開設	東寺方小第三 開設			
定員(②)		1,876	1,916	1,916	1,916	1,916
需給差(②-①)		▲2	58	30	12	31

※量の見込みは推計値ですが、2020(令和2)年度については策定時における申請段階の数値を反映したものです。

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（12）放課後子ども教室事業

①事業内容

多摩市放課後子ども教室とは、子どもの健やかな育ちを願い、放課後に小学校等の施設を利用し、地域の方々に見守られながら、安全・安心に活動できる子どもの居場所のことで、スポーツ活動や文化芸術活動、地域の方々との交流の機会等を提供している文部科学省の推奨事業です。

②今後の方向性

地域の特性に応じた放課後子ども教室を運営するため、地域の実情や担い手の人材発掘の状況、小学校、PTAなどの意向を踏まえた中で、地域の方々の参画を得て、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等に取り組んでいきます。

また、事業計画の策定や運営方法等を検討するため、放課後子ども教室運営委員会を開催して日常活動の課題を協議し、放課後子ども教室の質的向上を図ります。そして、活動プログラムの充実や学校施設の活用などの情報共有を図るために設けている協議会がある放課後子ども教室では、学校関係者・学童クラブの運営担当者・児童館職員などの協議会参加者を通じて、放課後子ども教室への理解と周知を行い、積極的な参加を促していきます。

表 1 放課後子ども教室事業実施状況 (単位：箇所,回,人)

年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度
小学校数	17	17	17
放課後子ども教室数 (小学校)	14	14	15
延活動回数	542	621	558
延参加者数	29,426	33,791	28,505

表 2 放課後子ども教室事業の整備計画 (単位：箇所,回)

年度	2020 (令和 2)年度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度
小学校数	17	17	17	17	17
放課後子ども教室 (小学校)	16	17	17	17	17
一体型 放課後子ども教室	11	12	12	12	12
連携型 放課後子ども教室	5	5	5	5	5
延活動回数	600	640	640	640	640

※ 2020（令和 2）年度に貝取小学校内に学童クラブが開設し、一体型放課後子ども教室になる予定。

※ 現在、実施していない小学校については、実施に向けて検討していく。

第6章 子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項（量の見込みと確保方策）について

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

②今後の方向性

新制度においては、「多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第13条4項等の規定に基づき、日用品、文具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用等について、多摩市が定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされています。この実費徴収額について低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施します。

また、補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費」とそれ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助します。

また、2019（令和元）年10月から実施する「幼児教育・保育無償化」に伴い、子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号に規定する「子育てのための施設等利用給付認定（新1号）」を受けた現行私立幼稚園に通う認定保護者に対し、給食費（副食費相当額）補助を実施します。

（対象者）

生活保護世帯（第1階層に該当する者）※（1号・2号・3号認定）

所得割額77,100円以下世帯及び全ての所得階層における第3子以降（きょうだいカウントは3歳から小学校3年生の間でのカウント） ※（新1号認定）

（補足給付対象）

1号認定 教材費・行事費等

2号認定 教材費・行事費等

3号認定 教材費・行事費等

私学助成幼稚園 給食費（副食費相当額）

（事業概要）

多摩市が施設もしくは保護者に対して補助（施設は対象者の実費徴収額から補助額分を軽減して徴収）

補助基準額を超える部分については、保護者負担

認定区分	給食費	教材費・行事費等	補足給付対象
教育標準時間認定(1号)	実費徴収	実費徴収	教材・行事費のみ
保育認定3歳以上(2号)	実費徴収	実費徴収	教材・行事費のみ
保育認定3歳未満(3号)	無料(保育料に含む)	実費徴収	教材・行事費のみ
子育てのための施設等利用給付認定 (私学助成幼稚園)	実費徴収	実費徴収	給食費(副食費)のみ

6-4 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の数値目標

(1) 目標事業量の設定

2018（平成30）年10月に実施した「多摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」のデータに基づき、国の示す算出方法により2024（令和6年）度までの推計ニーズ量を算出し、目標事業量として量の確保のための計画を策定しました。

(2) 目標事業量の位置づけ

国の定めた手法により算出された推計ニーズ量を基本としつつも、今後の人口推移や社会経済の情勢などによりニーズ量は刻々と変化することを勘案し、計画策定後の点検・評価の中で適宜見直しを行うものとします。

(3) 具体的な数値目標

事業区分	推計 ニーズ量 2024 (令和6) 年	現在の 水準 2019 (平成31) 年	目標事業量			備考
			2020 (令和2) 年	2022 (令和4) 年	2024 (令和6) 年	
認定こども園・幼稚園 (1号認定)	1,203人	2,470人	2,211人	2,211人	2,211人	
認定こども園・保育所 (2号認定)	1,439人	1,685人	1,743人	1,827人	1,827人	
地域型保育・認定こども園 ・保育所(3号認定)	1,505人	1,436人	1,518人	1,593人	1,593人	
利用者支援事業	—	8箇所	9箇所	10箇所	10箇所	地域子育て支援拠点
地域子育て支援拠点事業	115,000人	8箇所	9箇所	10箇所	10箇所	常設子育てひろば数
妊婦健康診査	956人	10.5回	14回	14回	14回	14回まで受信可能
乳児家庭全戸訪問事業	956人	913人	895人	876人	860人	
養育支援訪問事業	4,000人	4,081人	4,000人	4,000人	4,000人	育児・家事援助+専門 的相談支援
子どもショートステイ事業	80人	2,190人	2,190人	2,190人	2,190人	児童福祉施設契約
ファミリー・サポート・センタ ー	2,277件	4,142件	5,000件	5,000件	5,000件	年間活動実績※推計ニ ーズ量は小学生のみ
一時預かり事業	65,775人	73,595人	82,700人	82,700人	82,700人	幼稚園・保育所・リフ レッシュー時保育総 数
延長保育事業	1,534人	21箇所	23箇所	23箇所	23箇所	認可保育所+認定こ ども園
病児・病後児保育事業	16,795人	2,880人	2,880人	2,880人	2,880人	
学童クラブ	1,885人	1,861人	1,876人	1,916人	1,916人	小学校敷地内移転等 に合わせて定員増
実費徴収に係る補足給付	9箇所	6箇所	9箇所	9箇所	9箇所	現行制度幼稚園に対 する副食費補助が実 施されることから、対 象施設増

6-5 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号】

幼児期の教育・保育は、その子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一優先として考えながら、子どもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

このため、本市の認定こども園・幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等を活かし、地域型保育事業を含めた各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを充実するとともに、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラム（たまっこ5歳児かがやきプログラム）の実施や、合同研修の実施等により多面的な連携を推進します。

6-6 産後休暇・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号】

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して公式ホームページ等を活用して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

6-7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号】

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、児童相談所をはじめとした東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。



第7章 計画の推進のために

7-1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について関係者や関係団体へ周知するとともに、広報や公式ホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に周知します。

安全・安心な子育て・子育てにつなげるため、市民の視点に立って、2019（令和元）年6月に改正された「子ども・子育て支援新制度」（幼児教育・保育の無償化）について分かりやすい情報提供に努めていきます。

7-2 庁内組織における施策の推進

市長を本部長とした庁内組織の「子育て・若者支援推進本部」において、子ども・若者育成支援に関する施策の推進を図ります。

7-3 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細やかな取組みが重要であることから、市民、自治会や青少年協議会などの地域で活動する団体との連携を図る必要があります。

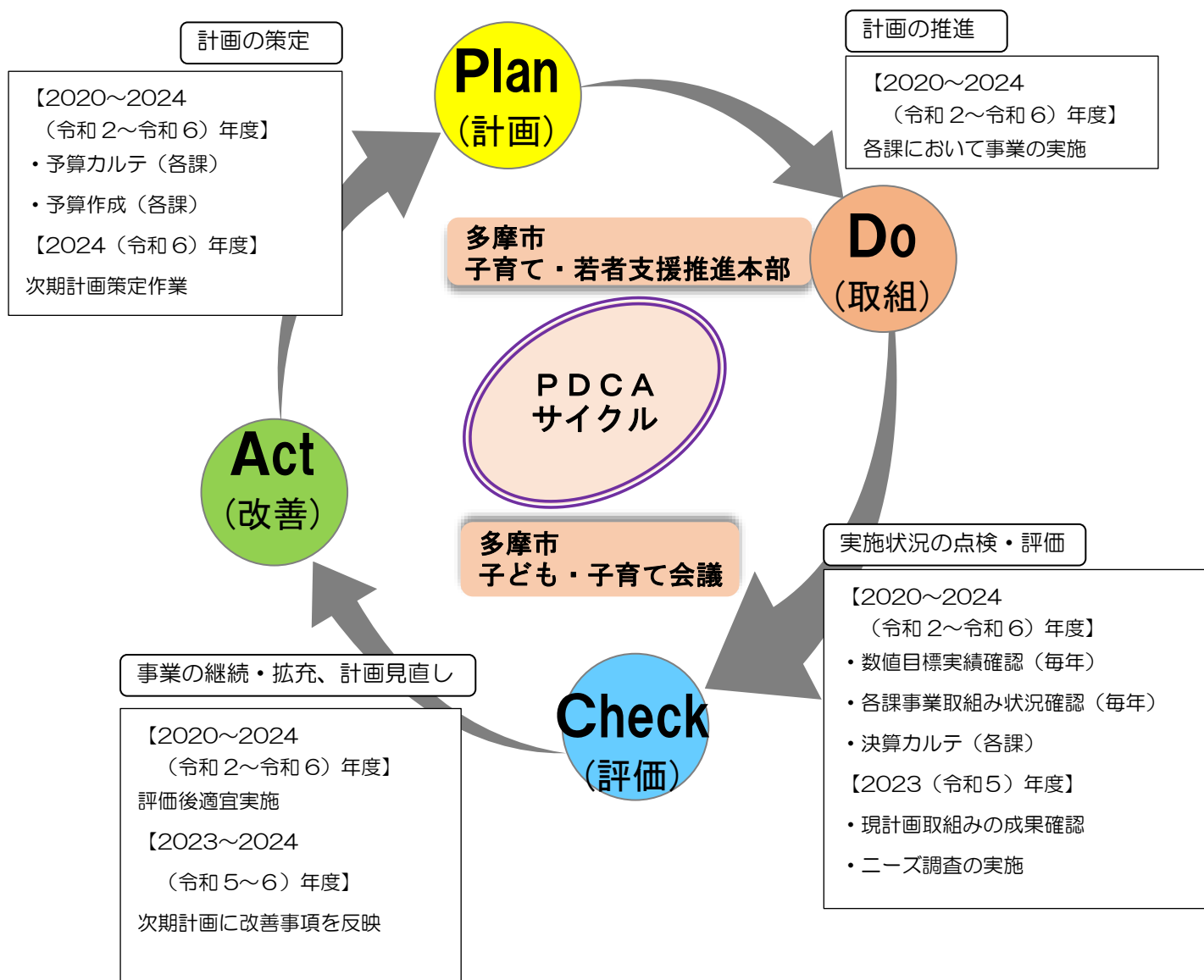
また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、保育所、幼稚園、子ども関連事業者、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの個人や関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

7-4 子ども・子育て会議

本計画では、計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、条例により市長の諮問機関として設置した「多摩市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員構成は、ワーク・ライフ・バランスへの配慮から事業者・労働者の代表や、できるだけ多くの市民の参画を得るため、学識経験のある者2名、子ども・子育て支援に関する法人又は組織に所属する者（幼稚園・保育所・青少協地区委員会・NPO法人）4名、小中学校校長2名、事業主・労働者各1名、子どもの保護者（幼稚園・保育所・学童クラブ）3名、公募による市民2名の15名で構成しており、任期は3年です。年4～6回の定例会議を開催するとともに、必要に応じて臨時会議を開催し、新たな制度設計や確保方策の見直し等の検討を行います。

7-5 計画の達成状況の点検・評価

取組みの点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行います。



資料編

多摩市子ども・子育て会議の審議経過

No	日付	主な審議検討内容
1	2017 (平成 29) 年度 第4回 2月5日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 学童クラブにおける5・6年生の受入れについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 利用者支援事業（母子保健型）としての出産・子育て応援事業（ゆりかごTAMA）開始について</p> <p>(2) 平成 30 年度の病児・病後児保育事業の実施について</p> <p>(3) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(4) 認可保育所等の平成 30 年 4 月入所申請受付状況について</p> <p>(5) 平成 30 年度学童クラブ入所申請状況について</p> <p>(6) 桜ヶ丘児童館の今後の運営について</p> <p>(7) 平成 30 年度子ども・子育て会議開催日程（案）について</p>
2	2018 (平成 30) 年度 第 1 回 5月 22 日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 学童クラブにおける5・6年生の受入れについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画（平成 32～36 年度）の策定について</p> <p>(2) 認可保育所等の平成 30 年 4 月入所の待機児童状況について</p> <p>(3) 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）の利用状況について</p> <p>(4) 東京都認証保育所の利用状況について</p> <p>(5) 定期利用保育事業の利用状況について</p> <p>(6) 子育て総合センターの相談状況について</p> <p>(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について</p> <p>(8) 学童クラブの平成 30 年 4 月入所の待機児童状況について</p> <p>(9) 放課後子ども教室の平成 29 年度実績について</p> <p>(10) 子ども・若者育成事業の平成 29 年度実績と今後の事業予定について</p>
3	2018 (平成 30) 年度 第 2 回 8月 8 日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査・実態調査の実施について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) エリア別認可保育施設入所保留者・待機児童数・空き状況について</p> <p>(2) 認可保育所等の入所児童指数の公表について</p> <p>(3) 幼稚園の入園状況について</p>

No	日付	主な審議検討内容
4	2018 (平成30) 年度 第3回 11月6日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 学童クラブ延長育成（モアサービス）の見直しについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査</p> <p>(2) 公立保育園の機能強化について</p> <p>(3) 2019年度版わくわく入学準備BOOK かがやけ、たまっ子1年生の発行について</p> <p>(4) 平成30年度の病児・病後児保育事業の実施場所の移転について</p> <p>(5) 子ども・若者に関する施策検討懇談会の設置について</p> <p>(6) 平成30年度厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」についての調査状況報告（第一報）</p> <p>(7) 平成30年度児童虐待防止啓発活動について</p> <p>(8) 平成31年度に向けた学童クラブ待機児童対策について</p> <p>(9) 連光寺児童館における地域子育て支援拠点事業（常設のひろば）の開始について</p> <p>(10) 幼児教育無償化の進捗状況</p>
5	2018 (平成30) 年度 第4回 2月19日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 平成31年度保育所等入所申請について</p> <p>(2) 企業主導型保育所利用者への保育料補助について</p> <p>(3) 公立保育園の機能強化について</p> <p>(4) 平成31年度学童クラブ入所申請状況について</p> <p>(5) 多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会の開催状況について</p> <p>(6) パルテノン多摩の大規模改修に伴う子どもひろば等の設置について</p> <p>(7) ひとり親家庭応援ガイド「たまボケ」と子育てポケットガイド「たまボケ」について</p>
6	2019 (令和元) 年度 第1回 6月5日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 令和元年度の待機児童対策について</p> <p>(2) 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(3) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 認可保育所等の平成31年4月入所の待機児童状況について</p> <p>(2) 地域型保育事業の利用状況について</p> <p>(3) 東京都認証保育所の利用状況について</p> <p>(4) 企業主導型保育事業の利用状況について</p> <p>(5) 定期利用保育事業の利用状況について</p> <p>(6) 幼稚園の利用状況について</p> <p>(7) 子育て総合センターの相談状況について</p> <p>(8) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について</p> <p>(9) 学童クラブの平成31年4月入所の待機児童状況について</p> <p>(10) 放課後子ども教室の平成30年度実績について</p> <p>(11) パルテノン多摩・子どものエリア事業の今後のスケジュール</p> <p>(12) 子ども・若者育成支援事業について</p> <p>(13) 公立保育園における休日保育実施に伴う経費について</p>

No	日付	主な審議検討内容
7	2019 (令和元) 年度 第2回 7月25日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和元年度 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(2) エリア別認可保育施設入所保留者・待機児童数・空き状況について</p> <p>(3) 認可保育所の開設及び貝取保育園の統合に向けた説明経緯について</p> <p>(4) 子ども・若者に関する施策検討懇談会の報告書(案)について</p> <p>(5) 任期満了に伴う「多摩市子ども・子育て会議」委員の選出について</p> <p>(6) パルテノン多摩・子どものエリア事業の今後のスケジュール(変更)</p>
8	2019 (令和元) 年度 第3回 9月5日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(2) 令和元年度以降の待機児童対策について(追加)</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和元年度「児童館直接来館」試行実施について</p> <p>(2) 子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書の提出について</p>
9	2019 (令和元) 年度 第4回 11月6日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画(素案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 若者のひきこもり相談事業(子ども若者育成支援事業)と生活困窮者自立支援事業の相談窓口の統合について</p> <p>(2) 多摩市パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託の経過について</p> <p>(3) 「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について</p> <p>(4) 子育て総合センターの名称変更について</p>
10	2019 (令和元) 年度 第5回 1月29日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) (仮称)多摩市子ども・子育て・若者プラン(素案)パブリックコメントの結果について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和2年度学童クラブ入所申請状況について</p> <p>(2) 令和2年度4月1次保育所入所申請状況について</p> <p>(3) 貝取保育園閉園式について</p>
11	2019 (令和元) 年度 第6回 3月10日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 多摩市子ども・子育て・若者プラン(案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書の提案(条例)について</p> <p>(2) 令和元年度厚生労働省「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」についての調査状況報告</p> <p>※中止(審議事項について委員から電話等で承認を得た)</p>

多摩市子育て・若者支援推進本部の審議経過

No	日付	協議・報告経過
1	2017（平成29）年 2月 6日	第4回多摩市子ども・子育て支援推進本部に報告
2	2018（平成30）年 5月 8日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
3	5月28日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子ども・若者部会に協議
4	5月29日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子ども・子育て部会に協議
5	7月30日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
6	2019（平成31）年 1月18日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育てに関する生活環境部会に協議
7	1月21日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会さらなる充実した支援のための部会に協議
8	1月23日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育て支援部会に協議
9	2月 1日	第4回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
10	4月22日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育て支援部会に協議
11	4月22日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子ども若者部会に協議
12	4月23日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会さらなる充実した支援のための部会に協議
13	4月23日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育てに関する生活環境部会に協議
14	2019（令和元）年 5月23日	第1回多摩市子育て・若者支援推進本部に報告
15	6月 6日	臨時多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
16	7月 1日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育て支援部会に協議
17	7月 1日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会さらなる充実した支援のための部会に協議
18	7月 2日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子ども若者部会に協議
19	7月 2日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育てに関する生活環境部会に協議

No	日付	協議・報告経過
20	2019（令和元）年 7月 9日	第2回多摩市子育て・若者支援推進本部に報告
21	8月20日	第3回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育てに関する生活環境部会に協議
22	8月20日	第3回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子ども若者部会に協議
23	8月22日	第3回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会子育て支援部会に協議
24	8月22日	第3回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会さらなる充実した支援のための部会に協議
25	8月30日	第3回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
26	10月 1日	第3回多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会合同部会に協議
27	10月 8日	第4回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
28	2020（令和2）年 1月16日	第5回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議
29	2月26日	第6回多摩市子育て・若者支援推進本部に協議

多摩市子ども・子育て・若者プラン（素案）に関するパブリックコメント

(1) 目的

多摩市子ども・子育て・若者プラン（素案）について、市民参画の機会を保障と、計画決定への提出された意見の考慮の2点を目的として、パブリックコメントを実施。

(2) 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」）

(3) 意見募集期間

令和元年12月5日（木）～20日（金）まで（16日間）

(4) 閲覧場所

①子育て支援課、②第二庁舎1階行政資料室、③図書館本館、④多摩センター駅出張所、⑤関戸公民館、⑥永山公民館、⑦子育て総合センター（子ども家庭支援センター）、⑧健康センター、⑨総合福祉センター（二幸産業・NSP健幸福祉プラザ）、⑩市内認可保育所・認証保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育所・児童館・学童クラブ、⑪公式ホームページ

※回収箱は①～⑨に設置

※市内認可保育所・認証保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育所・学童クラブについては、通っている子どもの保護者のみ閲覧可能とした

(5) 意見数

10名／16項目

(6) 主な成果

意見を踏まえ、P74「(事業名) 多摩市公園施設長寿命化計画」について表記を追加。

※このほか、提出された意見及び意見に対する個別の回答については、市公式HPをご参照ください。【<http://www.city.tama.lg.jp/0000010238.html>】

多摩市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日条例第39号

多摩市子ども・子育て会議設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、多摩市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、多摩市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、審議会の委員は市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2人以内
- (2) 子ども・子育て支援に関する法人又は組織に属する者 4人以内
- (3) 多摩市立小中学校の教員 2人以内
- (4) 事業主を代表する者 1人以内
- (5) 労働者を代表する者 1人以内
- (6) 子どもの保護者 3人以内
- (7) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、会長が主宰する。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、原則として公開する。
- 6 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子ども青少年部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

改正

平成21年10月16日多摩市告示第542号
平成22年3月31日多摩市告示第154号
平成25年3月25日多摩市告示第100号
平成27年3月31日多摩市告示第115号
平成28年3月31日多摩市告示第186号
平成29年5月10日多摩市告示第304号
平成30年3月30日多摩市告示第132号

多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 多摩市における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）及び子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第1条に規定する子ども・若者育成支援をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的な推進を図るため、多摩市子育て・若者支援推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩市子ども・子育て支援事業計画及び多摩市子ども・若者計画（以下「事業計画等」という。）の策定及び総合的推進に関すること。
- (2) 事業計画等に基づく各施策の総合調整及び協議に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援の推進に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者を本部に参画させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部の会議は、本部長が主宰する。

(専門委員会)

第6条 本部に下部組織として専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 本部の指示による本部の調査検討に必要な事項の事前の調査及びその結果の報告に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に関する連絡調整に関すること。
- 3 専門委員会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「専門委員」という。）をもって構成する。
- 4 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長には子ども青少年部子育て・若者政策担当課長をもって充て、副委員長は専門委員の互選によりこれを定める。

資料編

- 6 専門委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員長は、調査検討する事案により、関係する専門委員の出席を求めて専門委員会の会議を開くことができる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部及び専門委員会の庶務は、子ども青少年部子育て支援課及び子ども青少年部児童青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年多摩市告示第542号)

この要綱は、平成21年11月3日から施行する。

附 則 (平成22年多摩市告示第154号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年多摩市告示第100号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年多摩市告示第115号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年多摩市告示第186号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年多摩市告示第304号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年多摩市告示第132号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長 副市長 健幸まちづくり政策監 教育長 企画政策部長 総務部長 市民経済部長 暮らしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 保健医療政策担当部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 教育部参事

別表第2 (第6条関係)

企画政策部企画課長 総務部防災安全課長 市民経済部納税課長 市民経済部経済観光課長 暮らしと文化部平和・人権課長 TAMA女性センター長 暮らしと文化部文化・市民協働課長 子ども青少年部子育て支援課長 子ども青少年部公立保育園担当課長 子育て総合センター長 子ども青少年部児童青少年課長 子ども青少年部子育て・若者政策担当課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担当課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部都市計画課長 都市整備部住宅担当課長 都市整備部道路交通課長 都市整備部交通対策担当課長 環境部公園緑地課長 教育部教育振興課長 教育部教育企画担当課長 永山公民館長 図書館長 教育部学校支援課長 学校給食センター長 教育部教育指導課長 教育センター長
--

多摩市子ども・子育て会議委員名簿

2016（平成28）年11月1日～2019（令和元）年10月31日

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人以内)	会長 大日向 雅 美	恵泉女学園大学学長
	副会長 高 岡 純 子	ベネッセ教育総合研究所次世代育成研究室室長
子ども・子育て支 援に関する法人又 は組織所属する者 (4人以内)	関 岡 貴 之	多摩みゆき幼稚園園長 (幼稚園園長会推薦)
	福 島 真	かしのき保育園園長 (私立保育園園長会推薦)
	岡 添 律 子	青少協議訪地区委員会会長 (地区委員会会長会推薦)
	島 田 良 恵	特定非営利活動法人シーズネットワーク副理事長 (市民活動団体関係者)
多摩市立小中学校 の教員 (2人以内)	小 畑 行 広	多摩市立豊ヶ丘小学校校長 (小学校校長会推薦)
	麻 生 隆 久	多摩市立聖ヶ丘中学校校長 (中学校校長会推薦)
事業主代表 (1人以内)	岸 川 久美子 ※2019(平成31)年3月まで 唐 澤 淳 子 ※2019(平成31)年4月～	株式会社 ベネッセコーポレーション
労働者代表 (1人以内)	安 藤 久美子	電機連合ティアック労働組合 (連合三多摩ブロック地域協議会推薦)
子どもの保護者 (3人以内)	岩 根 志 保	幼稚園園児保護者 (幼稚園園長会推薦)
	薄 井 千 夏	保育園園児保護者 (私立保育園園長会推薦)
	佐 藤 妙 子	学童クラブ児童保護者 (学童クラブ連絡協議会推薦)
公募による市民 (2人以内)	櫻 田 幸 也	公募市民委員
	永 山 菜見子	公募市民委員

2019（令和元）年11月1日～2022（令和4）年10月31日

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人以内)	会長 大日向 雅 美	恵泉女学園大学学長
	副会長 高 岡 純 子	ベネッセ教育総合研究所次世代育成研究室室長
子ども・子育て支 援に関する法人又 は組織所属する者 (4人以内)	関 岡 貴 之	多摩みゆき幼稚園園長 (幼稚園園長会推薦)
	福 島 真	かしのき保育園園長 (私立保育園園長会推薦)
	石 川 良 子	青少協永山地区委員会会長 (地区委員会会長会推薦)
	島 田 良 恵	特定非営利活動法人シーズネットワーク副理事長 (市民活動団体関係者)
多摩市立小中学校 の教員 (2人以内)	小 畑 行 広	多摩市立豊ヶ丘小学校校長 (小学校校長会推薦)
	麻 生 隆 久	多摩市立聖ヶ丘中学校校長 (中学校校長会推薦)
事業主代表 (1人以内)	高 橋 章 浩	京西テクノス株式会社
労働者代表 (1人以内)	安 藤 久美子	電機連合ティアック労働組合 (連合三多摩ブロック地域協議会推薦)
子どもの保護者 (3人以内)	早 津 あゆみ	幼稚園園児保護者 (幼稚園園長会推薦)
	酒 井 文 重	保育園園児保護者 (私立保育園園長会推薦)
	佐 藤 妙 子	学童クラブ児童保護者 (学童クラブ連絡協議会推薦)
公募による市民 (2人以内)	松 本 健 二	公募市民委員
	宗 宮 記 子	公募市民委員

関係者

若者の課題に 関して学識経験の ある者	木 下 勇	多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会 会長（千葉大学大学院教授）
	元 井 由 隆	多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会 副会長（社会福祉法人こばと会理事長）
	長谷川 俊 雄	白梅学園大学・白梅学園短期大学教授

ライフシーンごとのインデックス

8つのライフシーンの定義

① 生きる	食事・住まい・医療をはじめ、子ども・若者が生きるために必要不可欠な要素に関連する取組み（子育てをする保護者への支援も含む）
② 育つ	子ども・若者が心身ともに健やか成長することを応援することに関連する取組み（子育てをする保護者への支援も含む）
③ 食べる	子ども・若者の食事や栄養（食生活の向上）に関連する取組み
④ 学ぶ	子ども・若者の学びや保護者の学びに関連する取組み
⑤ 働く	子どもの保護者や若者の就労に関連する取組み
⑥ 参加する	子ども・若者の育ちのために、子ども・若者やその保護者の希望により参加することができる取組み
⑦ つながる	子ども・若者やその保護者が、人や施設、サービスを知る、もしくは関係するきっかけとなる取組み
⑧ 遊ぶ	子ども・若者が頭や体を使った遊びに触れたり参加したりすることができる取組み

①生きる

施設型給付（認定こども園）.....	44	移動支援事業.....	55
施設型給付（幼稚園）.....	44	日中一時支援事業.....	55
施設型給付（保育所）.....	44, 66	保育所での要支援児の受入.....	55
地域型保育給付（家庭的保育）.....	44	障がい者日中活動系サービス推進事業.....	55, 78
地域型保育給付（小規模保育）.....	44	多様なサービスの提供.....	56
地域型保育給付（事業所内保育）.....	44	一時預かり事業.....	57, 61
地域子育て支援拠点事業.....	45, 54, 59, 61, 72	延長保育事業.....	57
子育てセンター事業.....	45, 58	病児・病後児保育事業.....	57
妊婦健康診査事業.....	46, 52, 62, 68	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）.....	57, 60
里帰り等妊婦健康診査受診費助成.....	46, 68	ファミリーサポートセンター事業.....	57, 62, 72
利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA 妊婦面接... 47, 52, 62, 68		実費徴収に係る補給付を行う事業.....	58
特定妊婦支援.....	47, 52, 62, 68	休日保育.....	58
乳児家庭全戸訪問事業.....	47, 52, 63, 69	定期利用保育及び幼稚園預かり保育事業.....	58
乳幼児健康診査.....	48, 53, 63, 69	東京都認証保育所制度の活用.....	58
乳幼児の発達に関する相談.....	48, 53, 63, 69	企業主導型保育事業.....	58
歯科検診・幼児歯科相談.....	48, 70	子育てスタート支援事業.....	58, 61, 70
予防接種事業.....	48	子ども家庭サポーター派遣事業.....	59
離乳食に関する講習会.....	48, 70	ひとり親家庭相談事業.....	60
小児初期救急準夜診療所.....	48	ひとり親家庭等医療費助成制度.....	60, 65
訪問・相談事業.....	49, 53, 63, 70	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業.....	60
在園児・保護者に対する食育事業.....	49	母子及び父子福祉資金貸付.....	60
地域の子育て家庭に対する食育事業.....	49	母子家庭等自立支援給付金事業.....	60, 66
食物アレルギーへの取組み.....	49	児童手当支給事業.....	65
食育情報の提供.....	50	児童育成手当支給事業.....	65
保育所による離乳食教室.....	50, 71	児童扶養手当支給事業.....	65
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供.....	50	乳幼児医療費助成事業.....	65
子ども家庭支援センター事業.....	51, 56, 60	義務教育就学児医療費助成事業.....	65
母子健康手帳の交付.....	51, 62, 68	自立支援医療費助成（育成医療）事業.....	65
養育支援訪問事業.....	51, 56, 59, 61, 64	小児慢性病医療費助成.....	65
利用者支援事業（基本型・連携型）.....	51, 59, 61	就学援助.....	65
心身障がい者(児)一時保護事業.....	54	就学奨励事業.....	65
障害福祉サービス給付事業.....	54	私立幼稚園に在籍する保護者への支援.....	65
		女と男がともに生きる行動計画推進事業.....	67
		子育て世代包括支援センター事業.....	68, 80
		ブレババママ保育体験.....	71

資料編

近居・同居の促進	73	障がい者日中活動系サービス推進事業	55, 78
人にやさしい道づくりの推進	73	読書活動の支援	55
道路交通環境の充実	73	適応教室（ゆうかり教室）	56, 76
多摩市公園施設長寿命化計画	74	多様なサービスの提供	56
通学路安全対策事業	74	保育所：保育定員の確保、保育士の人材確保	57
自主的な防犯活動団体の推進	75	一時預かり事業	57, 61
生活困窮者自立支援事業	75, 77, 79	延長保育事業	57
健康・栄養相談	76	病児・病後児保育事業	57
30代健康診査（勤務先、健康保険で健診の機会のない方対象の健診）	76	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	57, 60
TAMA女性センター事業（女性相談）	76	ファミリーサポートセンター事業	57, 62, 72
LGBT電話相談事業	78	実費徴収に係る補足給付を行う事業	58
生活福祉資金貸付事業（社協）	79	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	58
②育つ		休日保育	58
施設型給付（認定こども園）	44	人材育成・研修・ネットワーク事業	58, 77, 80
施設型給付（幼稚園）	44	定期利用保育及び幼稚園預かり保育事業	58
施設型給付（保育所）	44, 66	東京都認証保育所制度の活用	58
地域型保育給付（家庭的保育）	44	企業主導型保育事業	58
地域型保育給付（小規模保育）	44	子育てスタート支援事業	58, 61, 70
地域型保育給付（事業所内保育）	44	子ども家庭サポーター派遣事業	59
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	44, 53, 57, 61, 66	ひとり親家庭等医療費助成制度	60, 65
児童館事業	45, 46, 53, 59, 61, 72, 78	児童手当支給事業	65
地域子育て支援拠点事業	45, 54, 59, 61, 72	児童育成手当支給事業	65
子育てセンター事業	45, 58	児童扶養手当支給事業	65
パルテノン多摩・子どものエリア事業	45	乳幼児医療費助成事業	65
子どもの読書環境の充実	45	義務教育就学児医療費助成事業	65
青少年問題協議会	46, 72	私立幼稚園に在籍する保護者への支援	65
青少年リーダー育成事業	46	インターネット等の適切な活用に向けた啓発	67
妊婦健康診査事業	46, 52, 62, 68	学校・家庭教育支援事業	67, 71
利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA妊婦面接	47, 52, 62, 68	乳幼児とふれあう機会の拡大	67, 71
特定妊婦支援	47, 52, 62, 68	子育て世代包括支援センター事業	68, 80
パパママ（両親）学級	47, 52, 62, 69, 71	プレバママ保育体験	71
乳児家庭全戸訪問事業	47, 52, 63, 69	ブックスタート 多摩市絵本かたりかけ事業	71
乳幼児健康診査	48, 53, 63, 69	子ども食堂推進事業	72
乳幼児の発達に関する相談	48, 53, 63, 69	地区委員会	72
歯科検診・幼児歯科相談	48, 70	赤ちゃん・ふらっと事業	73
予防接種事業	48	多摩市公園施設長寿命化計画	74
離乳食に関する講習会	48, 70	子ども・若者育成支援事業	75, 77, 78, 79
小児初期救急準夜診療所	48	教育相談	75
訪問・相談事業	49, 53, 63, 70	健康・栄養相談	76
在園児・保護者に対する食育事業	49	30代健康診査（勤務先、健康保険で健診の機会のない方対象の健診）	76
地域の子育て家庭に対する食育事業	49	ひとり親家庭等学習支援事業	76, 79
食物アレルギーへの取組み	49	民生委員協議会	77
食育情報の提供	50	教育センター事業	77
保育所による離乳食教室	50, 71	LGBT電話相談事業	78
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供	50	フードドライブ事業（社協）	79
子ども家庭支援センター事業	51, 56, 60	③食べる	
母子健康手帳の交付	51, 62, 68	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	44, 53, 57, 61, 66
養育支援訪問事業	51, 56, 59, 61, 64	児童館事業	45, 46, 53, 59, 61, 72, 78
利用者支援事業（基本型・連携型）	51, 59, 61	利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA妊婦面接	47, 52, 62, 68
発達障がい児（者）相談支援事業	54, 76, 77	特定妊婦支援	47, 52, 62, 68
児童福祉法に基づくサービス給付事業	54, 78	パパママ（両親）学級	47, 52, 62, 69, 71
心身障がい者（児）一時保護事業	54	乳児家庭全戸訪問事業	47, 52, 63, 69
障害福祉サービス給付事業	54	乳幼児健康診査	48, 53, 63, 69
ダウン症乳幼児早期外来グループ訓練事業補助	54	乳幼児の発達に関する相談	48, 53, 63, 69
特別支援教育の充実	55	歯科検診・幼児歯科相談	48, 70
保育所での要支援児の受入	55	離乳食に関する講習会	48, 70
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での要支援児の受入	55	訪問・相談事業	49, 53, 63, 70

資料編

在園児・保護者に対する食育事業.....	49	インターネット等の適切な活用に向けた啓発.....	67
地域の子育て家庭に対する食育事業.....	49	学校・家庭教育支援事業.....	67, 71
学校給食での食育事業.....	49	男女平等参画に関する情報提供（TAMA女性センターライブラリー）.....	67
食物アレルギーへの取組み.....	49	乳幼児とふれあう機会の拡大.....	67, 71
食育情報の提供.....	50	子育て世代包括支援センター事業.....	68, 80
保育所による離乳食教室.....	50, 71	プレババママ保育体験.....	71
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供.....	50	ブックスタート 多摩市絵本かたりかけ事業.....	71
養育支援訪問事業.....	51, 56, 59, 61, 64	地区委員会.....	72
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での要支援児の受入.....	55	こども110番.....	72
子育てスタート支援事業.....	58, 61, 70	生活・交通・災害安全教育の実施.....	74
学校・家庭教育支援事業.....	67, 71	子ども・若者育成支援事業.....	75, 77, 78, 79
子育て世代包括支援センター事業.....	68, 80	健康・栄養相談.....	76
プレババママ保育体験.....	71	ひとり親家庭等学習支援事業.....	76, 79
子ども食堂推進事業.....	72	教育センター事業.....	77
健康・栄養相談.....	76	ボランティア活動のコーディネート.....	78
④学ぶ		キャリア教育.....	78
施設型給付（認定こども園）.....	44	⑤働く	
施設型給付（幼稚園）.....	44	施設型給付（認定こども園）.....	44
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	44, 53, 57, 61, 66	施設型給付（保育所）.....	44, 66
たまっこ5歳児かがやきプログラム.....	44	地域型保育給付（家庭的保育）.....	44
放課後子ども教室.....	45, 46, 73	地域型保育給付（小規模保育）.....	44
児童館事業.....	45, 46, 53, 59, 61, 72, 78	地域型保育給付（事業所内保育）.....	44
地域子育て支援拠点事業.....	45, 54, 59, 61, 72	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	44, 53, 57, 61, 66
子育てセンター事業.....	45, 58	ババママ（両親）学級.....	47, 52, 62, 69, 71
パルテノン多摩・子どものエリア事業.....	45	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での要支援児の受入.....	55
子どもの読書環境の充実.....	45	保育所：保育定員の確保、保育士の人材確保.....	57
青少年問題協議会.....	46, 72	延長保育事業.....	57
青少年リーダー育成事業.....	46	病児・病後児保育事業.....	57
妊婦健康診査事業.....	46, 52, 62, 68	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	58
利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA妊婦面接.....	47, 52, 62, 68	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	58
特定妊婦支援.....	47, 52, 62, 68	休日保育.....	58
ババママ（両親）学級.....	47, 52, 62, 69, 71	定期利用保育及び幼稚園預かり保育事業.....	58
乳児家庭全戸訪問事業.....	47, 52, 63, 69	東京都認証保育所制度の活用.....	58
乳幼児健康診査.....	48, 53, 63, 69	企業主導型保育事業.....	58
乳幼児の発達に関する相談.....	48, 53, 63, 69	ひとり親家庭相談事業.....	60
歯科検診・幼児歯科相談.....	48, 70	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業.....	60
離乳食に関する講習会.....	48, 70	母子家庭等自立支援給付金事業.....	60, 66
訪問・相談事業.....	49, 53, 63, 70	就業労働相談事業.....	66, 78
在園児・保護者に対する食育事業.....	49	創業支援事業.....	66
地域の子育て家庭に対する食育事業.....	49	多様化する就業ニーズに対する支援.....	66
学校給食での食育事業.....	49	職業生活と家庭生活との両立の推進.....	66
食育情報の提供.....	50	乳幼児とふれあう機会の拡大.....	67, 71
保育所による離乳食教室.....	50, 71	生活困窮者自立支援事業.....	75, 77, 79
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供.....	50	子ども・若者育成支援事業.....	75, 77, 78, 79
養育支援訪問事業.....	51, 56, 59, 61, 64	⑥参加する	
利用者支援事業（基本型・連携型）.....	51, 59, 61	放課後子ども教室.....	45, 46, 73
発達障がい児(者)相談支援事業.....	54, 76, 77	児童館事業.....	45, 46, 53, 59, 61, 72, 78
児童福祉法に基づくサービス給付事業.....	54, 78	地域子育て支援拠点事業.....	45, 54, 59, 61, 72
ダウン症乳幼児早期外来グループ訓練事業補助.....	54	青少年問題協議会.....	46, 72
特別支援教育の充実.....	55	青少年リーダー育成事業.....	46
保育所での要支援児の受入.....	55	ババママ（両親）学級.....	47, 52, 62, 69, 71
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での要支援児の受入.....	55	離乳食に関する講習会.....	48, 70
読書活動の支援.....	55	地域の子育て家庭に対する食育事業.....	49
適応教室（ゆうかり教室）.....	56, 76	乳幼児健診・児童館等での食育情報提供.....	50
人材育成・研修・ネットワーク事業.....	58, 77, 80	発達障がい児(者)相談支援事業.....	54, 76, 77
子育てスタート支援事業.....	58, 61, 70	児童福祉法に基づくサービス給付事業.....	54, 78
私立幼稚園に在籍する保護者への支援.....	65	人材育成・研修・ネットワーク事業.....	58, 77, 80
TAMA女性センター事業（就労環境・キャリア形成）.....	66		

資料編

学校・家庭教育支援事業.....	67, 71	休日保育.....	58
女と男がともに生きる行動計画推進事業.....	67	人材育成・研修・ネットワーク事業.....	58, 77, 80
子育て世代包括支援センター事業.....	68, 80	子育てスタート支援事業.....	58, 61, 70
ブレババママ保育体験.....	71	子ども家庭サポーター派遣事業.....	59
地区委員会.....	72	学校・家庭教育支援事業.....	67, 71
こども110番.....	72	乳幼児とふれあう機会の拡大.....	67, 71
ボランティア活動のコーディネート.....	78	子育て世代包括支援センター事業.....	68, 80
キャリア教育.....	78	ブレババママ保育体験.....	71
⑦つながる		子ども食堂推進事業.....	72
放課後子ども教室.....	45, 46, 73	地区委員会.....	72
児童館事業.....	45, 46, 53, 59, 61, 72, 78	こども110番.....	72
地域子育て支援拠点事業.....	45, 54, 59, 61, 72	赤ちゃん・ふらっと事業.....	73
パルテノン多摩・子どものエリア事業.....	45	自主的な防犯活動団体の推進.....	75
青少年問題協議会.....	46, 72	子ども・若者育成支援事業.....	75, 77, 78, 79
青少年リーダー育成事業.....	46	教育相談.....	75
利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA 妊婦面接... 47, 52, 62, 68		健康・栄養相談.....	76
特定妊婦支援.....	47, 52, 62, 68	30代健康診査（勤務先、健康保険で健診の機会のない方対象の健診）.....	76
パパママ（両親）学級.....	47, 52, 62, 69, 71	ひとり親家庭等学習支援事業.....	76, 79
乳児家庭全戸訪問事業.....	47, 52, 63, 69	TAMA女性センター事業（女性相談）.....	76
乳幼児健康診査.....	48, 53, 63, 69	民生委員協議会.....	77
乳幼児の発達に関する相談.....	48, 53, 63, 69	教育センター事業.....	77
歯科検診・幼児歯科相談.....	48, 70	ボランティア活動のコーディネート.....	78
予防接種事業.....	48	LGBT電話相談事業.....	78
離乳食に関する講習会.....	48, 70	⑧遊ぶ	
訪問・相談事業.....	49, 53, 63, 70	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）... 44, 53, 57, 61, 66	
地域の子育て家庭に対する食育事業.....	49	放課後子ども教室.....	45, 46, 73
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供.....	50	児童館事業.....	45, 46, 53, 59, 61, 72, 78
子ども家庭支援センター事業.....	51, 56, 60	地域子育て支援拠点事業.....	45, 54, 59, 61, 72
母子健康手帳の交付.....	51, 62, 68	子育てセンター事業.....	45, 58
養育支援訪問事業.....	51, 56, 59, 61, 64	パルテノン多摩・子どものエリア事業.....	45
利用者支援事業（基本型・連携型）.....	51, 59, 61	青少年リーダー育成事業.....	46
発達障がい児(者)相談支援事業.....	54, 76, 77	乳幼児健康診査.....	48, 53, 63, 69
児童福祉法に基づくサービス給付事業.....	54, 78	乳幼児の発達に関する相談.....	48, 53, 63, 69
心身障がい児(児)一時保護事業.....	54	発達障がい児(者)相談支援事業.....	54, 76, 77
障害福祉サービス給付事業.....	54	児童福祉法に基づくサービス給付事業.....	54, 78
ダウン症乳幼児早期外来グループ訓練事業補助.....	54	ダウン症乳幼児早期外来グループ訓練事業補助.....	54
移動支援事業.....	55	保育所での要支援児の受入.....	55
保育所での要支援児の受入.....	55	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での要支援児の受入.....	55
スクールソーシャルワーカー活用事業.....	56, 76	学校・家庭教育支援事業.....	67, 71
適応教室（ゆうかり教室）.....	56, 76	子育て世代包括支援センター事業.....	68, 80
多様なサービスの提供.....	56	地区委員会.....	72
子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）.....	57, 60	多摩市公園施設長寿命化計画.....	74
ファミリーサポートセンター事業.....	57, 62, 72		

多摩市子ども・子育て・若者プラン

～第2期 多摩市子ども・子育て支援事業計画～

2020（令和2）年3月発行

編集：多摩市子ども青少年部

〒206-8666

東京都多摩市関戸6丁目12番地1

TEL042-375-8111（代表）

印刷物番号

31-57

販売価格

380円

2021（令和3）年 多摩市は誕生50周年

